

# 北広島町環境基本計画

自然と人の**温もり**があふれるまち 北広島町



平成 29 年 3 月  
広島県北広島町





## 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の目的 .....	1
3 計画の位置づけ .....	2
4 計画の期間 .....	3
5 計画の対象 .....	3
6 参画と協働による推進.....	4
<b>第2章 北広島町の概況</b> .....	<b>5</b>
1 位置と地勢 .....	5
2 自然的条件 .....	7
3 社会的条件 .....	9
<b>第3章 北広島町の環境の現況</b> .....	<b>14</b>
1 大気環境 .....	14
2 水環境 .....	16
3 騒音 .....	21
4 公害苦情 .....	23
5 上・下水道 .....	23
6 自然環境 .....	24
7 二酸化炭素排出量 .....	29
8 ごみ処理 .....	30
9 公園 .....	32
10 文化財 .....	32
<b>第4章 環境の評価と課題</b> .....	<b>33</b>
1 アンケート調査による評価.....	33
2 現況と課題 .....	37
<b>第5章 将来の環境像と基本目標</b> .....	<b>41</b>
1 将来の環境像 .....	41
2 基本目標 .....	42

3	取組の体系 .....	43
<b>第6章</b>	<b>環境づくりの取組</b> .....	<b>44</b>
<i>I.</i>	<i>きれいな水と空気に囲まれた暮らしづくり（生活環境）</i> .....	<i>44</i>
1	清らかな水の保全 .....	44
2	澄んだ空気の保全 .....	46
3	騒音、振動、悪臭、有害化学物質対策 .....	48
<i>II.</i>	<i>豊かな自然と共に生きる環境づくり（自然環境）</i> .....	<i>49</i>
1	生物多様性の保全 .....	49
2	豊かな自然環境の保全 .....	50
3	里地里山、農村環境の維持・保全 .....	51
<i>III.</i>	<i>地球を意識して生活する仕組みづくり（地球環境）</i> .....	<i>53</i>
1	地球温暖化対策 .....	53
2	循環型社会の構築 .....	58
<i>IV.</i>	<i>人と人とのつながりのある温かいまちづくり（快適環境）</i> .....	<i>61</i>
1	景観の保全と創出 .....	61
2	みんなにやさしいまちづくり .....	64
3	地域の伝統・文化の継承 .....	66
<i>V.</i>	<i>将来の環境を守り、創る人づくり（環境教育・環境学習及び環境保全活動）</i> ..	<i>68</i>
1	環境教育・学習の推進 .....	68
2	環境保全活動の推進 .....	70
<b>第7章</b>	<b>計画の推進</b> .....	<b>71</b>
1	推進体制 .....	71
2	進行管理 .....	72
<b>資料編</b>	.....	<b>73</b>
1	環境関連条例 .....	74
2	アンケート調査 .....	94
3	策定の経緯 .....	123
4	関連用語集 .....	124



## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきた社会経済システムは、私たちの日常生活の利便性を高めました。その一方で、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化の進行に起因する気候変動の顕在化、廃棄物の増大、生物多様性の低下など、複雑化した世界規模の環境問題の原因となっています。

これら環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への影響が積み重なったものです。今後は、これまでの資源消費型社会から、資源とエネルギーの大量消費に依存しない低炭素社会<sup>※</sup>及び循環型社会<sup>※</sup>を構築していくことが求められています。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故をきっかけに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー、省資源を意識した生活スタイルへの見直しなど、人々の環境への関心が急速に高まっており、これらの諸課題に対応するための法令整備や関連計画などの見直しが進められてきました。

本町は、西中国山地国定公園に位置する山々から湧き出る清流と、豊かな森、里山など、美しく恵まれた自然環境に育まれてきた町です。地域の環境を守る意識は高く、太陽光発電設備の先駆的な導入、菜の花プロジェクトや環境教育などの推進に積極的に取り組んできました。その中で、平成19(2007)年に「北広島町地域新エネルギービジョン」を策定し、“ECOエネルギータウン北広島町”の実現を目指しています。

しかし、本町においても、過疎化や高齢化、農業の担い手不足などにより、森林や里山、農地の荒廃など自然環境や生活環境の悪化が懸念されています。本町の豊かな自然環境を守り、安全・安心に住み続けることができる環境を継承し、将来にわたってより良い環境づくりを推進していくことが必要です。

町民・事業者・町が相互に協力し合い、地域の環境問題の解決とより良い環境づくりの取組を効果的に推進するため、「北広島町環境保全に関する条例」(平成17(2005)年2月)第8条に基づく「北広島町環境基本計画」(以下「本計画」という)を策定しました。

### 2 計画の目的

本計画は、第2次長期総合計画が掲げるめざすまちの将来像『新たな感動・活力を創る 北広島～人のチカラがあふれるまち～』の実現に向け、環境面における取組の方針や施策を明確化し、その効果的な推進を図ることを目的とします。

※低炭素社会:地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑えた社会。

※循環型社会:廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、適正処分の仕組みが確保されることにより実現される、有限の資源を有効に利用し環境への負荷ができる限り低減された社会。

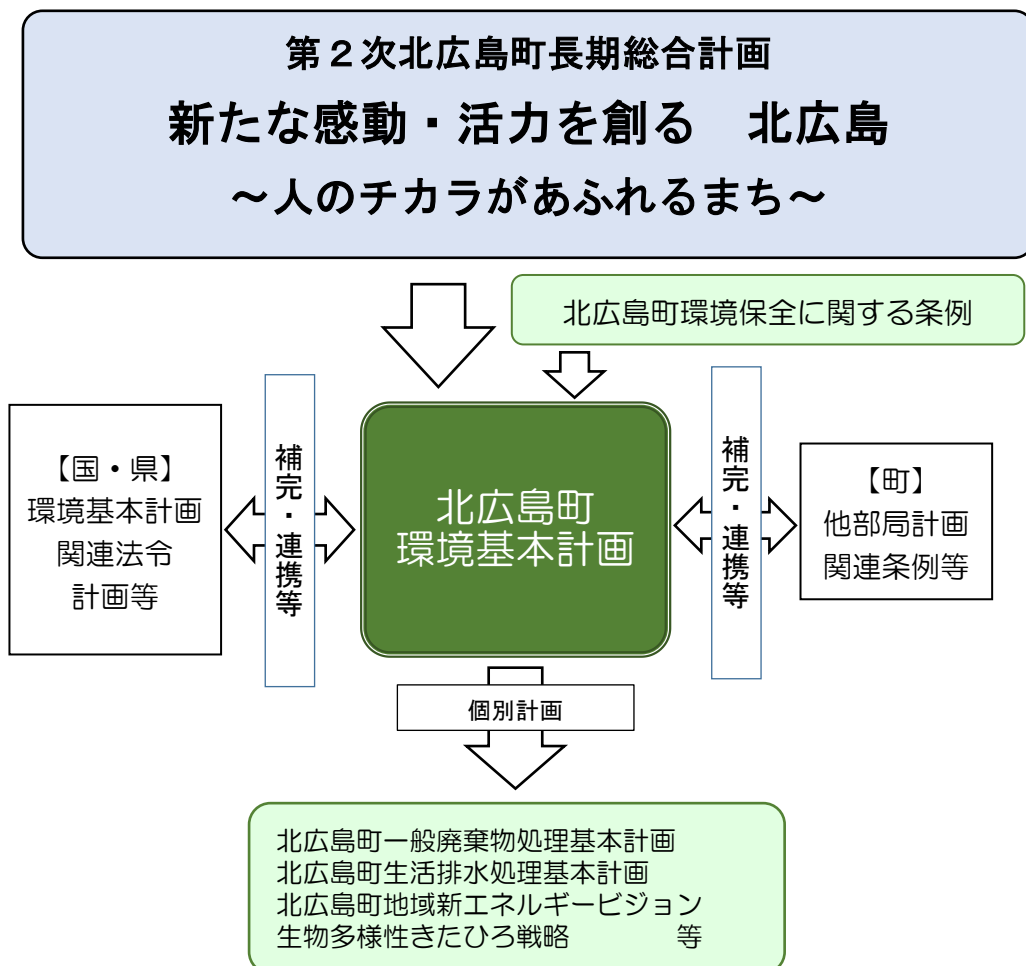
### 3 計画の位置づけ

国では、「環境基本法（平成5（1993）年11月施行）」に基づいて、「環境の保全に関する基本的な計画」を定めています。平成6（1994）年12月に第一次計画が閣議決定された後、5年程度を目途に見直しを行い、現在は、平成24（2012）年4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」となっています。

第四次環境基本計画では、環境行政の目標である「持続可能な社会」（将来の世代のニーズを、現在の世代と同様に満たせる社会）を「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成し、その基盤として「安全」を確保している社会としています。

広島県においては、「広島県環境基本条例（平成7（1995）年3月施行）」に基づき、平成9（1997）年3月に環境基本計画が策定され、現在は、平成28（2016）年3月に策定された「第4次広島県環境基本計画」となっています。

本計画は、国や県の環境基本計画などと補完・連携し、平成29（2017）年に策定された「第2次北広島町長期総合計画」のめざすまちの将来像の具現化に向け、環境の分野における取組を示すものです。





#### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成 38（2026）年度を目標年度とする平成 29（2017）年度からの 10 年間とします。環境施策の進捗状況は毎年確認するとともに、社会情勢や環境の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

**計画の期間**  
平成 29（2017）年度 ⇒ 平成 38（2026）年度

#### 5 計画の対象

本計画で対象とする環境の要素を、下記のように設定します。

区 分	対象とする環境要素
生活環境	大気環境、水環境、騒音、振動、悪臭、有害化学物質 など
自然環境	動物、植物、生物多様性※、森林、里山、農地 など
地球環境	地球温暖化、低炭素社会、省エネルギー、再生可能エネルギー、オゾン層破壊、酸性雨 など
	廃棄物、5 Rの推進、循環型社会の構築 など
快適環境	景観、公園・緑地、水辺、歴史的・文化的環境、マナー・モラル など
環境教育・学習及び環境保全活動	環境教育・学習、環境保全活動、人材育成、

※生物多様性：地球上の生物は、未知のものを含めると 3,000 万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、一つひとつに個性がある生命が、網の目のように様々な関係でつながっていることを指す。

## 6 参画と協働による推進

本町がめざすまちの将来像の実現のためには、町民、事業者、国・県・町の行政などが目的と価値を共有し、社会全体として各主体が最も力を発揮できる体制を構築、あるいは状況に応じて柔軟に参画・協働ができる仕組みづくりが必要です。

本町のまちづくりは、町民、事業者、町の各主体の積極的な参画のもと、役割と責任を分担し、相互に補完・協力して推進する協働の体制により進めていくことを基本とします。

### ○ 町民の役割

- 生活と環境との深い関わりを認識し、身近なところから環境負荷の低減に取り組みます。
- 「私たちのまちの環境は、私たちが守る」という自覚のもと、主体的に町や事業者と協働して環境問題に取り組みます。
- 子供から大人まですべての世代が環境を学び、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加・協力します。

### ○ 事業者の役割

- 事業活動の環境に対する社会的な影響や環境に与える負荷の大きさを認識し、責任ある行動をとり、環境への負荷をさらに低減し、より良い環境の創出に貢献します。
- 製品の設計・生産・流通・消費・廃棄にいたるすべての事業段階にわたって、環境への負荷の少ない製品やサービスを提供します。
- 地域社会の構成員として、地域の環境保全活動に協力するとともに、自らも積極的に活動します。

### ○ 町の役割

- 町民・事業者との合意のもと、地域の環境保全に関する施策を策定します。
- 施策の実施にあたっては、町民・事業者と連携を図るとともに、県や周辺市町と協力して広域的な取組を推進します。
- 町民・事業者に対して、積極的な環境情報の発信や意識啓発などにより、主体的な取組や主体間の連携・協働、ボランティア活動などを支援・促進します。
- 自ら率先して環境に配慮した行動に取り組みます。

## 第2章 北広島町の概況

### 1 位置と地勢

#### (1) 位置

本町は、広島県の北西部である芸北地域のほぼ中央部に位置し、さらに中国地方の広がりの中でも、その中央部に位置する地域です。行政区域の面積は、646.20km<sup>2</sup>であり、本町の北西及び西は、中国山地の稜線を境に島根県と接し、東は安芸高田市、南は広島市、安芸太田町が位置しています。

北広島町における主要な道路網としては、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線、一般国道186号、191号、261号、433号などが通り、インターチェンジが2箇所設置されるなど、山陰山陽の中間地点における交通の要衝となっています。



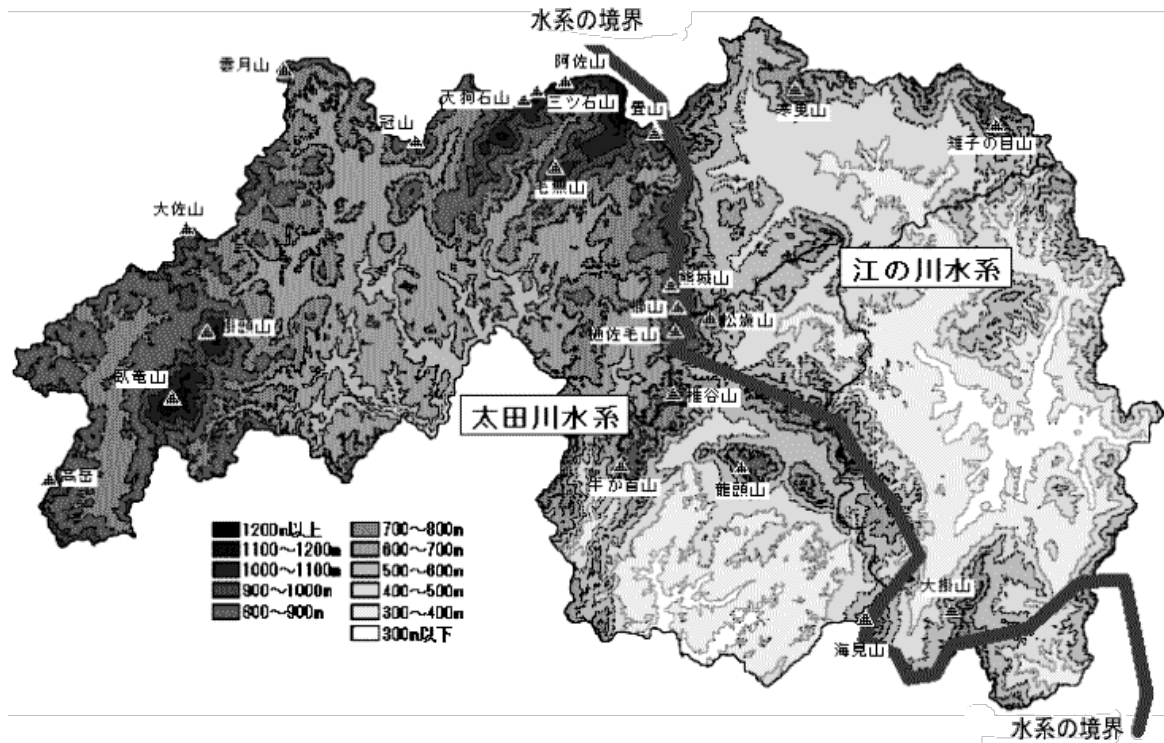
本町の位置図

(2) 地勢

北広島町と島根県との県境付近には、中国山地の稜線が位置し、西から高岳、大佐山、冠山、天狗石山、三ツ石山、阿佐山、畳山と1,000m級の山々が連なります。こうした稜線を有する北広島町の北西側の芸北地域では、県境付近以外にも、臥竜山、掛頭山、毛無山など1,000m級の山があり、集落地や農地は標高700m台、600m台が中心で、800m台には牧場も位置し、高原状の地形となっています。また、本町の北東側の大朝地域は、芸北地域よりも標高は低いものの、江の川やその支流沿いに標高400m前後の平地部が広がり、寒曳山などの山々やそれから延びる丘陵地などとともに、高原状の地形を構成しています。

これら高原状の地域の南に、千代田地域、豊平地域は位置します。このうち千代田地域は、江の川沿いにまとまった平地が盆地状に広がり、なだらかな丘陵地も存在します。また、豊平地域は、山々に抱かれながら、平地部・集落地等が点的的に立地し、高原状・盆地状の地区、丘陵地、河川沿いの山間地、棚田集落など、多様な地形条件となっています。

また、北広島町は中国地方を代表する江の川水系と太田川水系の2つの源流域に当たり、主として東側が江の川水系、西側が太田川水系となり、日本海と瀬戸内海の2つの海につながります。



本町の地形、水系

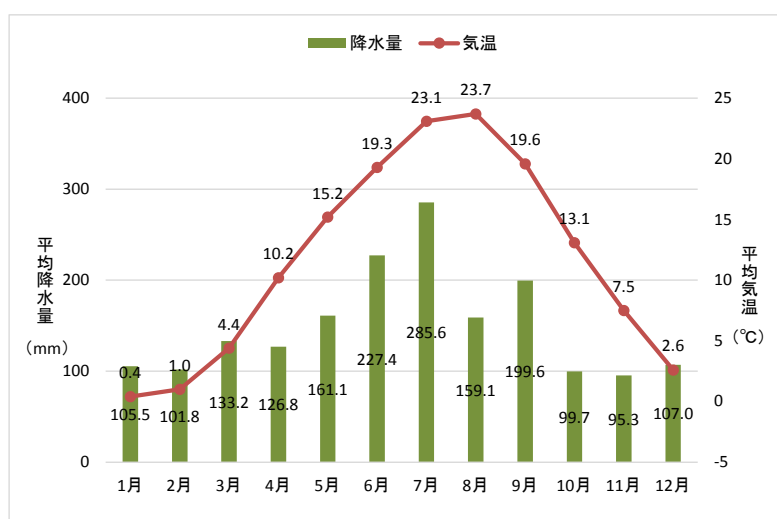
## 2 自然的条件

### (1) 気候

本町の気候は、瀬戸内海沿岸部に比べると降水量が多く、特に冬季にその傾向が強く、中国山地内陸型の特色を有しています。本町内でも、特にスキー場が立地する芸北や大朝地区は冬季の積雪量が多く、夏季は比較的清涼な気候となっています。

気温の平年値は、気温 11.7℃、降水量 1,798.7mm、平均風速 1.4m/s (1981年～2010年)、日照時間 1,742.7時間 (1985年～2010年) となっています。

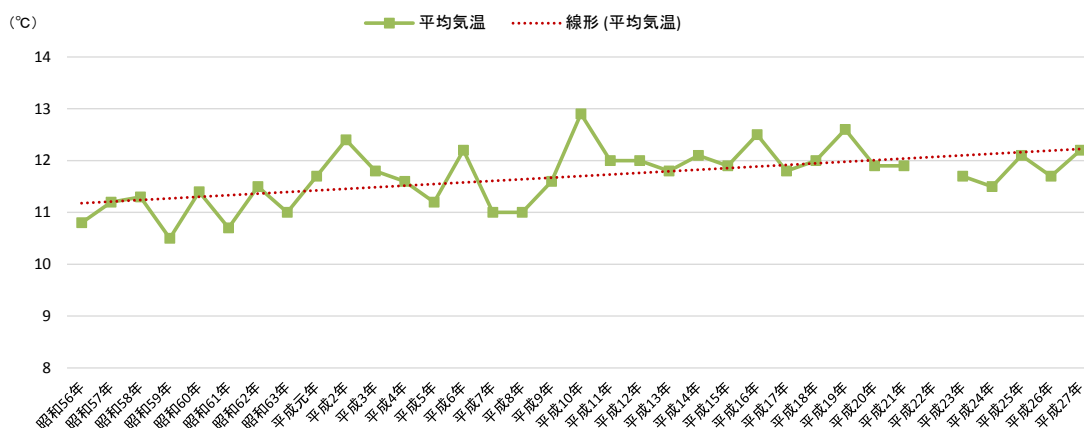
昭和56(1981)年からの平均気温の推移では、その推移の傾向を表す線形近似曲線は上昇傾向を示しています。



気温・降水量の月別平年値

資料: 気象庁大朝観測所

※平年値の統計期間は1981年から2010年の30年間



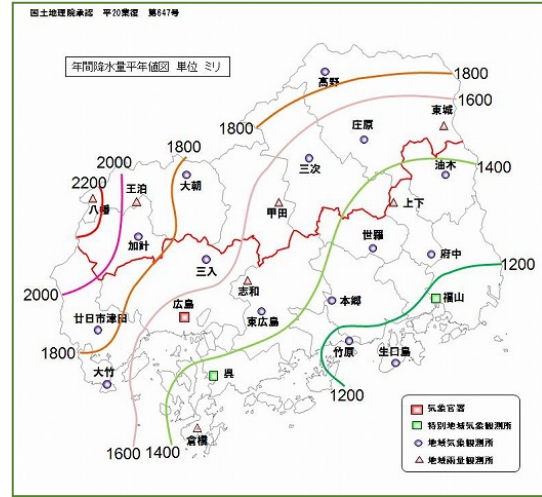
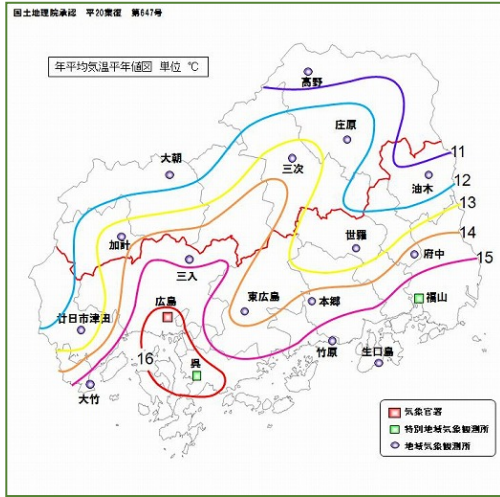
気温の年平均値推移

資料: 気象庁大朝観測所

※平成22年は観測値に欠測があったため表示不可。

参考資料

◇広島県の気温と降水量



平年の気温は広島市・呉市で高く16℃です。沿岸部も15℃程度の気温です。

一方、県北部は気温の低い地域で特に北東部は沿岸部より約5℃低くなっています。

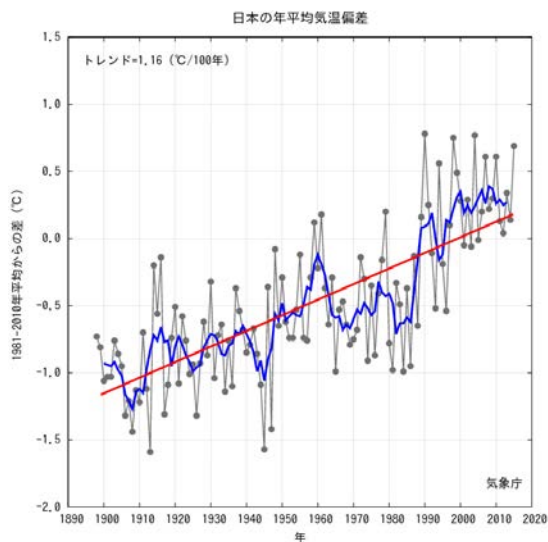
県内で年間降水量が多いのは県北西部の八幡で2346.3mmです。

沿岸部は、降水量は少なく、特に県南東部では1200mm未滿と八幡の約半分となっています。

資料: 広島気象台「広島県の地勢と気象」  
<http://www.jma-net.go.jp/hiroshima/siki.html>

◇日本の年平均気温の偏差の経年変化（1898～2015年）

2015年の日本の年平均気温の1981～2010年平均基準における偏差は+0.69℃（20世紀平均基準における偏差は+1.30℃）で、1898年の統計開始以降、4番目に高い値となりました。日本の年平均気温は、長期的には100年あたり約1.16℃の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。



細線(黒): 各年の平均気温の基準値からの偏差  
 太線(青): 偏差の5年移動平均  
 直線(赤): 長期的な変化傾向  
 基準値は1981～2010年の30年平均値

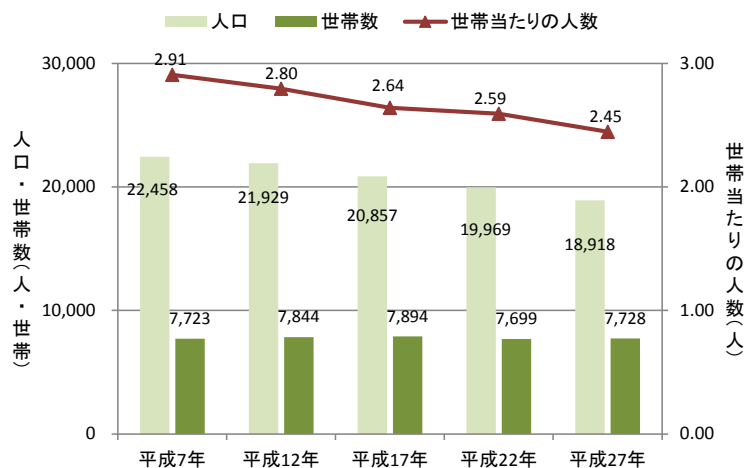
資料: 気象庁「日本の平均気温」  
[http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an\\_jpn.html](http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html)

### 3 社会的条件

#### (1) 人口・世帯数

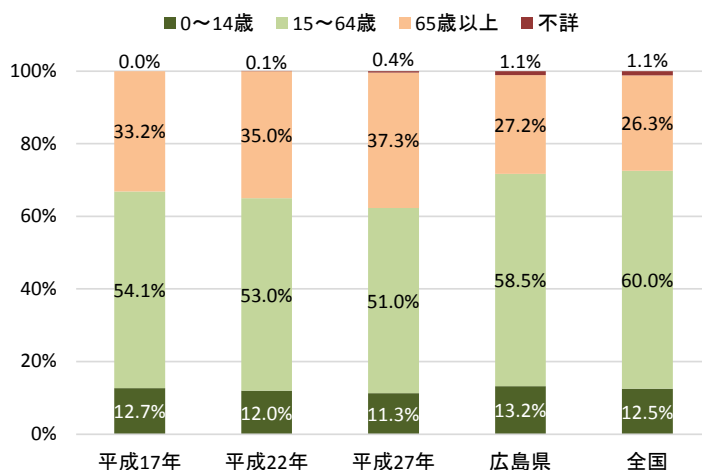
本町の人口は、減少が続いています。平成27(2015)年は、平成7(1995)年比84.2%となっています。

年齢3区分構成比の推移では、本町においても少子・高齢化が進んでおり、平成27(2015)年の高齢化率は、全国値を10ポイント以上上回る37.3%となっています。



資料：国勢調査

人口・世帯数の推移



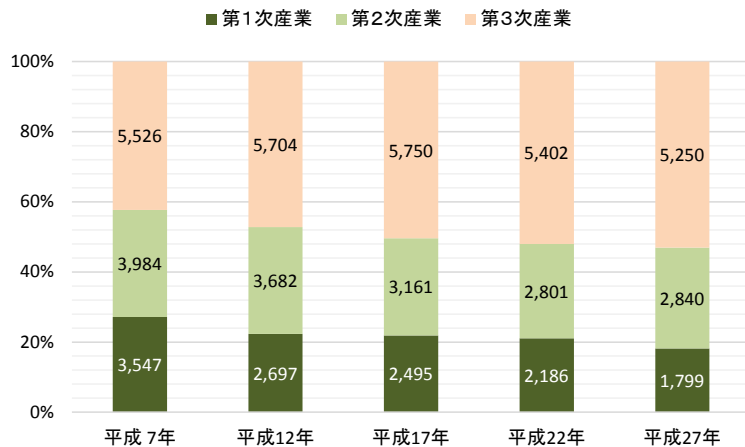
資料：国勢調査

年齢3区分構成比 県・国比較

(2) 産業

①産業別就業者数

平成 27 (2015) 年国勢調査による産業別就業者数は、第 1 次産業（農林水産業）が 1,799 人（構成比 18.2%）、第 2 次産業（鉱工業・製造業）2,840 人（構成比 28.7%）、第 3 次産業（サービス業）が 5,250 人（構成比 53.1%）となっています。



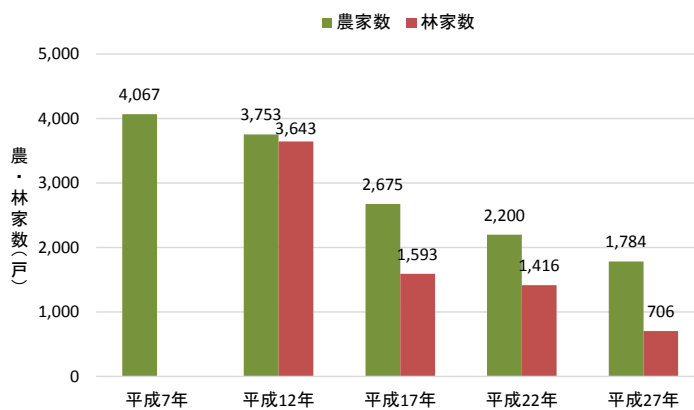
産業3区分就業者数比率

資料: 国勢調査

※グラフ中の数値の単位は人

②農・林家数

農家数、林家数とも減少が続いており、平成 27 (2015) 年は平成 12 (2000) 年と比較して、農家数が 47.5%、林家数 19.4%と大きく減少しています。



農家数と林家数の推移

資料: 農林業センサス町資料

※平成7(1995)年は「農業センサス」のため林業調査データはない。



③森林面積

本町の平成 27（2015）年の森林面積は 53,325ha で、行政区域の面積 64,620ha の 82.5% を占めています。

森林の面積

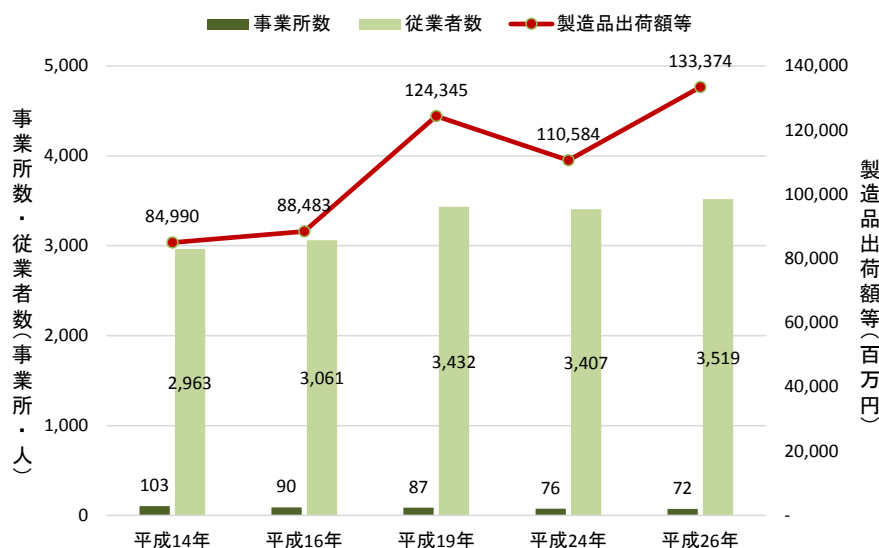
単位:ha

年	総数	民有林							国有林
		総数	人工林		天然林		竹林	無立木地	
			針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹			
平成 23 年	53,471	52,313	19,580	222	13,025	18,522	34	892	1,158
平成 24 年	53,471	52,313	19,580	222	13,025	18,522	34	892	1,158
平成 25 年	53,469	52,311	19,536	225	12,956	18,543	34	980	1,158
平成 26 年	53,325	52,311	19,536	225	12,956	18,543	34	980	1,014
平成 27 年	53,325	52,311	19,532	228	12,997	18,502	34	980	1,014

資料: 広島県統計年鑑

④工業

工業の推移は、製造品出荷額等の額、従業者数が平成 24（2012）年に一旦減少したものの、その後増加に転じています。事業所数（従業者 4 人以上）は、減少傾向が継続しています。

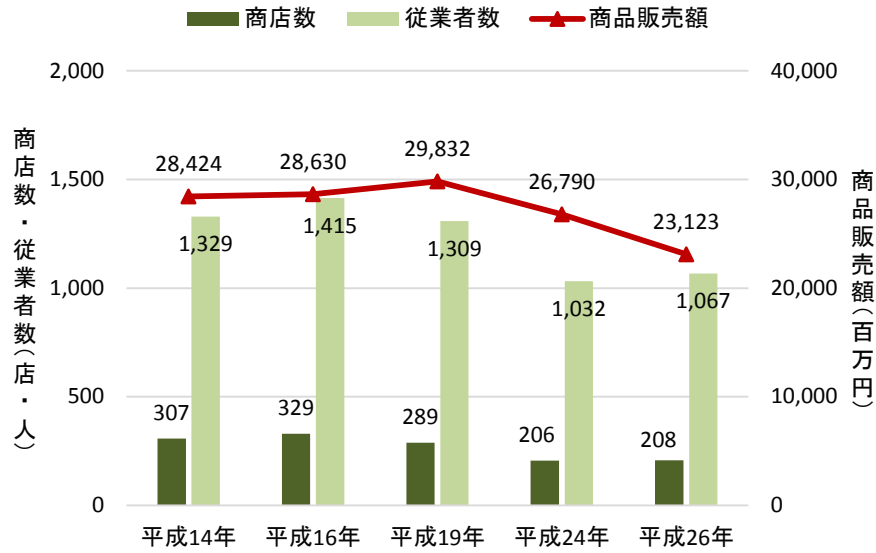


資料: 工業統計調査  
経済センサス

工業の推移

⑤商業

商業（卸売・小売業）の推移は、平成 19（2007）年以降商品販売額が減少しており、平成 26 年の商品販売額は平成 19（2007）年比 77.5%となっています。

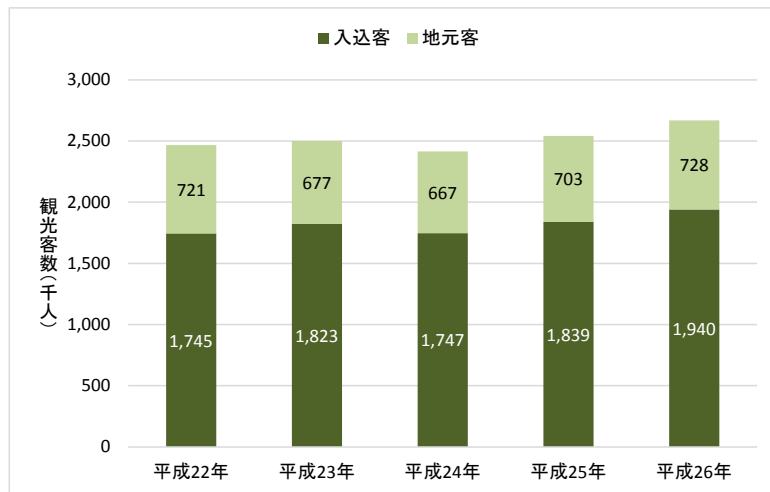


商業の推移

資料: 商業統計調査  
経済センサス

⑥観光

本町は、広島都市圏に接していることや交通条件、地域資源の活用などによって、観光・レクリエーションエリアとして、都市部との交流が多い地域です。特に、スキー場が集積する日本最南端の地域であり、中・四国、九州方面からの入込み観光客で賑わっています。

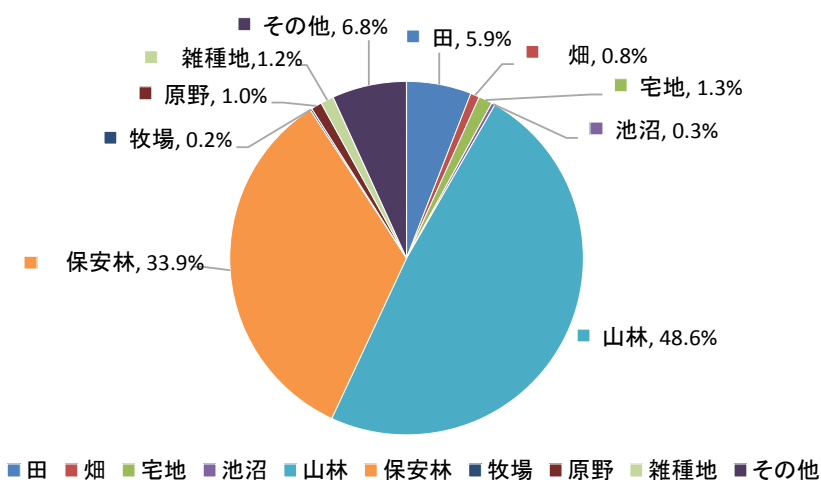


観光客数の推移

資料: 町資料

(3) 土地利用

本町の平成 27 (2015) 年度の土地利用状況は、田 5.9%、畑 0.8%、宅地 1.3%、池沼 0.3%、山林 48.6%、保安林 33.9%、牧場 0.2%、原野 1.0%、雑種地 1.2%、その他（公衆用道路、墓地など）6.8%となっています。

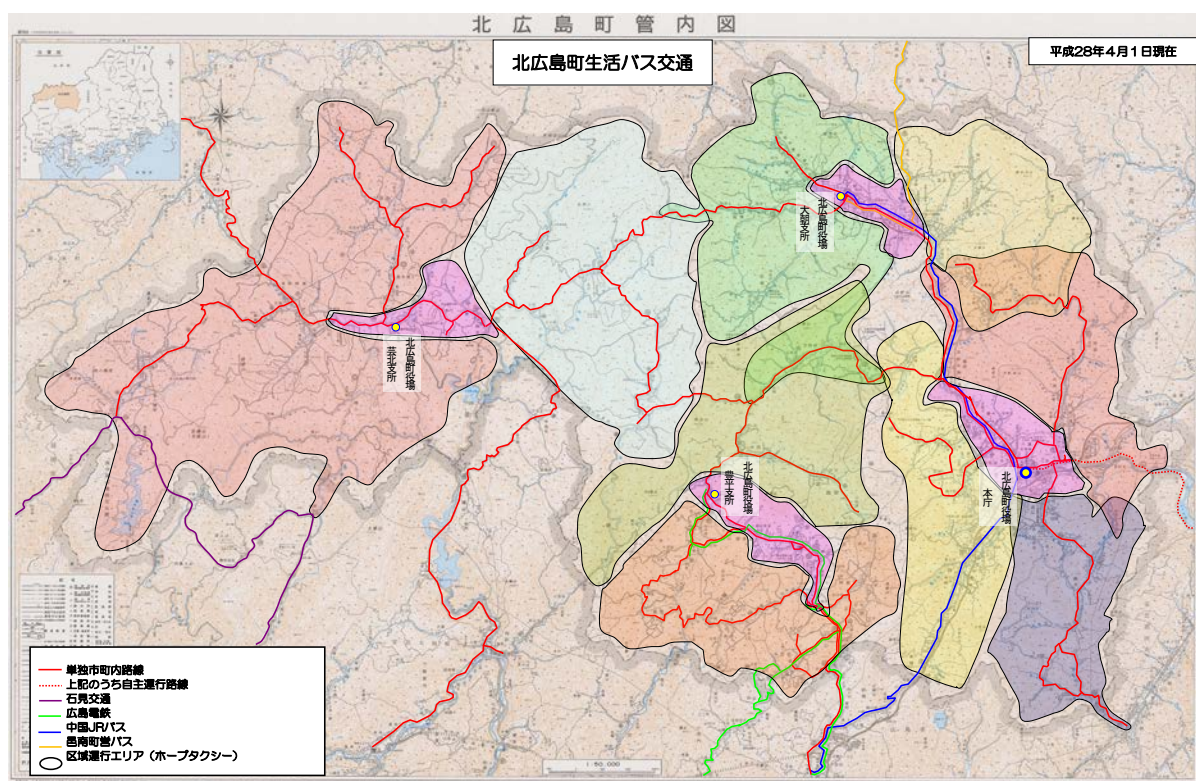


土地利用の状況

資料: 町資料

(4) 道路・交通

本町内の公共交通はバスであり、町内外を結ぶ路線バスと定時運行型デマンドバス「ホープタクシー」が町内全域で運行しています。



資料: 町資料

## 第3章 北広島町の環境の現況

### 1 大気環境

本町での大気の状態は、壬生（千代田運動公園）に設置された一般大気測定局にて浮遊粒子状物質（SPM）と光化学オキシダント（OX）の2項目が測定されています。微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）は、平成26（2014）年度途中よりの測定が始まっています。

これらの監視データは、広島県のホームページ「広島県大気汚染常時監視結果」にて確認することができます。

浮遊粒子状物質（SPM）は、下記のとおり環境基準値を満たしており、良好な状態にあるといえます。

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の、平成27（2015）年度の年平均値  $11.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98%値は  $27.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$  と環境基準に適合しています。（環境基準：年平均値  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下、かつ日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

光化学オキシダント（OX）については、各年度とも昼間1時間値の最高値が環境基準値（0.06ppm以下）を超過していますが、全国的にみても、環境基準値を満足する測定局はほとんどないのが現状です。これは、国内だけではなく、国外から飛来する汚染物質の影響も考えられます。

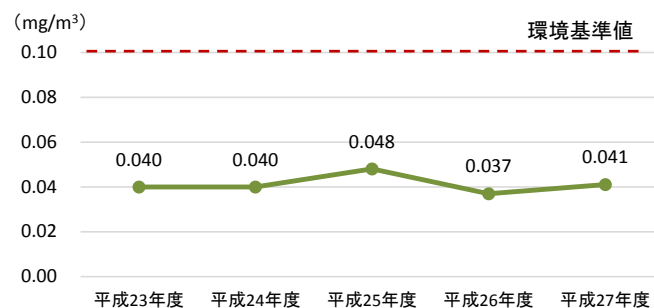
浮遊粒子状物質（SPM）

単位：mg/m<sup>3</sup>

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
日平均値の2%除外値	0.040	0.040	0.048	0.037	0.041
1時間値の最高値	0.166	0.112	0.106	0.096	0.092
1時間値の年平均値	0.017	0.017	0.018	0.016	0.015

環境基準：日平均の2%除外値  $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1時間値の最高値  $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

資料：広島県大気汚染常時監視結果



浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）の推移

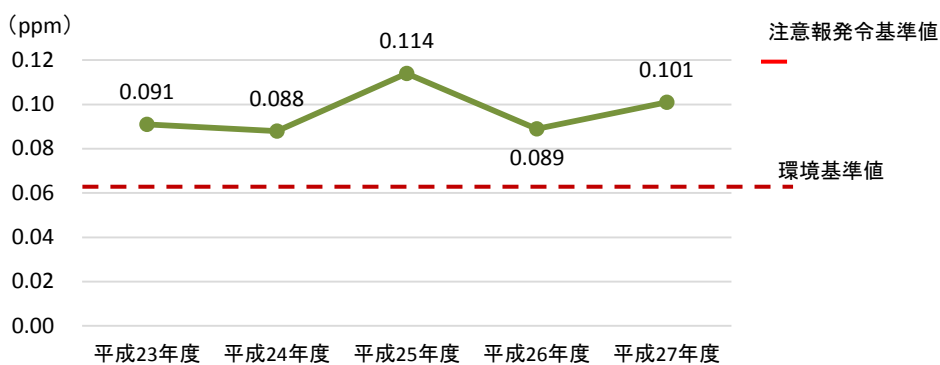
光化学オキシダント(OX)

単位: ppm、日

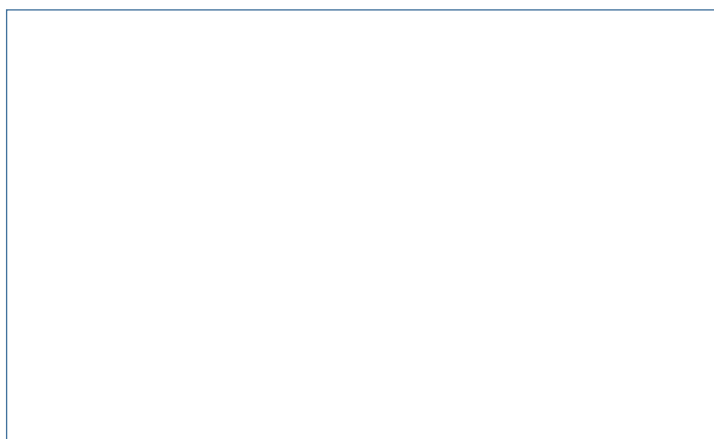
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
昼間1時間の最高値	0.091	0.088	0.114	0.089	0.101
0.06ppm 超過日数	34	39	56	48	59
0.12ppm 超過日数	0	0	0	0	0

環境基準: 昼間1時間値の最高値が0.06ppm以下  
網掛け部は、環境基準値を超過

資料: 広島県大気汚染常時監視結果



光化学オキシダント(昼間1時間値の最高値)



2 水環境

太田川、江の川の水源である本町では、独自に町内河川の18地点において、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）の3項目を測定しています。

水素イオン濃度指数(pH)の測定値

地点名	河川名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①大朝	江の川	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3
		7.4	7.5	7.3	7.3	7.4
②新庄	江の川	7.2	7.3	7.3	7.3	7.2
		7.3	7.5	7.2	7.4	7.5
③新庄・上川戸境	江の川	7.0	7.5	7.3	7.3	7.4
		7.4	7.3	7.2	7.6	7.5
④舞綱	大長谷川	7.0	7.4	7.3	7.4	7.3
		7.5	7.4	7.4	7.7	7.5
⑤有間	寺原川	7.0	7.4	7.2	7.1	7.0
		7.3	7.3	7.4	7.4	7.3
⑥石井谷・本地境	冠川	7.2	7.5	7.4	7.2	7.3
		7.5	7.4	7.6	7.8	7.4
⑦保余原	出原川	7.2	7.6	7.4	7.2	7.3
		7.5	7.3	7.4	7.6	7.5
⑧川井・八千代境	江の川	7.3	7.6	7.3	7.5	7.6
		7.5	7.4	7.6	8.2	7.5
⑨畑	根の谷川	7.3	7.5	7.5	7.4	7.4
		7.5	7.5	7.5	7.5	7.4
⑩寺原	寺原川	7.1	7.4	7.2	7.3	7.2
		7.3	7.3	7.3	7.4	7.3
⑪下石	志路原川	7.3	7.4	7.3	7.2	7.3
		7.6	7.5	7.3	7.4	7.4
⑫七曲	西宗川	7.6	7.5	7.7	7.7	7.8
		7.8	7.9	7.7	7.9	7.8
⑬今吉田	小河内川	7.5	7.7	7.9	7.5	7.6
		7.8	7.7	7.5	7.7	7.7
⑭落合	鈴張川	7.3	7.6	7.5	7.4	7.5
		7.6	7.6	7.5	7.6	7.6
⑮西八幡原	柴木川	6.7	7.5	7.0	6.7	6.7
		7.1	7.3	6.9	7.0	7.0
⑯荒神原	大佐川	7.0	7.3	7.1	7.0	6.8
		7.1	7.3	6.9	7.1	7.1
⑰小原	大暮川	7.2	7.5	7.3	7.3	7.1
		7.1	7.3	6.9	7.2	7.3
⑱溝口	丁川	7.2	7.2	7.3	7.3	7.2
		7.2	7.5	6.7	7.3	7.3

環境基準値:6.5 以上 8.5 以下

資料:町資料

各河川とも上段は7月、下段は11月の測定結果。網掛けは、最も高い値(青色)と低い値(橙色)

生物化学的酸素要求量(BOD)※の測定値

単位:mg/l

地点名	河川名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①大朝	江の川	0.3	0.1	0.1	1.1	0.5
		0.2	0.6	0.4	0.5	0.6
②新庄	江の川	0.3	0.3	0.4	0.7	0.2
		0.3	0.8	0.2	0.4	0.7
③新庄・上川戸境	江の川	0.2	0.7	0.6	0.8	0.3
		0.1	0.2	0.1	0.3	0.7
④舞綱	大長谷川	0.2	0.3	0.3	1.1	0.7
		0.6	0.5	0.1	0.7	0.6
⑤有間	寺原川	0.4	0.6	0.3	0.3	0.5
		0.2	0.2	0.7	0.3	0.4
⑥石井谷・本地境	冠川	0.8	0.8	0.3	1.2	1.1
		0.2	1.2	0.4	0.7	0.8
⑦保余原	出原川	0.1	0.5	0.3	0.5	0.3
		0.1	0.3	0.2	0.3	0.3
⑧川井・八千代境	江の川	0.2	1.1	0.4	0.9	0.6
		0.3	0.8	0.1	0.2	0.5
⑨畑	根の谷川	0.1	0.4	0.5	0.3	0.2
		0.1	0.1	0.3	0.2	0.3
⑩寺原	寺原川	0.2	0.3	0.1	0.2	0.6
		0.1	0.3	0.5	0.5	0.4
⑪下石	志路原川	0.2	0.3	0.9	0.9	1.8
		0.5	0.8	0.5	0.7	0.8
⑫七曲	西宗川	0.2	0.4	0.6	0.5	0.3
		0.5	0.1	0.8	0.6	0.9
⑬今吉田	小河内川	0.8	1.0	0.9	0.9	0.7
		0.6	0.5	0.4	0.2	1.1
⑭落合	鈴張川	0.3	0.8	0.6	0.7	0.6
		0.5	1.1	0.3	0.4	1.3
⑮西八幡原	柴木川	0.1	0.4	0.5	1.1	0.2
		0.5	0.5	0.6	0.2	1.3
⑯荒神原	大佐川	0.2	0.2	0.3	0.8	0.4
		0.6	0.4	0.4	0.3	1
⑰小原	大暮川	0.3	0.2	0.5	0.4	0.2
		0.4	0.3	0.5	0.4	1.2
⑱溝口	丁川	0.2	0.4	0.5	0.8	0.7
		0.4	0.1	0.7	0.4	0.9

環境基準値:2mg/l以下

各河川とも上段は7月、下段は11月の測定結果

資料:町資料

網掛けは、最も高い値(青色)

※生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。微生物が多いほどBODは高くなり、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、生物の生息環境が悪化しやすい。

## 浮遊物質量(SS)※の測定値

単位:mg/ℓ

地点名	河川名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①大朝	江の川	2	3	2	1	2
		1 未満	1 未満	3	1 未満	1
②新庄	江の川	3	3	2	1	3
		1 未満	1	1 未満	1 未満	0
③新庄・上川戸境	江の川	2	3	3	3	2
		1 未満	3	1 未満	1 未満	1
④舞綱	大長谷川	4	5	5	2	9
		1	2	1	2	1
⑤有間	寺原川	2	2	2	3	4
		1 未満	1	1	1 未満	0
⑥石井谷・本地境	冠川	1	2	2	2	2
		1	2	1	1 未満	1
⑦保余原	出原川	3	1 未満	1	1 未満	2
		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	0
⑧川井・八千代境	江の川	1 未満	3	3	1 未満	2
		1 未満	3	1 未満	2	1
⑨畑	根の谷川	2	2	3	1 未満	1
		1	1 未満	1	1 未満	0
⑩寺原	寺原川	1 未満	1 未満	1	1 未満	1
		2	1 未満	1	1 未満	0
⑪下石	志路原川	2	2	3	1 未満	3
		1	2	1	2	0
⑫七曲	西宗川	3	6	3	2	5
		1	2	1	1	2
⑬今吉田	小河内川	2	3	2	2	3
		2	1	1	1	1
⑭落合	鈴張川	5	6	4	4	5
		3	2	2	3	3
⑮西八幡原	柴木川	2	2	2	3	2
		1 未満	2	1	1 未満	2
⑯荒神原	大佐川	1 未満	1	1	1	1
		6	1	1 未満	2	0
⑰小原	大暮川	1	1	1 未満	1 未満	1
		1 未満	1	1 未満	1 未満	0
⑱溝口	丁川	1 未満	3	2	1	2
		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	0

環境基準:25mg/ℓ 以下

資料:町資料

各河川とも上段は7月、下段は11月の測定結果。網掛けは、最も高い値(青色)

※浮遊物質量(SS)

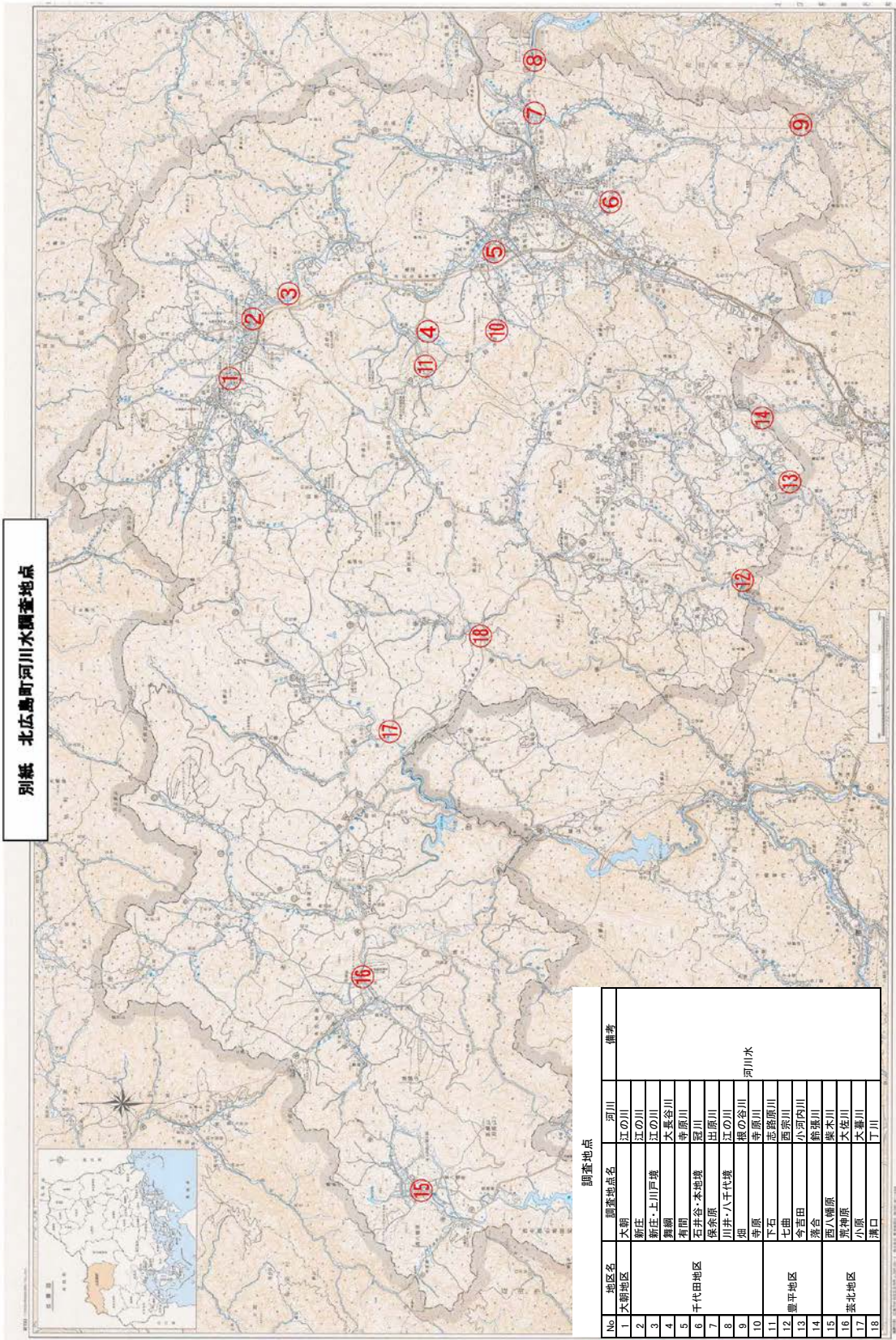
水中に分散している固形物で検水をろ過した時に分離される物質で粒径2mm以下のものをいう。



水質を測定している各地点には、環境基準水域類型指定はありませんが、県が実施している公共用水域水質測定地点（本町内2か所）がA類型に指定されていることから、全地点の測定結果をA類型の基準に照らしてみることとします。

測定結果のすべてがA類型の基準を満たしています。生物化学的酸素要求量（BOD）では、AA類型の基準を満たす値（1mg/l以下）も多い結果となっており、本町の河川は良好な水質を維持しています。

別紙 北広島町河川水調査地点



No.	地区名	調査地点名	河川	備考
1	大野地区	大野	江の川	
2		新庄	江の川	
3		新庄・上川戸境	江の川	
4		舞岡	大塚谷川	
5		香間	寺原川	
6	千代田地区	石井谷・本地境	望川	
7		保余原	出原川	
8		川井・八平代境	江の川	
9		地	根の谷川	河川水
10		寺原	寺原川	
11		下石	志路原川	
12	豊平地区	七曲	西条川	
13		金善田	小河原川	
14		森合	鈴瀬川	
15		西八幡原	深木川	
16	基北地区	荒神原	大佐川	
17		小原	大巻川	
18		瀬口	丁川	

水質調査地点図

## 3 騒音

本町では、騒音の実態および環境基準の達成状況等を把握するため、毎年9月から12月までの間の平日（セミ等虫の鳴く時期、タイヤチェーンを装備している時期、年末年始など、通常の騒音状態では無いと認められる時期は除く。）に町内32か所で騒音調査を実施しています。

国道261号沿線、市街地などにおいて基準値超過が見られます。

単位: db

類型	地点番号	調査場所	用途	基準値	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
B	C1	山県郡北広島町有田	一住	55	45.6	45.9	44.6	47.3
-	C2	山県郡北広島町川東	未指定	55	46	48.5	44.3	48.8
-	C3	山県郡北広島町蔵迫	未指定	55	49.4	47.5	46.9	46.3
C	C4	山県郡北広島町春木	準工	70(65)	71.3	71.1(63.0)	70.7(63.7)	69.7(64.9)
-	C5	山県郡北広島町南方	未指定	70	65.4	67.4	64.7	68.6
-	C6	山県郡北広島町本地	未指定	70(65)	68	68.4(62.0)	67.7(61.7)	66.6(64.2)
B	C7	山県郡北広島町春木	準住	70	69.9	68.5(66.0)	70.1(63.7)	69.1(64.8)
-	C8	山県郡北広島町後有田	未指定	55	43.6	40.7	39.3	47.5
-	C9	山県郡北広島町有田	未指定	55	63.3	63.6	62.7	62.7
-	C10	山県郡北広島町南方	未指定	70	66.7	67.8	68.6	67.4
B	C11	山県郡北広島町今田	一住	70	57.9	58.0	59.8	54.4
-	C12	山県郡北広島町舞網	未指定	70(65)	62.1	66.4(54.8)	64.7(58.8)	62.7(56.4)
-	G1	山県郡北広島町東八幡原	未指定	70	60.2	61.4	62.6	63.1
-	G2	山県郡北広島町大元	未指定	70	63.8	66.2	62.0	65.8
-	G3	山県郡北広島町荒神原	未指定	70	66.1	67.9	65.4	65.0
-	G4	山県郡北広島町川小田	未指定	70	65.0	66.9	65.1	68.9
-	G5	山県郡北広島町川小田	未指定	70	66.0	66.6	67.5	66.4
-	G6	山県郡北広島町細見	未指定	70	62.8	62.9	64.1	60.5
-	G7	山県郡北広島町移原	未指定	70	63.3	61.7	63.8	62.4
-	O1	山県郡北広島町大朝	未指定	55	58.4	57.3	54.0	66.1
-	O2	山県郡北広島町大朝	未指定	55	57.5	50.7	60.4	54.7
-	O3	山県郡北広島町大朝	未指定	70	55.8	64.6	65.9	67.7
-	O4	山県郡北広島町新庄	未指定	55	52.6	53.9	48.1	52.1
-	O5	山県郡北広島町新庄	未指定	55	54.9	53.0	53.0	54.6
-	O6	山県郡北広島町大朝	未指定	70	63.8	62.2	65.4	65.2
-	T1	山県郡北広島町下石	未指定	70	66.5	61	64.2	70.0
-	T2	山県郡北広島町西宗	未指定	70	61.7	53.4	52.2	54.4
-	T3	山県郡北広島町都志見	未指定	70	62.4	64.9	61.6	65.1
-	T4	山県郡北広島町阿坂	未指定	70	67.0	67.5	62.9	63.8
-	T5	山県郡北広島町吉木	未指定	70	55.0	60.4	45.3	53.7
-	T6	山県郡北広島町長笹	未指定	70	55.7	54.6	57.0	56.6
-	T7	山県郡北広島町阿坂	未指定	70	57.5	53.5	60.4	58.4

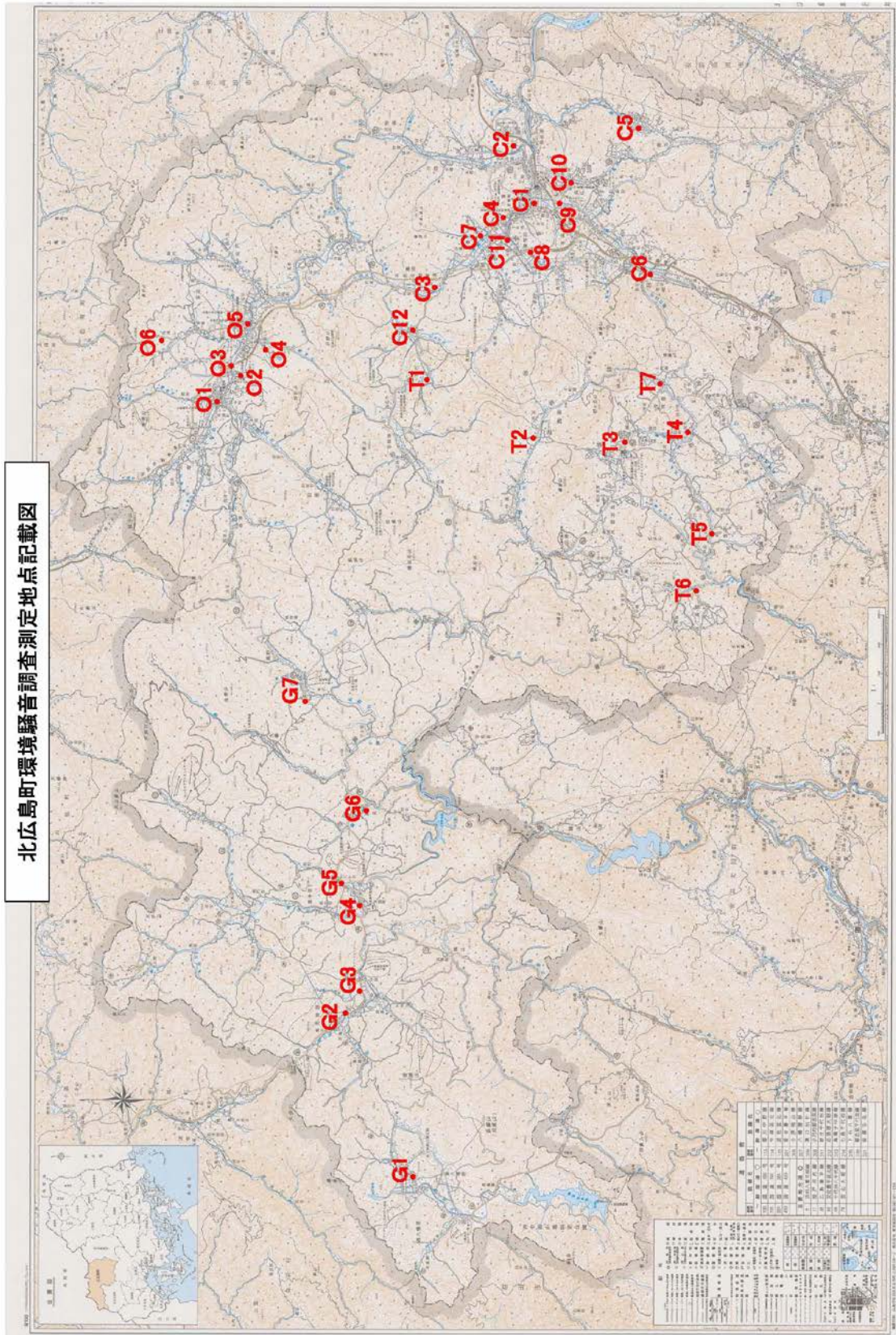
※環境基準は、環境基本法第16条1項の規定に基づく。測定値は、等価騒音レベル(LAeq)

資料:町資料

※用途地域区分は次のとおり 一住:第一種住居地域 準住:準住居地域 準工:準工業地域

※( )内は夜間値、網掛け基準値超過を含む

北広島町環境騒音調査測定地点記載図



騒音調査地点図

## 4 公害苦情

町民などから寄せられる生活環境に関わる苦情などは、下記のとおり7つの区分により処理されています。

公害苦情件数の推移

種 類	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
大気汚染	2	1	2	3	3
水質汚濁	7	10	8	5	10
騒 音	1	0	4	0	1
振 動	0	0	0	0	0
悪 臭	1	2	4	2	4
野焼き	7	3	9	8	6
その他	13	13	13	5	17
合 計	31	29	40	23	41

資料:町民課調べ

## 5 上・下水道

## (1) 上水道

本町の上水道の普及率は、平成 27 (2015) 年度実績で 46.80%となっています。

上水道普及率の推移

単位:%

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
上水道	21.53%	22.44%	23.00%	23.37%	24.12%
簡易水道	22.38%	22.54%	22.40%	23.01%	22.68%
合 計	43.91%	44.98%	45.40%	46.38%	46.80%

資料:町資料

## (2) 生活排水処理

本町の計画区域内人口に対する生活排水処理人口(下水道水洗化人口+合併浄化槽人口)は年々増加しており、平成 27 (2015) 年度では生活排水処理人口 16,752 人、生活排水処理率<sup>※</sup>86.1%となっています。

生活排水処理状況及び生活排水処理率の推移

単位:人・%

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
計画区域内人口	20,219	20,227	20,040	19,967	19,447
生活排水処理人口	16,328	16,609	16,633	16,831	16,752
下水道水洗化人口	7,021	7,162	7,219	7,369	7,592
合併浄化槽人口	9,307	9,447	9,414	9,462	9,160
生活排水処理率 <sup>※</sup>	80.8%	82.1%	83.0%	84.3%	86.1%

※生活排水処理率=生活排水処理人口÷計画区域内人口×100

資料:北広島町生活排水処理基本計画

## 6 自然環境

### (1) 自然環境の概要

本町には、芸北・大朝・千代田・豊平の各地域には、それぞれ特徴的な自然環境が存在します。

芸北地域の特徴的な環境としてブナ・ミズナラ林、山地溪流・源流、中間湿原、草原・放牧地があげられます。

西中国山地の中核をなす臥竜山、天狗石山、阿佐山の稜線部には自然度の高いブナ・ミズナラ林が残されています。河川は、柴木川、滝山川、大佐川などが太田川の上流水系を構成しています。

豪雪地帯である八幡湿原と荒神原には多数の中間湿原が形成されています。また、雲月山山頂部では、大規模な草原が山焼きによって管理されており、一部は牛の放牧地となっています。

豊平地域には特徴的な環境としてため池があります。周囲を雑木林に囲まれ、水生植物や希少な昆虫類等が生息しています。

山地溪流が長距離にわたって続く丁川とその溪畔林も貴重な動植物の生息環境を形成しています。

大朝・千代田地域の特徴的な環境として沖積河川があります。大朝と千代田を流れる可愛川と志路原川は、江の川の上流域ですが、渓流域以外では河川勾配が小さく、河床と川岸に砂が堆積した沖積河川の景観は中・下流域的な様相を呈しています。

各地域の特徴的な自然環境のほか、畦畔や湿地化した休耕田などは山地部を除く町内全域に見られ、低茎草原や湿原に生息する種の代替生息地となっています。

### (2) 動物

#### 1) 哺乳類

本町にはブナ原生林、落葉広葉樹林、草原、牧場、貯水池、ダム湖、河川、ハス田、農耕地などの多様な環境があり哺乳類の種数、個体数ともに多く生息しています。

希少な種では、アズマモグラ（準絶滅危惧）が臥竜山周辺のみを確認されます。ブナ原生林の残された臥竜山にはモリアブラコウモリ（絶滅危惧Ⅰ類）、ニホンモモンガ（準絶滅危惧）が生息しています。

また、臥竜山や西八幡原には、国の天然記念物の指定されているヤマネ（準絶滅危惧）が生息していますが、個体数が少なく、生息地として重要となっています。

ニホンツキノワグマ（絶滅危惧Ⅰ類）は、近年、分布を広げ町内全域に出没するようになってきました。

外来種では、ヌートリアが町の南部、東部を中心に生息しています。



モリアブラコウモリ



ヤマネ

## 2) 鳥類

哺乳類と同様に、本町の多様な環境に鳥類の種数、個体数ともに多く生息しています。しかし、芸北や大朝地域では、冬季の積雪が多く、留鳥が主体となり種数、個体数ともに減少します。一方、標高の低い豊平、千代田地域では、冬季の積雪期間が短く、地上で採餌する冬鳥など、多くの種が見られます。

平成17(2005)年から平成23(2011)年の間に実施した調査では、臥竜山のブナ原生林には森林性鳥類が多く見られ、マミジロ(準絶滅危惧)、コルリ、クロツグミなどの夏鳥が繁殖しています。留鳥では、ヒガラ、ゴジュウカラ、シコクヤマドリなどが見られました。また、クマタカ(絶滅危惧Ⅱ類)などの猛禽類も生息しています。積雪期には、留鳥のゴジュウカラ、キツツキ類、カラ類、ヤマドリなどが見られるのみとなります。

西八幡原の水田地帯は、周囲を山に囲まれ、中央に柴木川が流れており、多くの冬鳥が飛来し越冬します。国内では稀なシラガホオジロ(準絶滅危惧)が冬鳥として渡来します。新川ため池では、マガモ、オシドリなどの水鳥の中継地になっています。秋には、小鳥を餌とするオオタカ(準絶滅危惧)、ハイタカ(要注意種)、ノスリ(要注意種)などの猛禽類が見られます。

千町原の北東部には八幡湿原自然再生事業により整備された霧ヶ谷湿原があり、国内の他の地域では冬鳥であるミヤマホオジロ(要注意種)が繁殖しています。

龍頭山では森林性及び水辺性の鳥類が多く生息しており、ヤイロチョウ(絶滅危惧Ⅰ類)、ハクマ(準絶滅危惧)のほか75種の鳥類が確認されています。

牧場やスキー場は猛禽類の狩場に、また豊平のハス田は水辺性鳥類の繁殖場所になっていたり、千代田地域の河川の中州にはイカルチドリが夏鳥として渡来し、繁殖していたりするなど、本町の多様な環境のそれぞれに多くの鳥類が生息しています。



オオタカ

## 3) 爬虫類

平成18(2006)年から平成23(2011)年の間に実施した調査では、ニホンイシガメ、ニホントカゲ、タカチホヘビ(ともに準絶滅危惧)、シロマダラ、スッポン(ともに要注意種)の5種の希少な種の生息が確認されました。

移入種のミシシッピーアカミミガメの生息も確認されています。

## 4) 両生類

平成18(2006)年から平成23(2011)年の間に実施した水域の調査において、オオサンショウウオ、カスミサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、ニホンヒキガエル(ともに絶滅危惧Ⅱ類)、ブチサンショウウオ、アカハライモリ、トノサマガエル、ニホンアカガエル(ともに準絶滅危惧)の9種が確認されたことから、本町地域が自然度の高い地域であることがわかります。

5) 淡水魚類

平成 18 (2006) 年から平成 23 (2011) 年の間に実施した調査において、太田川水系（芸北・豊平地域）で 10 種、可愛川水系（江の川水系）においても 10 種の希少種が確認されました。

確認された希少種は、ゴギ、スナヤツメ（ともに絶滅危惧Ⅰ類）、オヤニラミ、カジカ大卵型（ともに絶滅危惧Ⅱ類）、アブラボテ、カワヨシノボリ、アカザ、メダカ（ともに準絶滅危惧）、サクラマス、サツキマス、タモロコ（ともに要注意種）などである。

外来魚（国内外来種含む）として、ブルーギル、オオクチバス、ニジマス、ワカサギのほか、稚アユの放流によって移入されたボラ、チチブ、ハス、ホンモロコなどが確認されている。



ゴギ



スナヤツメ

6) 昆虫類

平成 23 (2011) 年現在、本町では 17 目 2,834 種の昆虫が確認されています。これは広島県全体の既知種である約 9,300 種のほぼ 30%に相当します。広島県における面積割合が 7.6%程度の本町に、これほど多くの昆虫が生息するのは、町域に多様な自然環境があることを示しています。

主な種では、芸北地域のブナ・ミズナラ林には、キバネセセリ（絶滅危惧Ⅱ類）、オオチャイロハナムグリ（準絶滅危惧）、ルリクワガタ、フジミドリムシなどの森林性昆虫が生息しています。

河川では、ニホンアミカモドキ（要注意種）、クロサナエ、ナベブタムシなどの流水性昆虫が生息しています。

八幡湿原などの中間湿原では、固有種アキミズクサハムシ（準絶滅危惧）、中国地方固有種ヒロシマサナエ（絶滅危惧Ⅱ類）、オオヒメゲンゴロウ（準絶滅危惧）、クロガネネクイハムシ（準絶滅危惧）などが隔離分布しています。

雲月山山頂部のススキが疎性する草原には、フクロヨコバイ（絶滅危惧Ⅱ類）、コバネヒメギス、ネギオオハラメハムシ（ともに要注意種）などの希少種が多く生息しています。

豊平地域のため池には、コバネアオイトトンボ、タガメ、ゲンゴロウ（ともに絶滅危惧Ⅰ類）、セラネハクイハムシ（準絶滅危惧）、ベニイトトンボ（要注意種）などの希少な止水性昆虫が生息しています。



大朝・千代田地域の沖積河川には、ケスジドロムシ（絶滅危惧Ⅱ類）、ヨコミゾドロムシ（準絶滅危惧）などが生息しています。

畦畔や休耕田などには、ハッチョウトンボ（絶滅危惧Ⅱ類）、キバネツノトンボ、ギンイチモンジセセリ（ともに準絶滅危惧）などが特異的に生息していますが、人為的に創出・維持される環境は、管理不足などにより容易に消滅する脆弱な環境でもあり、これらの種の発生は安定的なものではありません。

#### 7) 陸淡水産貝類

陸産貝類の希少種では、ホソヒメギセル（準絶滅危惧）、モリヤギセル（環境省カテゴリー・準絶滅危惧）の2種が確認されました。外来種は、チャコウラナメクジが確認されました。

淡水産貝類の希少種では、カワシンジュガイ、マシジミ（ともに絶滅危惧Ⅰ類）、オオタニシ（準絶滅危惧）の3種の生息が確認されました。

移入種として、サカマキガイ、タイワンシジミも確認されており、人為的錯乱の進行がうかがわれます。

### (3) 植物

#### 1) 種子植物

本町では、1,369種の種子植物が確認されています。広島県に生息する種子植物が2,465種であり、本町域にはその55%に相当する植物が生息しています。

本町は、温暖帯から冷温帯を含んでおり、標高の高い産地の林内には、ブナ、ミズナラ、イヌシデ、オオヤマザクラなどが生息し、山頂部や露岩周辺や登山道沿いには、アカモノやオオイワカガミが生息しています。丘陵地は、アカマツ、コナラのほかにヤマザクラ、コシアブラ、リョウブ、イヌツゲなどが生息しています。

八幡高原の湿原には、ミズチドリ、サギソウ、トキソウ、ムラサキミミカキグサ（ともに絶滅危惧Ⅱ種）などの希少な湿性の種が生息しています。湿原の面積は減少傾向にあり、湿原環境の悪化が懸念されています。

千代田地域の川戸地区には、町内の他の地域とは地質が異なっており、イチリンソウ、ラショウモンカズラ、ミツバウツギ、クサノオウなど町内では稀な種が生息しています。

町内で重要な個体群は、美和地区のサクラソウ（絶滅危惧Ⅰ類）及び大朝地域のテングシデ（絶滅危惧Ⅱ類）です。テングシデは、国の天然記念物に指定されています。

#### 2) シダ植物

2007年から2011年までの調査で、156種のシダ植物が確認されました。広島県のシダ植物の種数は306種であり、町域には、その約51.0%に相当する種が生息しています。

特徴的な種としては、ホソバトウゲシバ、ミズスギ、ハマハナヤスリ（絶滅危惧Ⅱ類）、コヒロハハナヤスリ、イブキシダ、アカウキクサ（準絶滅危惧）などが生息しています。

3) きのこと

2009年から2011年までの調査において、452種が確認されました。

特筆すべき種としては、キツネノサカズキ、コナガベニツルタケ、ニシキタケ、アシナガイグチ（準絶滅危惧）、ソライロタケ（準絶滅危惧）、マイタケ（準絶滅危惧）などがあげられます。



ミズチドリ



サギソウ



サクラソウ

※希少種に記載している「絶滅のおそれを評価するカテゴリー」は、一部を除き「広島県の絶滅のおそれのある野生生物・レッドデータブックひろしま2011」のレッドリスト種の選定によります。

資料:「北広島町の自然-北広島町自然学術調査報告書-」(平成26年 北広島町教育委員会)

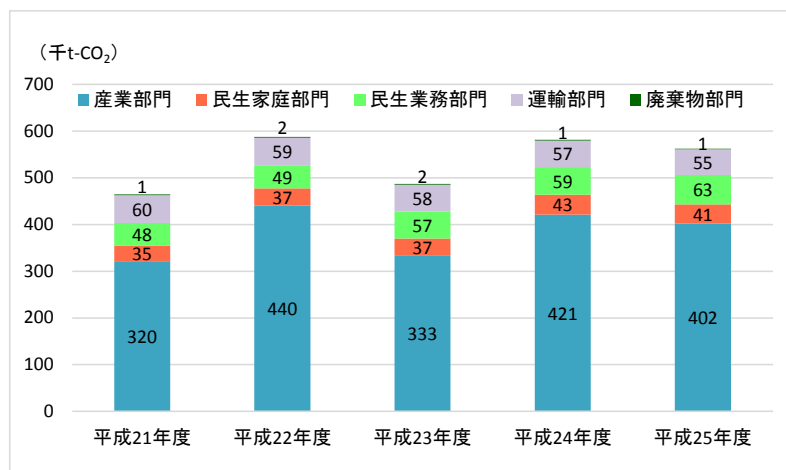
7 二酸化炭素排出量

環境省の資料（参考値）によると、本町の部門別二酸化炭素排出量の推移は下記のとおりです。産業部門が約70%占めており、製造業等の事業活動の動向が大きく影響しています。

二酸化炭素排出量の推移

単位:千t-CO<sub>2</sub>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
産業部門	320	440	333	421	402
民生家庭部門	35	37	37	43	41
民生業務部門	48	49	57	59	63
運輸部門	60	59	58	57	55
廃棄物部門	1	2	2	1	1
合計	464	587	487	581	562



部門別二酸化炭素排出量の推移

全国の平成25(2013)年度排出量1,311,000千t-CO<sub>2</sub>に対する本町の比率は、0.04%です。

平成25(2013)年度排出量推計

単位:千t-CO<sub>2</sub>

	全国	広島県	北広島町
民生家庭部門	201,000	6,221	41
民生業務部門	279,000	9,729	63
産業部門	429,000	28,471	402
運輸部門	225,000	5,193	55
一般廃棄物	28,100	242	1
その他	148,900	—	—
	1,311,000	49,856	562

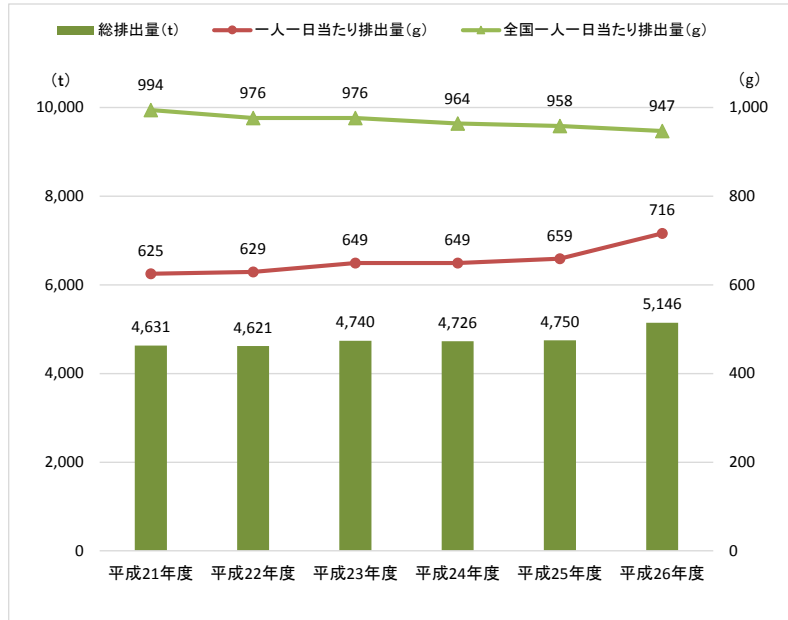
資料:環境省地方公共団体実行計画策定支援サイト「部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計」  
 ※極めて簡易な推計手法を採用しているため値は参考値程度に活用すること

## 8 ごみ処理

### (1) ごみ排出量

本町のごみ処理は、芸北広域環境施設組合で収集・処理されています。下記は、本町のごみ排出量の総計とリサイクルの状況です。

本町の人口は減少傾向にありますが、ごみの総排出量はわずかながら増加の傾向にあります。一人一日当たり排出量は全国平均を下回っていますが、全国平均が減少にあるのに対して、本町では総排出量とともに増加が続いています。

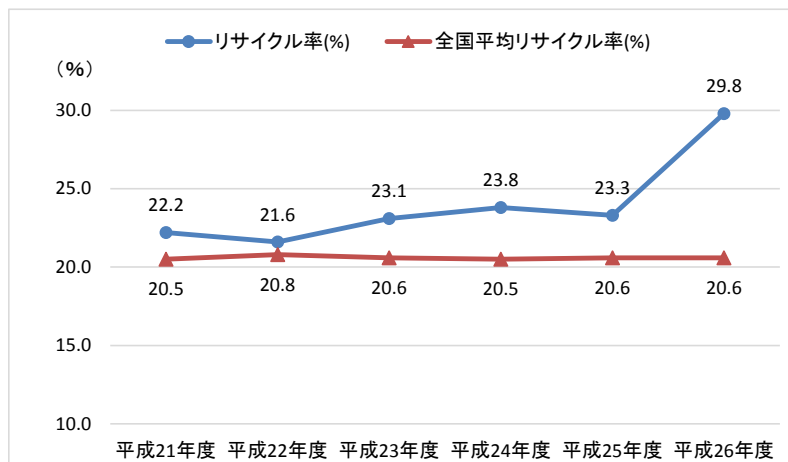


年間総排出量の推移

資料: 環境省一般廃棄物処理実態調査

### (2) リサイクル率

リサイクル率は、全国平均を上回って推移しています。



リサイクル率の推移

資料: 環境省一般廃棄物処理実態調査

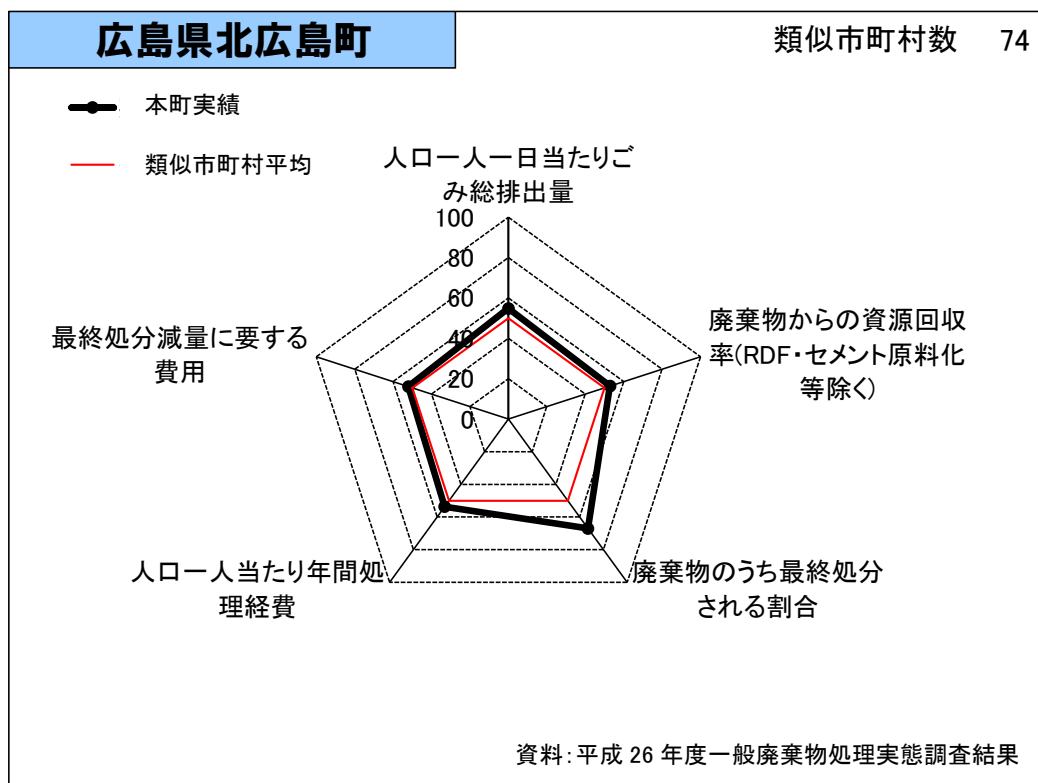
※平成26年度の増加は、資源ごみの「集団回収量」が計上されたことによる。

**参考資料**

環境省の「一般廃棄物処理システムの指針・システム評価支援ツール」により本町の一般廃棄物の処理システムの評価を示したのが下記のチャートです。

チャートは、全国の類似市町村（人口1万人以上5万人未満・74市町村）の平均値（赤線）と本町の実績（黒太線）を比較したものです。レーダーチャートは数値が大きいほど良好な状態を示します。

本町の実績は、類似市町村の平均値よりやや外側にあることから、一般廃棄物処理システムは、やや良好な状況にあると評価されます。



資料:環境省「一般廃棄物処理システムの指針・システム評価支援ツール」

## 9 公園

本町の都市計画公園は、千代田運動公園の1か所で、面積は157,000㎡となっています。体育館やテニスコート、野球場、陸上競技が行える多目的広場等があり、平成26(2014)年には温水プールを新設しました。その他、都市計画区域外には豊平総合運動公園、芸北運動公園、大朝運動公園等を整備しています。

公園整備の状況

分類	地域	公園名	面積(㎡)	計画決定
都市計画公園	千代田地域	千代田運動公園	157,000	昭和57年8月
特定地区公園	豊平地域	豊平総合運動公園	95,000	
その他の公園	芸北地域	芸北運動公園	10,572	
	大朝地域	大朝運動公園	19,093	
		小倉山公園花ショウブ園	2,931	
		みはらし公園	2,315	
	千代田地域	薬師公園	4,747	
		緑の広場	8,460	

資料:町資料

## 10 文化財

国指定の重要文化財「龍山八幡神社本殿附棟札」などの貴重な有形文化財を有するほか、国指定の無形民俗文化財「壬生の花田植」、「神楽」など地域の伝統文化を受け継いでいます。

「壬生の花田植」はユネスコ無形文化遺産にも登録されています。

種別		国	県	町	計
有形文化財	重要文化財	3	3	11	17
無形文化財		0	1	0	1
有形民俗文化財		3	1	0	4
無形民俗文化財		2	5	9	16
記念物	史跡	1	7	4	12
	特別名勝	1	0	0	1
	名勝	2	0	0	2
	特別天然記念物	1	0	0	1
	天然記念物	1	6	21	28
計		13	23	45	82

資料:町資料

文化財・記念物の指定状況

## 第4章 環境の評価と課題

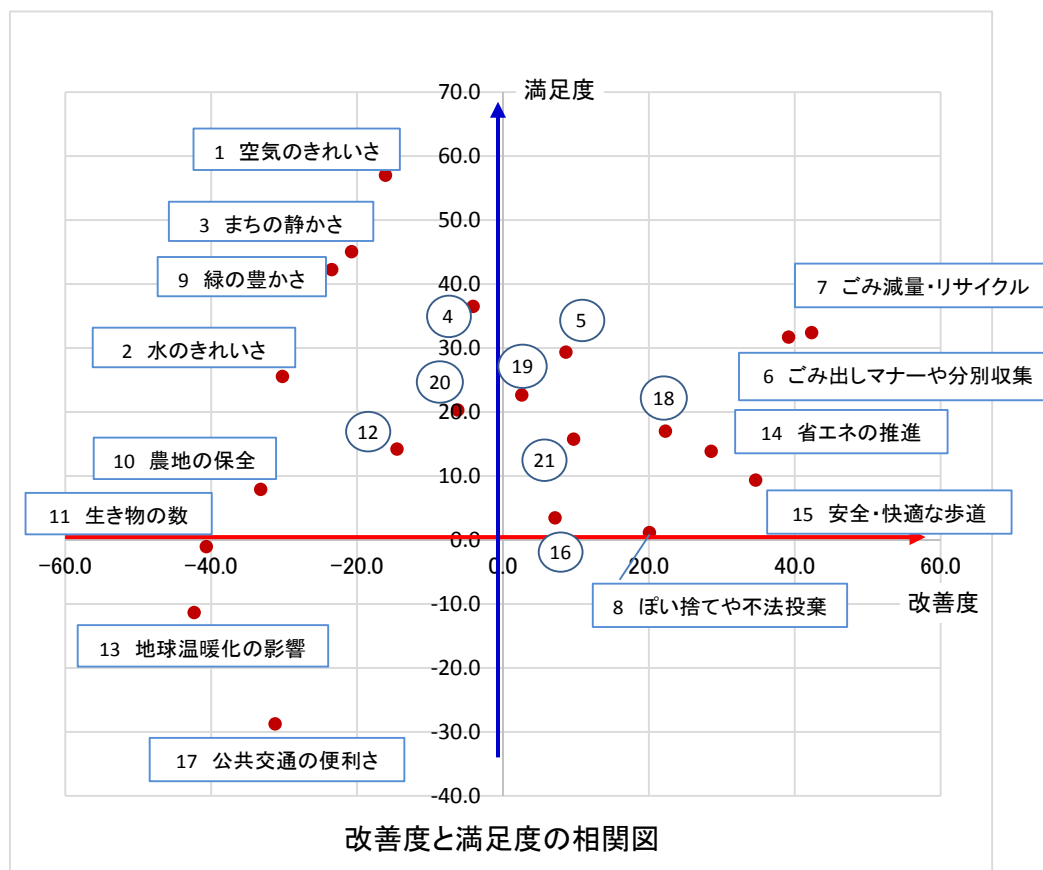
### 1 アンケート調査による評価

#### (1) 町民アンケート

本計画の策定にあたり、町民へのアンケートによる意識調査を実施しました。その中で、本町の現在の環境に関する「満足度」と、以前の環境と比較した「改善度」を聞きました。2つの設問の回答を指数化し、相関関係を示したのが下記の図です。

グラフでは、●が縦軸の上にあるほど満足度が高く、横軸の右にあるほど改善度が高い（以前と比べて良くなった）と評価されていることを示しています。

表中の番号と項目は、グラフ中の●の番号に対応しています。



1. 空気のきれいさ	12. 身近な自然とふれあう場所や機会
2. 川や池の水のきれいさ	13. 地球温暖化の影響
3. まちの静かさ	14. 省エネルギーの推進
4. いやな臭いなど悪臭の少なさ	15. 安全で快適な歩道
5. 水の循環利用や節水の推進	16. 身近な公園や広場の使いやすさ
6. ごみ出しなどのマナーや分別収集	17. バスなどの公共交通の便利さ
7. ごみの減量やリサイクルの推進	18. 史跡や文化財の保護
8. ポイ捨てや不法投棄の状況	19. 地域の祭りなど伝統・文化の継承
9. 山や森の緑の豊かさ	20. 街並みの景観、美しさ
10. 田畑など農地の保全	21. 学校や地域での環境学習
11. 水辺や野山に生息する生き物の数	—

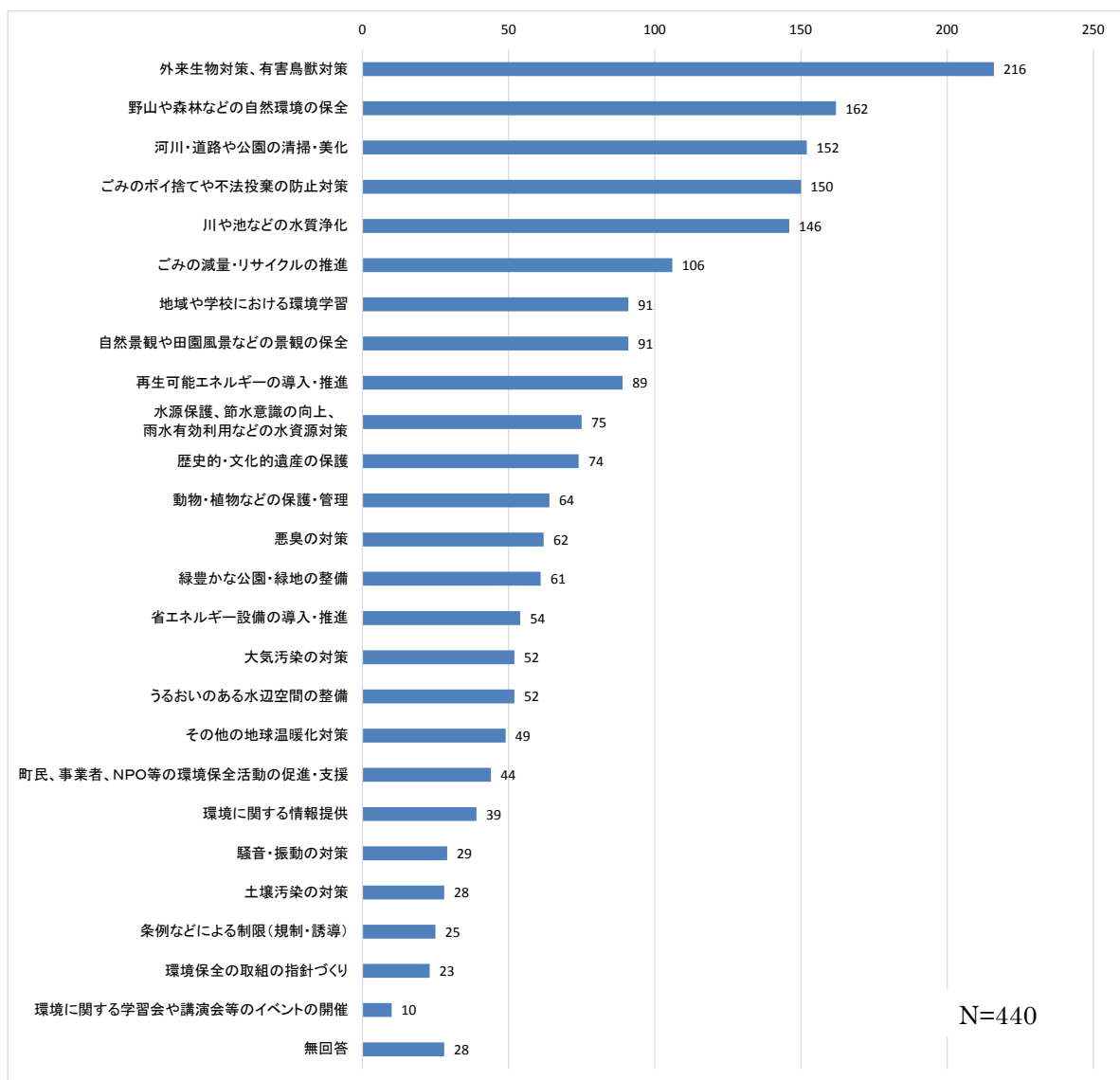
「ごみの減量やリサイクル」と「ごみ出しのマナーや分別収集」がともに、以前よりも改善され、満足な状況にあると評価されています。

「空気のきれいさ」「まちの静かさ」「山や森の緑の豊かさ」は、改善度がややマイナスではあるものの、満足度は高く評価されています。

「バスなどの公共交通の便利さ」「地球温暖化の影響」と「水辺や野山に生息する生き物の数」は、改善度、満足度ともにマイナス評価となっています。

今後、北広島町が取り組むべき環境課題に対しては、「外来生物対策・有害鳥獣対策」(49.1%)とほぼ半数が回答しており、地域の課題としての重要性がうかがえます。

これに次いで、「野山や森林などの自然環境の保全」(36.8%)、「河川・道路や公園の清掃・美化」(34.5%)、「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」(34.1%)、「川や池などの水質浄化」(33.2%)があがっています。

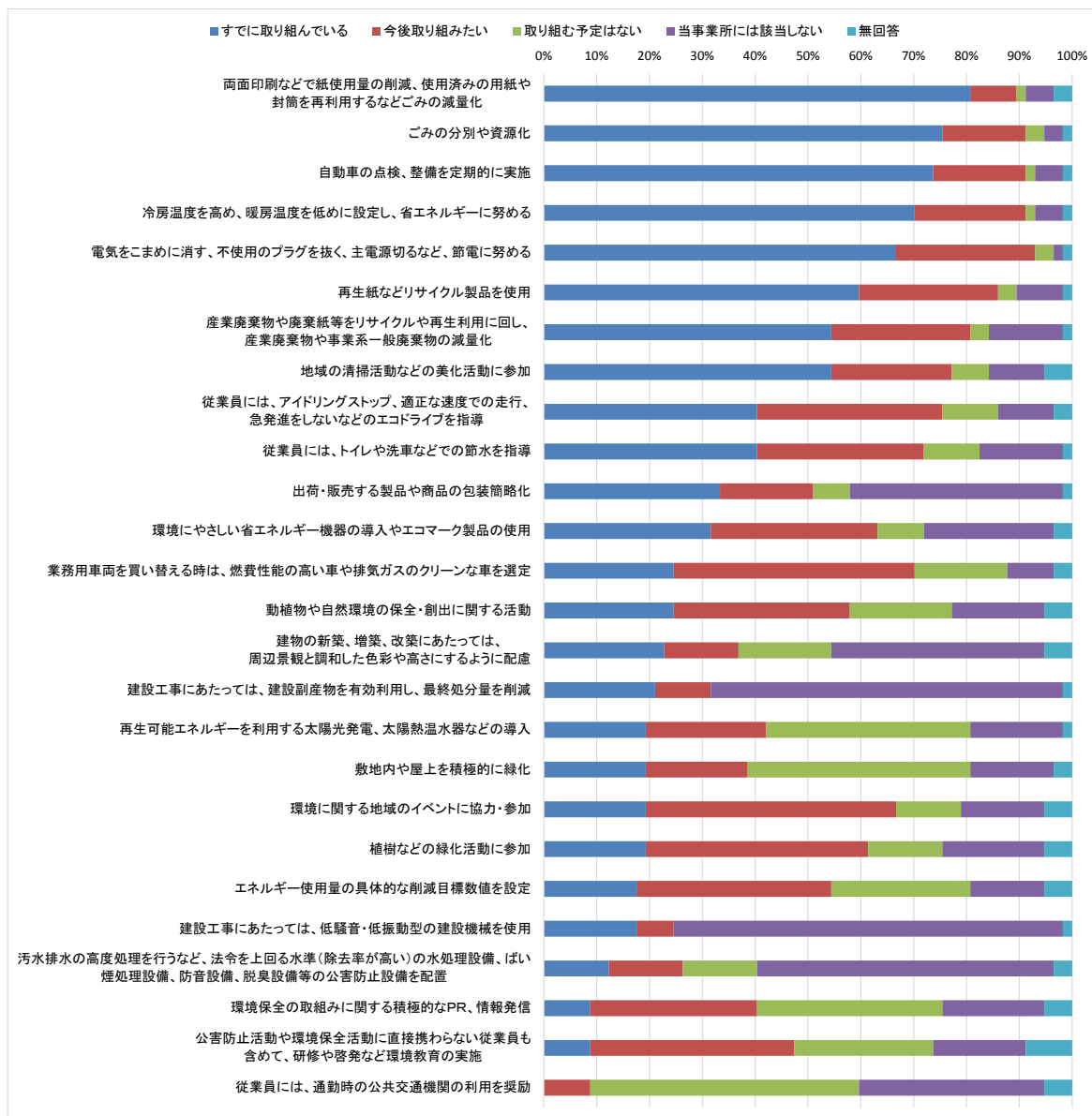




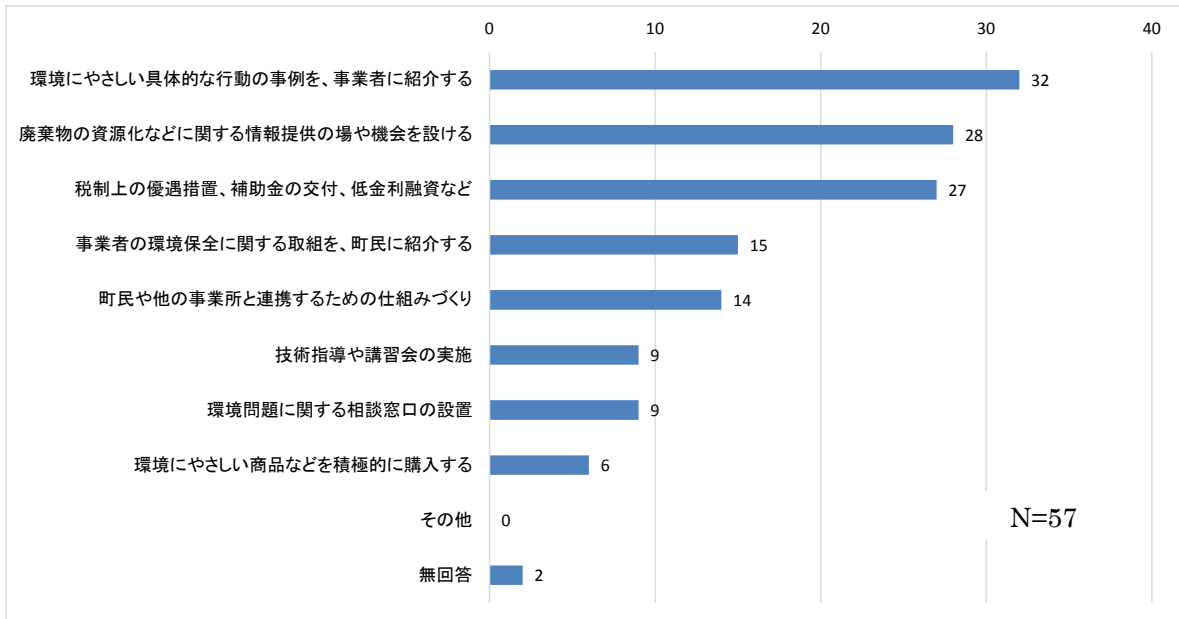
(2) 事業者アンケート

事業者の環境保全の行動に対する回答では、「両面印刷などで紙使用量の削減、使用済みの用紙や封筒を再利用するなどごみの減量化」は80%以上が実施しており、「ごみの分別や資源化」「リサイクル」「省エネルギー」などの取組に対して50%以上が実施していると回答しています。

また、50%以上の中に「地域の清掃活動などの美化活動に参加」も入っており、「今後取り組みたい」との回答も20%以上あることから、地域が連携した環境保全活動の広がりが期待されます。



北広島町が力を入れていくべきとする課題としては、「環境にやさしい具体的な行動の事例を、事業者を紹介する」(56.1%)、「廃棄物の資源化などに関する情報提供の場や機会を設ける」(49.1%)、「税制上の優遇措置、補助金の交付、低金利融資など」(47.4%)の3項目について、半数程度の事業者が要望しています。



## 2 現況と課題

本町の環境の現況とアンケート調査から、現状に対する評価や今後の課題等についてまとめます。

環境分野		評価、問題点、課題等
生活環境	大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気の状態は、概ね良好ではあるものの、光化学オキシダントでは、基準値を超過する日が見られます。これらについては、海外からの飛来物質による影響も考えられます。</li> <li>・アンケート調査では、「空気のきれいさ」は最も満足度が高い項目です。</li> <li>・自由意見には「野焼き」に対する意見が複数あります。中には、日常的に事業系の廃棄物を焼却している例も見られます。</li> <li>・ごみを燃やす違法な野焼きの防止が課題となっています。</li> </ul>
	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町では独自に、町内 18 地点において水質を測定しており、その結果は良好であり、水質基準類型の中でも最も高い AA 類型の値も満足する地点が多くあります。</li> <li>・アンケート調査では、「川や池の水のきれいさ」は、満足度は比較的高いものの、「空気」や「静かさ」「緑の豊かさ」「悪臭」よりも低く評価されています。</li> <li>・改善度も、「空気」などと比較して低く（悪化している）と評価されています。</li> <li>・これらの評価には、水源のまちとして、水に対する意識の高さがうかがわれます。</li> <li>・また、自由意見には「河川の整備」に関する意見が多く、河川全体の水環境に対する評価と考えることができます。</li> <li>・「蛍がいつまでも見られる川の保全」は町民の共通した想いです。</li> <li>・継続した水環境の整備・保全が求められます。</li> </ul>
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音については、町内 32 か所において測定を実施しており、国道沿いの一部及び市街地において基準値の超過が見られます。</li> <li>・アンケート調査では、「まちの静かさ」の満足度が高く評価されており、静かな環境が維持されています。</li> <li>・自由意見にも騒音に関する記述はほとんどなく、「工場の騒音対策」を求める意見が 1 件のみでした。</li> </ul>
	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査では、「いやな臭いなど悪臭の少なさ」の満足度は高いものの、自由意見の一部には、畜産業者や処理場の悪臭、また工場からの化学薬品の臭いなどに対する意見があります。</li> <li>・事業により発生する臭いは、一気に解決することは難しく、相互の理解と低減に向けた対応を促すことが求められます。</li> </ul>

環境分野		評価、問題点、課題等
自然環境	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芸北地域のブナ・ミズナラ林、山地溪流、八幡湿原などの中間湿原、草原・放牧地、豊平地域のため池、大朝・千代田地域の沖積河川など多様で豊かな自然環境に恵まれています。</li> <li>・ アンケート調査では、将来の北広島町のイメージについて、「自然と共存」「緑豊か」「里山」「田舎風景」をキーワードとする回答が最も多く寄せられています。</li> <li>・ 町に対する環境施策の要望の2番目に「野山や森林などの自然環境の保全」があがっています。</li> <li>・ 大切にしたい場所には、「テングシデ群落」「八幡湿原」「雲月山」「ブナの原生林」などがあがっています。</li> <li>・ 豊かで貴重な自然環境を将来に引き継いでいくことは、本町の大きな課題です。</li> </ul>
	生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域の特徴的な自然環境に適した生物が、種・個体数ともに多く生息しており、希少種も多く確認されています。</li> <li>・ 町に対する環境施策の要望のトップに「外来生物対策、有害鳥獣対策」があがっています。</li> <li>・ 農業被害だけでなく、人命にも関わる問題であり、その対策が大きな課題となっています。</li> <li>・ 動植物とより良いかたちで共生していく環境づくりが必要です。</li> </ul>
地球環境	地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省の推計では、本町の二酸化炭素排出量の約70%を産業部門が占めており、製造業等の動向が大きく影響しています。</li> <li>・ アンケート調査では、エネルギー消費量の変化について、町民、事業者ともに「減っている」とする回答が「増えている」を若干上回っています。</li> <li>・ 町民の省エネルギーに対する意識はあるものの、消費量削減の結果は実感していないことがわかります。</li> <li>・ 省エネルギー機器や再生可能エネルギー利用設備を導入意向や興味があるとする回答は、「すでに導入している」を上回っており、今後の普及が期待されます。</li> <li>・ 設備や機器の導入支援や情報提供などの充実により、温室効果ガス削減の取組の一層の推進が期待されます。</li> </ul>
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理は、安芸高田市と広域処理されています。</li> <li>・ リサイクル率は、全国平均を上回って推移しており、類似市町村と比較した一般廃棄物処理システム全体の評価も良好な状況です。</li> <li>・ アンケート調査では、「ごみの減量やリサイクル」「ごみ出しのマナーや分別収集」は、改善度が高く（良くなった）評価されています。</li> <li>・ 一方、ごみの収集について、「収集場所を増やす」「指定ごみ袋を安くしてほしい」などの意見が見られます。</li> <li>・ 収集方法の改善、啓発などにより、町民の理解を高めていくことが必要です。</li> </ul>

環境分野		評価、問題点、課題等
快適環境	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の恵まれた自然環境が多く、自然景観を形成しています。</li> <li>・アンケート調査では、景観として、「芸北高原の緑豊かな自然・風景」「桜の名所（地久院、長沢、円立寺）」「ポプラ並木」「龍頭山からの風景」「雪景色」などがあがっています。</li> <li>・また、大切にしたい伝統行事としてあがっている「花田植」も、地域の特徴的な里山・田園景観の要素となっています。</li> <li>・美しい里山や田畑、田舎の風景を大切に守りたいというのが町民の共通の想いです。</li> <li>・田園風景、農地の保全については、高齢化などによる耕作放棄地の増加や里山の荒廃、空き家の増加などの問題があります。</li> <li>・また、メガソーラーによる自然景観への影響も懸念されています。</li> <li>・地域と一体となった景観の維持、さらにより良い景観づくりを進めていくことが求められます。</li> </ul>
	文化財・伝統文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町は、国指定の重要文化財や無形民俗文化財など多くの有形・無形の文化財や記念物を有しています。</li> <li>・アンケート調査での、本町の大切にしたい施設、風景、伝統行事などの設問に、「神楽」と「花田植」の伝統行事が上位2項目にあがっており、地域の伝統文化に対する町民の強い愛着と想いがうかがわれます。</li> <li>・同じ設問の回答には、地域の社寺、城跡も数多くあがっています。</li> <li>・これらの保全と継承が地域の大きな課題です。</li> </ul>
	まちづくり・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の自由意見で最も多いのが、「河川、道路、歩道の整備」です。</li> <li>・景観保全の観点、また防犯上においても「空き家」の増加が懸念されています。</li> <li>・地域環境の改善度・満足度がともに大きくマイナスとなったのが「バスなどの公共交通の便利さ」です。</li> <li>・地域の暮らしやすい環境の整備に向けた対策が求められています。</li> </ul>
	マナー・モラル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査において、町に対する環境施策の要望の4番目にあがっているのが「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」です。</li> <li>・自由意見にも「ポイ捨て」「野焼き」に関する意見が多く見られます。</li> <li>・「ポイ捨て」や違法な「野焼き」の防止に向け、継続的なマナー・モラルの啓発が求められます。</li> </ul>

環境分野		評価、問題点、課題等
環境教育・学習及び環境保全活動	環境教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査での「学校や地域での環境学習」の評価は、改善度、満足度ともにプラスではあるものの中位、むしろやや低い位置にあります。</li> <li>・これは環境教育が、全ての人に関わり、誰もが関心を持っているという課題ではないことが要因とも考えられます。</li> <li>・町民の環境教育や環境学習に対する要望は、「子供たちへの環境教育」には高い（63.0%）ものの、「町民を対象にした環境学習会」の要望は低い（11.6%）状況です。</li> <li>・子供たちへの環境教育を維持するとともに、マナーやモラルの啓発を含め、町民への参加しやすい環境学習の充実が求められます。</li> </ul>
	環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域の美化活動や資源ごみ回収などの活動が積極的に進められています。</li> <li>・独自の活動として、「芸北せどやま再生事業」による里山整備、エネルギー活用の事業が推進されています。</li> <li>・アンケート調査では、「美化活動」や「町内の環境保全活動」への参加意向が高い状況です。</li> <li>・地域の「美化活動」への参加や「町内の環境保全活動」など、身近な地域での美化活動や環境保全活動の機会を充実させながら、町民の参加促進を図っていくことが必要です。</li> </ul>

## 第5章 将来の環境像と基本目標

### 1 将来の環境像

本計画は、町民・事業者・町などの各主体が一体となって取り組むより良い環境づくりの実現に向け、将来の環境像を次のように設定します。

#### 将来の環境像

### 自然と人の**温もり**があふれるまち 北広島町

北広島町を包んでくれている、豊かで美しく温かい、ときに厳しさを見せる自然。その自然とともに築き、受け継いできた人々の暮らしと地域の環境を大切に守り、将来により良いかたちで引き継いでいくことが大きな課題です。

豊かな自然と共生しながら、人と人が仲良くつながり、温かさにあふれる北広島町にいつまでも住み続けたいというのが町民の想いです。

今ある環境の保全と、さらに良い環境の創出をとおして、自然と人、人と人がいつまでも仲良く暮らす明るいまち『自然と人の**温もり**があふれるまち 北広島町』の実現をめざします。

## 2 基本目標

本町がめざす将来の環境像を実現していくために、5つの基本目標を設定します。

### I. きれいな水と空気に囲まれた暮らしづくり（生活環境）

水源の森の清らかな水、澄んだ空気をいつまでも守り、静かで穏やかな、安全・安心な暮らしづくりを進めます。

### II. 豊かな自然と共に生きる環境づくり（自然環境）

西中国山地の森、溪流、湿地、河川などの豊かな自然とそこに生息する多種多様な動植物を大切に守り、将来にわたって共に生きていく環境づくりを進めます。

### III. 地球を意識して生活する仕組みづくり（地球環境）

地球環境との関係に対する認識や意識を高め、日常の暮らしの中で、地球環境に配慮した行動をとることができる仕組みづくりを進めます。

### IV. 人と人とのつながりのある温かいまちづくり（快適環境）

地域に培われてきた伝統、人と人とのつながりを大切に、温かさにつつまれた里山のまちづくりを進めます。

### V. 将来の環境を守り、創る人づくり（環境教育・学習及び環境保全活動）

地域で連携、一体となった環境教育や環境学習を推進し、身近な環境に対する知識と理解を深め、北広島町のより良い環境を守り、創っていく人づくりを進めます。



3 取組の体系

基本目標に基づいて、下記の取組を推進します。

将来の環境像

自然と人の**温もり**があふれるまち 北広島町

I. きれいな水と空気に囲まれた暮らしづくり (生活環境)

1. 清らかな水の保全
2. 澄んだ空気の保全
3. 騒音、振動、悪臭、有害化学物質対策



II. 豊かな自然と共に生きる環境づくり (自然環境)

1. 生物多様性の保全
2. 豊かな自然環境の保全
3. 里地里山、農村環境の維持・保全



III. 地球を意識して生活する仕組みづくり (地球環境)

1. 地球温暖化対策
2. 循環型社会の構築



IV. 人と人とのつながりのある温かいまちづくり (快適環境)

1. 景観の保全と創出
2. みんなにやさしいまちづくり
3. 地域の伝統・文化の継承



V. 将来の環境を守り、創る人づくり (環境教育・学習及び環境保全活動)

1. 環境教育・学習の推進
2. 環境保全活動の推進



## 第6章 環境づくりの取組

### 1. きれいな水と空気に囲まれた暮らしづくり（生活環境）

町民アンケートでは、「空気のきれいさ」「川や池の水のきれいさ」「まちの静かさ」「いやな臭いなど悪臭の少なさ」の生活環境に関わる項目について、満足度が高く評価されており、良好な生活環境が維持されていることがうかがえます。

環境基準で見ると、本町の水質は良好であり、水質基準類型の中でも最も高いAA類型の値も満足する地点が多くあります。大気、騒音については一部で環境基準の超過が見られます。

大気質では、光化学オキシダントが環境基準を超えていますが、この原因は、国内だけではなく他国から飛来した物質の影響も考えられます。

今後とも、監視、測定体制の維持とともに広域の情報収集を継続し、安全・安心に暮らし続けられる生活環境を維持・保全していくことが求められます。

#### 1 清らかな水の保全

本町の自然の水循環は、河川・泉の水質、水量、水辺の自然環境とともに、身近な生活環境に大きな影響を与えます。生態系への影響や自然環境との調和、景観、防災対策を踏まえた河川の整備、森林の適切な保全管理などにより、より良い水環境づくりを推進します。

#### 町民・事業者・町の取組

##### 町民の取組

- 公共下水道が整備された地区では、早期の接続に努めます。
- 公共下水道などの計画区域外の場合は、合併処理浄化槽を設置します。
- 無駄な水は使用しないよう節水を心がけます。
- 雨水タンクなど雨水貯留施設の設置に努めます。
- 廃食用油を流さない、水切りネットを使い、食べ残しを流さないなど、水をきれいに、大切にする生活を実践します。



## 事業者の取組

- 水質汚濁に関する規制・基準を遵守し、水質汚濁事故の未然防止に努めます。
- 有害物質が流出、地下浸透しないよう、使用時はもとより保管などにも十分注意します。
- 工事や事業にあたっては濁り水の発生や油の流出などが起こらないように注意します。
- 化学肥料や農薬の低減、有機・低農薬栽培など、環境保全型農業に努めます。
- 畜産事業者は、事業排水や家畜糞尿などを適切に処理します。

## 町の取組

- 河川、水路などの改修にあたっては、多自然型工法の採用など、既存の生態系や自然環境に配慮した事業の実施を推進します。
- 生活環境の向上と清浄な河川の水を守るために、公共下水道整備、合併処理浄化槽の設置促進など地域の状況に応じた生活排水処理対策を推進します。
- 雨水利用など、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、水資源の保全に向けた意識高揚を図ります。
- 「広報きたひろしま」や町ホームページなどを通じた啓発により公共下水道接続率の向上を図ります。
- 「広報きたひろしま」や町ホームページなどでの町民への情報提供により、台所で水切りネットを使用する、廃食用油や食べ残しを流さないなど家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。
- 計画的な森林の保全と整備を推進し、地下水のかん養機能の向上を図ります。
- 農薬・化学肥料などの適正使用、有機・減農薬栽培など、付加価値の高い環境保全型農業の普及を図ります。
- 独自に測定している水質調査の結果を定期的にホームページなどで情報提供し、町民の水質保全に対する意識を高めます。



樽床ダム（聖湖）

## 2 澄んだ空気の保全

大気質の基準達成は、本町独自の対策だけでは困難な状況もありますが、自ら努力すべき部分は、今後も継続して取り組んでいく必要があります。温室効果ガス排出量の削減、低炭素社会の構築の面からも、自動車排気ガスの低減に向けた取組を進めていきます。

### 町民・事業者・町の取組

#### 町民の取組

- 自動車の運転時には、不要なアイドリング、急発進、急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- 自動車の購入時や買い替え時には、電気自動車やハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の購入を検討します。
- 大気に関する情報に関心を持つとともに、注意報や警報などの発令時における適切な対応について、県や町のホームページなどで確認します。

#### 事業者の取組

- 自動車の不要なアイドリング、急発進、急加速を避けるなど、エコドライブを実践します。
- 自動車の購入時や買い替え時は、電気自動車やハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- ばい煙など排出ガスの発生抑制や適正処理、排出基準などを遵守します。
- 工事現場においては、散水や覆いの活用などにより、粉じんの発生・飛散を防止します。
- 農業用ビニールなどは適正に処理し、不法な野外焼却はしません。
- あぜの草や下枝など営農による廃棄物の焼却の際には、風向きや時間など周囲の環境に配慮します。



## 町の取組

- 「広報きたひろしま」、町ホームページなどにより、環境にやさしいエコドライブの情報提供と普及啓発を行います。
- 電気自動車やハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の普及を促進します。
- 定時運行型デマンドバス「ホープタクシー」の運行、またバス会社等との連携により、公共交通の利便性向上に努め、町民・事業者の利用を促進します。
- 大気に関する観測・監視活動を継続し、注意報や警報などの発令時の事業者や町民の対応について周知徹底を図ります。
- 大気汚染防止法に規定する特定施設の維持管理の指導を行い、大気汚染の未然防止に努めます。
- 不法な野外焼却をなくすため、廃棄物の適正な処理方法について指導、啓発します。



雲月山

### 3 騒音、振動、悪臭、有害化学物質対策

町民の日常生活における家電、音響機器、ペットの鳴き声や車のアイドリング音などの生活騒音や悪臭の発生を抑えるよう、環境意識や生活マナー意識を啓発します。

自動車を起因とする騒音・振動問題、工場などの事業活動に起因する騒音・振動問題に対しては、関係機関との連携した対策とともに、各種規制の遵守を徹底します。

#### 町民・事業者・町の取組

##### 町民の取組

- 音響機器、楽器、ペットの鳴き声など、近隣の迷惑にならないようにします。
- 自動車・バイクなどの騒音を発生させないように気をつけます。
- 合併処理浄化槽やコンポストなどから悪臭が発生しないように適正に管理します。
- 農薬などの有害化学物質の取り扱いには細心の注意を払うとともに、廃棄時には適切に処分します。

##### 事業者の取組

- 駐車場内でのアイドリングストップなど、マナーの向上に努めます。
- 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制基準などを遵守します。
- 夜間操業の時間調整など、近隣に配慮するよう心がけます。
- 建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮するなど、騒音・振動の発生防止に配慮します。
- PRTR制度<sup>\*</sup>に基づくデータの集計、公表を進めます。

<sup>\*</sup>PRTR制度：人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれる量を、事業者が国に届け出をし、国はデータを集計・公表する制度。

##### 町の取組

- 「広報きたひろしま」、町ホームページなどにより、町民の生活環境及び生活マナー意識の向上を啓発します。
- 事業者に対し、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制基準の遵守を徹底します。
- 違法な野外焼却を抑制するため、廃棄物の適正な処理方法について指導、啓発します。
- 県と協力し、有害化学物質を使用する事業所に対して適正管理を指導します。

## II. 豊かな自然と共に生きる環境づくり(自然環境)

本町北部には、西中国山地を形成する大佐山、冠山、天狗石山、三ツ石山、阿佐山などの1,000m級の山々が連なっています。稜線部には、自然度の高いブナ・ミズナラ林が残っています。本町の西部は太田川の源流域、東部は江の川の源流域となっています。豊かな緑と清流に囲まれた本町地域は、多種多様な生物の貴重な生息環境となっています。

町民アンケートでは、本町の環境の満足度について、「山や森の緑の豊かさ」は高く評価されているものの、「水辺や野山に生息する生き物の数」については、わずかながらマイナスの評価であり、以前と比較して悪化(生き物の数が減少)していると評価されています。

また、町の取組への要望は、約50%の方が「外来生物対策、有害鳥獣対策」をあげており、次いで「野山や森林などの自然環境の保全」となっています。町民の自然環境の保全、また、自然との共生に対する意識が高いことがうかがわれます。

将来にわたって、本町の豊かな山、森、川、里山が織りなす美しい自然環境と、生物多様性の保全が大きな課題となっています。

### 1 生物多様性の保全

西中国山地のブナ原生林、落葉広葉樹林、草原、牧場、湿地、河川、田畑、貯水池などの多様な環境に多くの動植物が生息しており、希少種も多く見られます。

本町の豊かで貴重な自然環境の保全とともに、その基盤となっている生物多様性について、町内における生物の情報収集及び発信による保全意識の向上を啓発していきます。

#### 町民・事業者・町の取組

##### 町民の取組

- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、理解を深めます。
- 環境教育・学習に参加して生物多様性の保全に関する知識と意識を持ちます。
- 身近な動物・植物の乱獲や不法採取は行いません。
- 特定外来生物による生態系への影響について理解を深め、安易な取得や移動、放棄はしません。
- 地域の生態系に影響を及ぼすペット動物の扱いに注意します。
- 植物を植えたり園芸をする場合は、地域の生態系に影響を及ぼす恐れがない種を選定します。

##### 事業者の取組

- 開発の際には、地域の生物の生息情報の収集を行い、生物多様性の保全の観点から、動植物の生息環境の保全に十分留意します。
- 地域の自然環境に配慮した事業活動を行います。

町の取組

- 「生物多様性きたひろ戦略」に基づき、地域の動植物の保全を図ります。
- 地域の動植物の保全・保護のため、分布や生態について情報の収集・提供に努めます。
- 地域の動植物の保全・保護のため、特定外来生物の侵入予防や拡散防止について「広報きたひろしま」、町ホームページなどをとおして情報提供や啓発に努めます。
- 特定外来生物であるヌートリア、アライグマ、オオクチバス、ブルーギルなどの動物、オオキンケイギクなどの植物に関する状況把握と適正な駆除を実施します。
- 町民、環境保全活動団体などによる地域の環境保全活動を支援します。
- イノシシ、ニホンジカなどの有害鳥獣被害の防止に取り組みます。



2 豊かな自然環境の保全

本町の森林、溪流、河川、湿原、草原などの豊かな自然環境の保全とともに、身近な自然環境を良く知り、理解し、親しむ機会を充実することにより、保全意識の高揚と行動の実践を促進します。

町民・事業者・町の取組

町民の取組

- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、理解を深めます。
- 森林の保全や植林活動、林業体験などに参加します。
- 河川の美化活動に参加します。

事業者の取組

- 森林の保全や植林活動、林業体験などに参加・協力します
- 開発の際には、地域の自然環境の保全に配慮します。
- 河川の美化活動に参加・協力します。



臥竜山



霧ヶ谷湿原



## 町の取組

- 森林の持つ水源かん養機能<sup>\*</sup>の維持増進を図ります。
- 森林の有する公益機能の維持、そのための森林保全管理を啓発・支援します。
- 河川改修の際には、可能な限り自然環境の保全・創造に配慮した工法を採用します。
- 関係機関と連携し、八幡高原に点在する湿原の維持・保全を図ります。
- 町民の森林、水辺の環境美化、環境保全活動を支援します。

※水源かん養機能: 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、森林土壌を通過することによる水質浄化の機能。

## 3 里地里山、農村環境の維持・保全

本町の特色である豊かで貴重な自然環境とともに、里地・里山の田園風景及び農村環境の維持・保全を推進します。

## 町民・事業者・町の取組

## 町民の取組

- 町民参加型の森林、里山整備活動に参加します。
- 「子ども農山村交流プロジェクト」「四季物語」(次頁コラム参照)などの活動に協力します。
- 自然環境体験活動などに参加します。
- 地域の産品を購入する地産地消に協力します。

## 事業者の取組

- 有機栽培、減農薬栽培などの環境保全型農業の推進に取り組みます。
- 地域の森林、里山整備活動に参加・協力します。
- 自然体験活動などに参加します。
- 地域の産品を購入・使用する地産地消に協力します。

## 町の取組

- 町民参加型の里山整備活動を推進・支援します。
- 「北広島町農山村体験推進協議会」の活動を支援します。
- 有機栽培、減農薬栽培など、付加価値の高い環境保全型農業の普及を図ります。
- 関係機関、地元事業者と連携し地産地消を推進します。

## 農山村体験交流事業

### ◆北広島町「子ども農山村交流プロジェクト」

北広島町は、平成 20 年・21 年度の 2 年間、農林水産省の「子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業」における受入モデル地域に広島県内で唯一選ばれました。

以降、積極的に小学生の体験活動を受入れています。

小学生を対象に、農林業体験、自然体験、手づくり体験、伝統文化体験、田舎暮らし体験などのプログラムを提供しています。



ハウス野菜の収穫



山登り

### ◆北広島町「四季物語」

平成 24 年度から取り組みを拡大し、中学生・高校生の修学旅行受入れを開始しました。体験プログラムも修学旅行用に内容を充実させました。



田植え



森林保全

### Ⅲ. 地球を意識して生活する仕組みづくり(地球環境)

#### 1 地球温暖化対策

深刻化する地球温暖化をはじめ、気候変動や生物多様性の損失、廃棄物などの地球規模の環境問題は、異常気象や局地的な風水害、国境を越えた汚染物質の飛来など、私たちの身近な生活環境でも顕在化しています。これまで以上に、地球環境を意識した生活スタイルの見直しと、地球環境にやさしい行動を確実に実行していくことが重要となっています。

本町では、庁舎への太陽光発電システムの率先した導入とともに、家庭用太陽光設備の普及を早くから推進してきました。平成19(2007)年に「北広島町地域新エネルギービジョン」を策定し、地域資源のエネルギー活用を検討しました。本町内では、特定非営利活動法人 I N E O A S A による「軽油代替燃料(BDF<sup>※</sup>)事業」、芸北せどやま再生会議による「芸北せどやま再生事業」など、地域資源のエネルギー活用が進められています。

アンケートでは、町民・事業者ともに「最近のエネルギー消費量は減っている」との回答が「増えている」をわずかながら上回っています。省エネルギーの意識が高まっていることもうかがえますが、継続した省エネルギー等の啓発が必要です。

今後とも、これまでの取組を継承・発展させながら、町民・事業者との協働のもと、低炭素社会及び循環型社会の形成を進めていくことが求められます。

※BDF:菜種油などの生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料

#### (1) 省エネルギーの推進

省エネルギーに関わる町の率先した取組とともに、町民・事業者への情報提供や啓発、普及促進や導入支援策の展開などにより省エネルギーの実践を促進します。

#### 町民・事業者・町の取組

##### 町民の取組

- 家電は、エネルギー効率の高いものを選びます。
- 日常の生活の中で、緑のカーテン、打ち水、よしずの利用など、省エネルギー対策を実践します。
- 自動車の運転時は、アイドリングストップ、やさしい発進と加速をするエコドライブを実践します。
- 温室効果ガスを可能な限り排出しないライフスタイルを実践します。
- 住宅の新築や改築にあたっては、二酸化炭素の排出量が少ないスマートハウスの導入を検討します。
- 自家用車の買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の購入を検討します。
- フードマイレージ<sup>※</sup>の観点から、地元の製品の地産地消に協力します。

※フードマイレージ:食料を運ぶ輸送距離。距離が短いほど輸送にかかる燃料消費とそれに伴うCO<sub>2</sub>の排出を削減できる。

### 事業者の取組

- 事業所内での省エネルギーに取り組むとともに、建物や設備の省エネ改修を検討します。
- 事業の特性に応じて環境マネジメントシステム※の導入やESCO事業※の活用を検討します。
- 従業員の省エネルギー意識を高め、設備の稼働や車両の運転時の省エネルギーを実践します。
- 社用車の購入や買い替え時は、環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- ビルなどのエネルギー使用量を最適に管理するシステム（BEMS）の導入を検討します。
- 環境に配慮した製品の開発・製造・販売・利用に努めます。
- 食品廃棄物の堆肥化と農地還元による循環型農業に取り組みます。
- フードマイレージの観点から、地産地消に努めます。

※環境マネジメントシステム:組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組むための体制や手続等の仕組み。

※ESCO事業:省エネルギー改修で実現する光熱水費の削減分等で、回収に掛かる全ての費用を賄い、ESCO事業者は、省エネルギー効果の一部を報酬として受取る契約。

### 町の取組

- 公共施設の新築・改修時には、省エネルギー機器の導入、省エネルギー型の建築設計などに努め、地域への省エネ意識の啓発を図ります。
- 家庭での省エネルギー化を促進するため、省エネルギー機器の導入支援、省エネ設備に関する情報提供を充実します。
- 公用車への電気自動車など環境性能の高い車両を率先して導入するとともに、充電設備の整備等を計画的に整備し、地域への啓発と普及促進に活用します。
- 二酸化炭素などの排出を抑えるスマートドライブの普及を啓発します。
- 環境にやさしい製品の取り扱いや循環型農業など、環境に配慮した事業活動の情報提供と普及啓発を図ります。
- フードマイレージの観点から地産地消を推進します。



## (2) 再生可能エネルギーの利用促進

地域の資源である再生可能エネルギーの創出と利活用を推進します。太陽光発電をはじめ、軽油代替燃料（BDF）や地域材の薪などのバイオマスエネルギー、小型風力発電、小水力発電など地域の資源と状況に応じて積極的な導入と活用を図ります。

### 町民・事業者・町の取組

#### 町民の取組

- 廃食用油の回収など、地域資源から創った再生可能エネルギーを利用する仕組みに協力します。
- 太陽光発電や薪ストーブなど、住宅の状況に応じた再生可能エネルギーの利用設備を導入します。
- 住宅の新築や改築にあたっては、太陽光発電のほか高効率なエネルギー活用を行うスマートハウスの導入を検討します。

#### 事業者の取組

- 地域で取り組む再生可能エネルギーの活用やカーボン・オフセットの取組に参加・協力します。
- 再生可能エネルギー設備の導入支援制度などの情報を活用して、事業所に最適な利用設備の導入を検討します。
- エネルギーの利活用にあたっては、再生可能エネルギーに由来する電力や熱、燃料を優先して消費するよう努めます。
- 太陽光発電のほか高効率なエネルギー活用を行うスマートハウスの供給に努めます。

#### 町の取組

- 公共施設の改修時などには、多様な再生可能エネルギー利用設備を率先して導入します。
- 導入設備による温室効果ガスの排出削減量は、J-クレジット制度<sup>※</sup>を活用して販売し、販売収入を環境教育やまちづくりなどに有効活用します。
- 事業者に向けた再生可能エネルギー設備の導入支援を充実し、普及を図ります。
- 地元で生産された薪を燃料とするストーブやボイラーの普及を促進します。
- 公共施設及び避難場所指定施設に設置されている太陽光発電設備には、災害時の非常用電源を確保します。
- 「広報きたひろしま」や町ホームページを通して、地域の再生可能エネルギー利用設備の導入に関する支援制度や設備情報を発信、提供します。

※ J-クレジット制度：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

## BDF事業

特定非営利活動法人『I NE OASA』（い〜ね！おおあさ）が中心になって推進している回収した廃食油から軽油代替燃料（BDF）を製造する事業です。

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出の少ない軽油代替燃料（BDF）を製造し、利用することで、地域資源の循環利用と地球温暖化防止に貢献しています。



廃食油回収用タンク

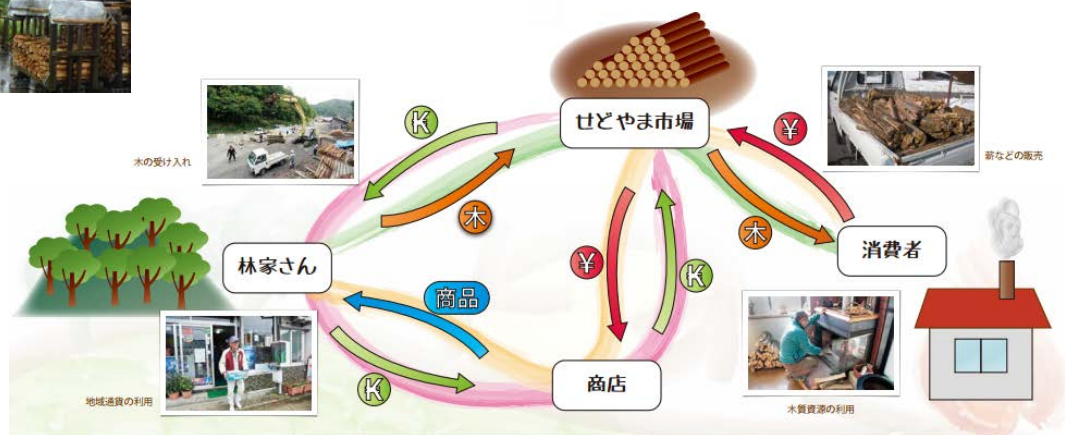


トラクタへの給油

資料:い〜ね！おおあさHP

## せどやま再生事業

木材価格の低迷などで荒廃した山林を、住民自らの手によって木を切り出し、買い上げる仕組みを作り上げることで、山林の景観および生態系保全、地域経済の活性化、木質バイオマスの利用促進を図る事業です。事業は住民グループの芸北「せどやま」再生会議が実施しています。



せどやま再生事業フロー

資料:芸北せどやま再生会議パンフレット

### (3) その他温室効果ガスの削減

温室効果の高い特定フロン、代替フロン等を含むフロンガスについて、法律に基づく適正な管理を徹底するとともに、化石燃料の使用量の削減により、二酸化炭素や一酸化二窒素などの温室効果ガスの削減を推進します。

#### 町民・事業者・町の取組

##### 町民の取組

- 地元産の農産物や水産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。
- 温室効果ガスの排出削減の観点からもごみの排出量抑制や分別の徹底に努めます。
- フロン類が使用された製品は、適切に処理します。

##### 事業者の取組

- 廃棄物の減量化や再利用に努めます。
- 事業活動に関わる化石燃料の使用量削減などにより、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出削減に努めます。
- フロン回収が適切に行えるよう、フロン排出抑制法<sup>※</sup>を遵守します。

##### 町の取組

- フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法<sup>※</sup>についての情報提供や普及啓発に努めます。
- 温室効果ガスに関する情報収集と情報発信を行います。また、温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

※フロン排出抑制法:「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。フロン類の排出抑制のため業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者に機器及びフロン類の管理を義務付ける。



## 2 循環型社会の構築

本町のごみの年間総排出量は、わずかながら増加傾向が継続していますが、町民一人一日当たりの排出量は、平成 26 (2014) 年度では、全国平均の 947 g を 25% 程度下回る 716 g です。

平成 26 (2014) 年度のリサイクル率は 29.8% です。これは、同年度の全国平均 20.6% を大きく上回っています。

町民アンケートでは、「ごみ処理・リサイクル」や「ごみ出しマナーや分別収集」の状況について、満足度が高く、以前に比較して良くなっていると評価されています。町民の協力のもと、ごみの回収、リサイクル、処理が適切に推進されていることがうかがえます。

今後も、5R 運動（リフューズ：受取拒否、リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リペア：修理、リサイクル：再資源化）を充実させていくことが必要です。

ごみの発生を抑え、資源のリサイクルシステムの構築に向け、町民・事業者・町のそれぞれが担うべき役割や責任について相互に理解を深め、地域の協働により取組を効果的に進めていきます。

### 町民・事業者・町の取組

#### 町民の取組

- ごみの排出者であるという自覚をし、「もったいない」の気持ちで自らのライフスタイルを見直し、5R を実践します。
- 廃食用油を回収する BDF 事業に協力します。
- 買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋の削減を実践します。
- 賞味期限切れや食べ残しなどにより排出される食品を出さないようにします。
- 「広報きたひろしま」や町ホームページなどの情報も参考に、ごみの問題に対する理解を深めます。
- 販売店が取り組んでいる簡易包装、食品トレーの店頭回収などに協力します。
- 資源ごみは、必要に応じて洗浄するなど、速やかに資源化できるよう協力します。
- 家電リサイクル法<sup>\*</sup>や小型家電リサイクル法（60 頁参照）を理解し、家電製品の回収に協力します。
- ごみの違法な野焼き、ポイ捨て、不法投棄はしません。



<sup>\*</sup>家電リサイクル法：「特定家庭用機器再商品化法」。家電製品、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。



## 事業者の取組

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃棄物処理法」）に基づいて、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努め、自らの責任において適正に処理します。
- エコマーク商品など、環境にやさしい商品を積極的に取り扱います。
- 「食品ロス」（次頁コラム参照）の削減に努めます。
- 使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、薄型化など、廃棄物の発生抑制に取り組みます。
- 紙使用量の削減、廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用などに取り組みます。

## 町の取組

- 小売事業者への協力要請などにより、マイバッグ利用の促進を図ります。
- 町民・事業者に向け、まだ食べることができる食品を廃棄する「食品ロス」の削減を啓発します。
- ごみの分別の徹底などについて周知を図ります。
- 家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の広報、周知を図ります。
- 「芸北広域きれいセンター」などごみ処理施設での環境学習を推進します。
- ごみ処理の現状や問題点などの情報を積極的に発信し、町民の関心を高めます。

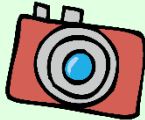


芸北広域環境施設組合「芸北広域きれいセンター」

## 小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、平成 25（2013）年 4 月 1 日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行されました。

### 主な対象品



デジタルカメラ



DVDレコーダー



電子辞書



充電アダプタ



ドライヤー

## 食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間約 2,797 万トン（平成 25 年度推計）の食品廃棄物が出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約 632 万トン（平成 25 年度推計）です。

これを日本人 1 人あたりに換算すると、毎日お茶碗約 1 杯分（約 136g）のご飯が捨てられている計算になります。

つまり、あなたも 1 年で、お茶碗 365 杯分（約 50kg）の食べ物を無駄にしているかもしれないのです。「もったいない」と思いませんか？

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。



参考資料：消費者庁「食べもののムダをなくそうプロジェクト」

## Ⅳ. 人と人とのつながりのある温かいまちづくり(快適環境)

### 1 景観の保全と創出

本町の景観は、西中国山地の山々、湿原、草原、溪流、河川などの自然景観と、里地里山の農村景観が主体となっています。

町民アンケートには、「田園風景を心のふるさととして大切に残しておきたい」「美しい田・山、谷川の水のせせらぎの聞こえそうなまち」という表現が見られます。個々の表現は違っても、豊かな自然に囲まれ、田畑に農作物が実る美しい景観をいつまでも大切に残してほしいという、多くの方の思いがうかがえます。

本町においても、田畑の荒廃や空き家の問題が深刻になっています。本町の豊かな自然景観や田園景観を守り、より美しい景観の創出を進めていくことが求められます。

#### (1) 美しい景観の保全と創出

豊かな自然と調和した北広島町らしい景観の保全を推進します。

#### 町民・事業者・町の取組

##### 町民の取組

- 里山の整備、農地の保全など、田園景観の保全、活用、継承に協力します。
- 住宅などの建設、改築などの際には周辺の景観との調和に配慮します。
- 空き家、空き地などの所有者は、周辺の迷惑にならないように適正に維持管理します。

##### 事業者の取組

- 事業活動にあたり、周辺の景観に配慮するとともに、より良い景観形成に寄与するよう努めます。
- 町の景観形成に関わる施策に協力します。
- 空事業所、未活用地、遊休地の適正管理に努めます。
- 広島県屋外広告物条例に基づく広告看板などの適正な掲出と維持管理を行います。

##### 町の取組

- 田園景観の保全の観点から、地産地消など農業振興と連携した地域活性化の推進、農業体験や交流事業の拡充を図ります。
- 空き家、空き地などの所有者に対しは、周辺の迷惑にならないように適正に維持・管理するよう働きかけます。
- 広島県屋外広告物条例に沿い、屋外広告物の適正な表示・設置を監視・指導します。

## (2) 公園の管理・整備

町民アンケートでは、「身近な公園や広場のつかいやすさ」の満足度は比較的低い評価となっています。町民の憩いの場として、地域の自然環境と調和する公園、緑地の整備を進めます。

### 町民・事業者・町の取組

#### 町民の取組

- 身近な公園や緑地の保全、美化活動に参加します。
- 公園や緑地、道路、学校などの樹木や草花を大切にします。



#### 事業者の取組

- 地域の公園や緑地の保全、美化活動に参加・協力します。

#### 町の取組

- 地域のニーズに対応した公園・緑地の整備や維持管理を行います。
- 社寺の森や樹木の保全・管理を推進します。

## 小・中・高一斉清掃ボランティア

学校と地域・保護者で組織する「千代田地域学校支援連絡協議会」の呼びかけで毎年行われています。「家庭で育て、地域で磨き、学校で鍛える 千代田っ子」を合言葉に地域が学校を支援していくものです。

地域への恩返しも含め、地域の人たちとのつながりを感じ、大切にしていきたいとの想いの一斉清掃です。



一斉清掃の様子

### (3) 環境美化の推進（マナーやモラルの向上）

町民アンケートでは、町の取組として「河川・道路や公園の清掃・美化」「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」が自然環境の保全に次いで要望が高い項目でした。

町民の誰もが、きれいなまち、美しいまちに対して高い意識を持っています。地域が一体となった美化活動などにより、さらにきれいなまちづくりを推進していきます。

また、ポイ捨て防止など、一人ひとりのマナーやモラル向上の啓発を通して、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。

#### 町民・事業者・町の取組

##### 町民の取組

- 公園や河川など地域の美化活動に積極的に参加します。
- 散歩時のペットのふんの処理など、飼育のマナーを守ります。
- 自転車を利用する際には、道路交通法を守るとともに、歩行者の安全に十分に気をつけます。
- 喫煙者は決められた場所で喫煙し、路上喫煙などをしないように努めます。
- ごみのポイ捨て、不法投棄はしません。



##### 事業者の取組

- 地域と連携した清掃美化活動への参加など、美しいまちづくりに協力します。
- 商品などの販売と併せて、利用のマナーや取り扱いに関する注意事項の告知、周知を徹底します。

##### 町の取組

- 路上喫煙の危険性を周知し、喫煙マナーを啓発します。
- ペットの飼い方など、飼い主に対しマナーを啓発します。
- 歩行者、自転車利用者への交通マナー、道路交通法の周知を図ります。
- 不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラの設置など、不法投棄の防止対策を進めます。
- 空き家、空き地などの所有者に対しは、周辺の迷惑にならないように適正に維持・管理するよう働きかけます。



## 2 みんなにやさしいまちづくり

少子・高齢化が進む中、町民の多くが、子供や高齢者にやさしく、いつまでも暮らし続けたい安全・安心で、快適なまちであることを望んでいます。

町民アンケートには、将来のまちにイメージとして、「自然・緑」「里山・景観」とともに、「安全・安心」「高齢者や子供」「暮らしやすい」をあげる意見が多く見られます。

町民の誰もが、温かさと安らぎを感じることができる、みんなにやさしいまちづくりの推進が求められています。

### (1) バリアフリー化やユニバーサルデザイン※の採用推進

環境や安全性に配慮した道路づくりとバリアフリーやユニバーサルデザインなど、すべての人にやさしく暮らしやすい施設の整備を推進します。

※ユニバーサルデザイン:障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

#### 町民・事業者・町の取組

##### 町民の取組

- 高齢者や障がい者と暮らす家庭では、バリアフリー改修の実施を検討します。

##### 事業者の取組

- 誰もが使いやすいように配慮された設計や設備の採用など、バリアフリー化を推進します。
- 「北広島町地域見守り事業」に協力します。

##### 町の取組

- ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進します。
- 公共施設整備においてユニバーサルデザインを採用します。
- 高齢者・障がい者住宅のバリアフリー改修費を助成します。
- 「北広島町地域見守り事業」の充実を図ります。
- 「ひとり暮らし老人巡回相談事業」を推進します。

## (2) 子育て環境の整備

安心して子育てができる、また子供たちが外で安心して遊べる環境が整っているなど、子供にやさしいまちづくりを進めます。

### 町民・事業者・町の取組

#### 町民の取組

- 子育て支援センターなどの支援施設や支援制度を積極的に活用します。
- 子供たちの見守り活動に積極的に協力します。

#### 事業者の取組

- 事業所での子育て支援の制度や施設の充実を検討します。
- 妊娠・出産・育児休業制度などを積極的に採用します。
- 子供たちの見守り制度に協力します。

#### 町の取組

- 安全・安心の子育て環境づくりを進めます。
- 子育て世代を孤立させないよう子育て支援関係者によるネットワークを形成し、きめ細かな支援を行います。
- 北広島町子育て支援サイト「きたひろしま子育て舞 net」を活用し、子育て支援に関わる情報を発信します。
- 放課後児童クラブなど、学校、家庭、地域が連携し、地域全体で放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めます。
- 地域と連携した防犯対策を推進します。

### 3 地域の伝統・文化の継承

本町地域は、陰陽を結ぶ交通の要衝として栄え、製鉄も盛んに行われていたなどの歴史を持っています。

古来より農耕を基盤として、様々な伝統文化が人々の営みの中で培われ、「田楽」や「神楽」などが地域の保存会などにより伝統が受け継がれています。それらは、ユネスコ無形文化遺産「壬生の花田植」や、新旧幾多の「創作神楽」として、観光客にも人気を博しています。

本町に残る歴史・文化資産についての学習・研究活動の推進を図ると同時に、そうした資産の保全と活用、継承を図ります。

#### 町民・事業者・町の取組

##### 町民の取組

- 歴史・文化的景観や資産、文化財などの保全、活用、継承に協力します。
- 地域の歴史・文化、伝統行事の認識を深め、「神楽」や「花田植」などの保存と継承に協力します。
- 地域の伝統行事、文化イベントなどに積極的に参加します。

##### 事業者の取組

- 開発時には、事前に文化財の有無について調査を行い、工事中においても、新たな発見があれば適切に対応します。
- 地域の歴史的・文化的遺産の保存・継承活動に協力します。



神楽



## 町の取組

- 地域で継承・保存されてきた文化財・歴史資料を次世代へ継承するため、保護に取り組めます。
- 地域の残された伝統文化を継承していくため、地域の保護団体等の後継者育成を支援し、体制の強化を図ります。
- 収蔵資料を積極的に展示・公開し、町ホームページに情報公開するなど、町民の歴史・文化に対する意識高揚を図ります。



壬生の花田植1



壬生の花田植2

北広島町イメージキャラクター  
花田舞太郎

## V. 将来の環境を守り、創る人づくり(環境教育・学習及び環境保全活動)

### 1 環境教育・学習の推進

本町の豊かな自然環境、里地里山の田園風景を将来に引き継いでいくためには、町民一人ひとりが環境について学び、理解を深めるとともに、今ある美しい環境を守り、より良い環境づくりを担うことのできる人材を育成していくことが必要です。

子供たちへの環境教育・学習の推進とともに、身近な森や川、湿原などのさまざまな場において、地域と連携した環境教育・学習の機会を充実し、町民一人ひとりの自主的な環境行動の実践につなげていくことが求められます。

地域の環境に関心を持ち、広く地球環境まで含めた現状を理解し、みんなで知恵を出しあいながら環境づくりを推進するため、その基礎となる環境教育や学習を進めていきます。

#### (1) 一貫した環境教育・学習の推進

環境学習・教育を効果的に推進していくには、現地で「実際に見て、ふれて、体験を通して、興味を持つ」ことが大切です。自分たちで考え、実際に行動していくといった「体験」や「学び」の過程が重要です。環境の視点を取り入れた総合的な学習の時間などを活用して、環境に対する感性を育て、環境の課題に対時的確に判断し意思決定ができる子供を育てていく環境教育・学習の推進を図ります。

#### 町民・事業者・町の取組

##### 町民の取組

- 身近な森、川、湿原などでの環境教育・学習に参加します。
- さまざまな生態系や施設などを積極的に環境学習活動の教材として活用します。
- 「子ども農山村交流プロジェクト」に協力します。
- 親子で参加できる身近な地域の体験会や学習の機会に積極的に参加します。
- 家族と一緒に地産地消、食育についての理解を深めます。



##### 事業者の取組

- 施設見学への対応や出前教室への講師派遣など、地域の環境学習・教育の推進に協力します。

**町の取組**

- 幼児期からの環境教育や体験学習の機会を充実させます。
- 学校での一貫した環境教育を推進します。
- 農林業者などとの連携による農業体験、地産地消や食育の取組を推進します。
- 環境保全活動団体と連携し、体験学習の機会や場の充実を図ります。
- 自然とふれあう場の有効活用や整備を推進します。
- 子供たちへの環境教育・学習を充実させるため、大学、企業、NPOなどと連携し、指導者やリーダーの発掘と育成に努めます。

**(2) 地域における環境教育・学習の推進**

子供から大人まで世代を超えて、地域の人たちによる生涯学習活動や地域活動などを通して、みんなで生きるための環境教育・学習の推進を図ります。

---

**町民・事業者・町の取組**


---

**町民の取組**

- 身近な環境について関心を高め、理解を深めます。
- 身近な地域での環境学習や環境保全活動に参加します。

**事業者の取組**

- 地域の環境教育・学習の活動に参加します。
- 地域の環境教育や体験学習の講師やリーダーとして協力します。
- 地域の環境に関心をもち、的確な情報を収集し、環境に配慮した事業活動の展開に活かします。
- 従業員への環境教育を充実するなど、環境に対する意識の高揚を図ります。

**町の取組**

- それぞれの年齢階層に応じた多様な環境教育プログラムを充実・発展させます。
- 地域の環境教育・学習を充実させるため、指導者やリーダーの発掘と育成に努めます。
- 「広報きたひろしま」や町のホームページなどを通して、地域の環境に関する情報を発信します。
- 地元企業への環境活動に関する情報提供を充実させます。
- 地域の環境学習の充実に向け、地元企業との連携を強化します。

## 2 環境保全活動の推進

本町の環境保全活動は、北広島町公衆衛生推進協議会による地域の環境保全や美化活動をはじめ、町民団体などの積極的な活動が行われています。

今後は、環境保全活動に関する情報を町民へ発信するとともに、各団体相互の情報交流の活性化や、事業者などとの連携の拡大などにより、問題解決の早期化や新たな取組の創出などの相乗効果を発揮する体制や仕組みづくりが期待されます。

また、町民とともに地域の環境保全活動に積極的に取り組み、活動をリードしていく人材の育成を継続的に進めていくことも求められます。

### 町民・事業者・町の取組

#### 町民の取組

- 「広報きたひろしま」や町のホームページなどの情報から、地域の環境に関する理解を深めます。
- 地域の美化活動やなどに積極的に参加します。
- 身近な自然観察会、自然環境保全活動や体験会、環境に関する勉強会などに積極的に参加します。
- テレビや新聞、雑誌、インターネットなどを利用し、地球環境問題やエネルギー問題について認識を高めます。

#### 事業者の取組

- 「広報きたひろしま」や町のホームページなどの情報から、地域の環境に関する理解を深めます。
- 事業活動の特性や状況に応じて、地域環境の保全や美化活動に取り組みます。
- 地域の環境保全活動への積極的に参加・協力します。

#### 町の取組

- 「広報きたひろしま」や町のホームページを通して、地域のさまざまな環境に関する情報や、環境保全活動に関する情報を発信、提供します。
- 地域環境の保全・美化などの活動の状況に応じて、情報、人材、設備、場所、連携などの支援を充実させていきます。

## 第7章 計画の推進

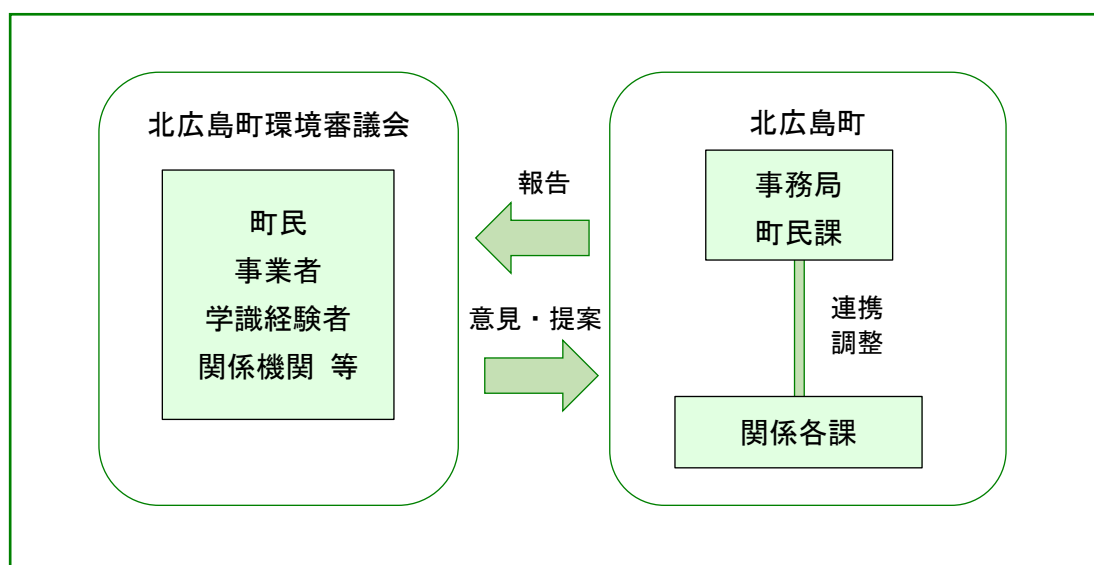
### 1 推進体制

本計画は、町民、事業者、団体等と町との連携と協働のもと、効果的な推進を図ります。

町民、事業者、学識経験者及び関係機関等で構成する「北広島町環境審議会」は、計画推進の外部機関として、環境施策の進捗状況を確認するとともに、本町を取り巻く環境の変化などを考慮し、必要と認めた場合は、環境施策の見直しに関する意見・提案を行います。

また、「北広島町環境審議会」は、環境施策の検証や検討を通して、町民、事業者、学識経験者等の相互の情報交流及び連携の場としての機能を持ちます。

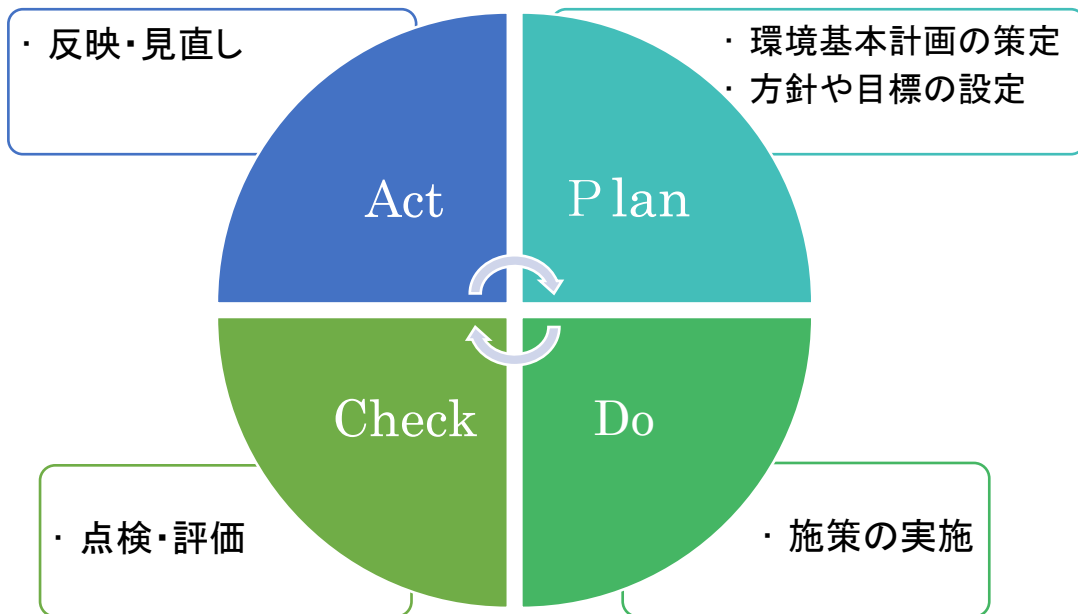
庁内においては、町民課を事務局とし、関係各課との連携・調整を密にして、計画全体の進行管理を行い、効果的な環境施策の推進を図ります。



## 2 進行管理

本計画策定後は、計画の推進状況の点検、確認などの進行管理を行う必要があります。このため、環境マネジメントシステムの考え方を採り入れて、PDCAサイクルを回していくことにより計画の進行管理を行います。

PDCAとは、Plan（計画）、Do（実施・運用）、Check（点検・評価）、Act（計画を見直し、実行に活かす）という一連の運営・管理のサイクルです。これらを繰り返し行っていくことで計画の進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。



【計画の策定】各施策の方針、構想及び計画において、環境に配慮した取組の方針や目標等を定めます。

【実施・運用】設定した方針や目標を達成するよう各施策を実施します。

【点検・評価】1年間の各施策の進捗状況及び取組の状況、環境の状態等を把握します。

【見直し・反映】評価の結果や北広島町環境審議会の意見・提案等を受けて、計画への反映と見直しを行います。

# 資料編

## 資料 1. 環境関連条例

### (1) 北広島町環境保全に関する条例

平成 17 年 2 月 1 日条例第 148 号

改正

平成 18 年 6 月 29 日条例第 58 号

平成 27 年 3 月 24 日条例第 17 号

北広島町環境保全に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 町、町民等、事業者及び所有者等の責務（第 4 条—第 7 条）

第 3 章 環境の保全に関する施策に係る基本方針及び基本的な計画（第 8 条・第 9 条）

第 4 章 環境審議会（第 10 条—第 16 条）

第 5 章 公害の防止（第 17 条—第 25 条）

第 6 章 空き地等の環境保全（第 26 条—第 30 条）

第 7 章 雑則（第 31 条・第 32 条）

第 8 章 罰則（第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、北広島町（以下「町」という。）、町民等、事業者及び所有者等の協働のもとに、それぞれが果たすべき役割を明らかにし、本町の良好な自然環境及び生活環境（以下「良好な環境」という。）を保全するとともに町民の健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境を確保、創造し、もって住みよい郷土の実現を期することを目的とする。

（定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 土地、大気、水、動植物その他自然の生態系をめぐる環境をいい、山岳、溪谷、河川、湖沼、森林その他の自然資源の景観を含むものとする。
- (2) 生活環境 人の生活に係る環境、人の生活に密接に関係のある財産並びに動植物及びその生育環境等居住を中心として形成される環境をいう。
- (3) 町民等 町内に住所若しくは居所を有する者（滞在者及び旅行者を含む。）又は、町内において勤務若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を営む個人又は法人をいう。
- (5) 所有者等 土地、建物その他権利について所有、管理又は使用の権限を有する者をいう。
- (6) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (7) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係



る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

**第3条** 環境の保全は、現在及び将来の世代の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、町、町民等、事業者及び所有者等の全ての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることに鑑み、全ての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に着実に推進されなければならない。

## 第2章 町、町民等、事業者及び所有者等の責務

(町の責務)

**第4条** 町長は、良好な環境を保全し、住民の良好な生活環境を確保するための基本的かつ総合的施策を策定し、これを実施しなければならない。

(町民等の責務)

**第5条** 住民は、環境の保全に関する意識を高め、町が行う環境保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、その事業活動によってその良好な環境を損なわないよう、その責任と負担において適切な措置を講じるとともに町が行う環境保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

**第7条** 所有者等は、良好な環境を確保するため、その責任と負担において適切な措置を講じるとともに、町が行う環境保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第3章 環境の保全に関する施策に係る基本方針及び基本的な計画

(環境の保全に関する施策に係る基本方針)

**第8条** 町は、環境の保全に関する施策の策定及び実施にあたっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を指針として施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の自然的要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の保護、野生生物の種の保存等、地球上のあらゆる生命の共存が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的及び社会的な条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との調和がとれた個性豊かで潤いのある景観の形成が図られること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効活用により、環境への負荷の軽減が図られること。

(環境基本計画の策定)

**第9条** 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、地域の自然的及び社会的な特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本構造

(2) 環境の保全に関する施策に係る基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ次条に規定する北広島町環境保全審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会の設置)

**第10条** 良好な環境の保全及び創造に関する重要事項を調査審議するため、環境審議会を設置する。

(任務)

**第11条** 環境審議会は町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 公害の防止に関する事項

(2) 空き地等の環境保全に関する事項

(3) その他良好な環境の保全・創造及び確保に関し必要な事項

(4) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項

(組織)

**第12条** 審議会は委員12人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者の内から町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 地域協議会の代表者

(4) 住民団体の代表者

(5) 事業者

(任期)

**第13条** 環境審議会の委員の任期は3年とする。ただし、補欠のために委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長等)

**第14条** 環境審議会に会長及び副会長を置き委員が互選する。

2 会長は環境審議会を代表し、会務をつかさどる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4 事務局は、町民課において担当する。

(会議)

**第15条** 環境審議会は会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数が決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(専門委員)

**第16条** 環境審議会に専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。

3 専門委員は、環境審議会に出席し専門的立場から意見を述べるができる。

4 専門委員は、専門事項の調査が終了したときは解任されるものとする。

## 第5章 公害の防止

(公害)

**第17条** 公害とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって住民の健康が損なわれ、又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）が阻害されることをいう。

(規制基準)

**第18条** 規制基準とは、排出され、又は発生するばい煙、粉じん、騒音振動、汚水、廃液及び悪臭の量、濃度並びに程度の許容限度をいい、町長は公害を防止するための必要な限度において、規制基準を規則で定めることができる。

(規制基準の定めがない公害の認定)

**第19条** 町長は、この条例又は他の法令に規制基準がない場合であっても、現に被害が発生し、又は発生のおそれがあるものは、公害と認定することができる。

(苦情及び紛争の処理)

**第20条** 公害に関する苦情のあるもの、又は紛争の当事者は町長に対し苦情あつせん又は調定を申し立てることができる。

2 町長は、前項の規定による申立てがあつたときは、速やかに事情を調査し、適正な解決に努めるものとする。

(指導又は勧告)

**第21条** 町長が、認定した公害の行為者に対し、第18条に規定する規制基準に基づき審査し、公害防止のため必要があると認めるときはその行為を制限するとともに当該施設の構造、使用の方法その他の改善若しくは防止施設の設置等により原因の除去、防止についての必要な措置を指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

**第22条** 町長は、前条の規定により指導又は勧告を受けたものが、その指導又は勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を取るべきことを命ずることができる。

(措置の届出)

**第23条** 第21条の規定による指導若しくは勧告又は前条の規定による命令を受けたものは当該指導若しくは勧告命令に基づく措置をし、速やかに町長に届出をしてその検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の届出について速やかに検査をし、適合していると認める時は検査済証を届出者に交付しなければならない。

(停止命令等)

**第24条** 町長は、第22条の規定により命令を受けたものが当該命令に従わないときは、原因の除去又は防止について、必要な限度において当該施設の使用又は停止を命令することができる。

2 町長は、前項及び第22条の規定による命令をしようとするときは当該命令を受ける者又は代理者に対し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。

(公害防止協定等)

**第25条** 町長は、公害防止のため必要があると認めるときは、関係者相互でその防止に係る協定等を締結することができる。

## 第6章 空き地等の環境保全

(空き地等)

**第26条** 空き地等とは、住宅、別荘及び事業所周辺において、現に人が使用していない土地及び人が使用していない土地と同様の状態にある土地並びに資材その他野積み場をいう。

(管理不良状態)

**第27条** 管理不良状態とは、雑草、枯れ草及びこれらに類するものが繁茂し、又は資材その他の物品がそのまま放置されている状態で、これらの状態が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 災害、火災又は事故の発生及び誘発するおそれのあるとき。

(2) 人の健康を損ない、又は損なうおそれのあるとき。

(3) 前2号に規定する以外の環境衛生又は美観風致を著しく損なうおそれのあるとき。

(空き地等の管理)

**第28条** 空き地等の所有者等は、当該空き地等が管理不良状態にならないよう、適正な管理をしなければならない。

(指導又は勧告)

**第29条** 町長は、空き地等が管理不良状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き地等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

(命令)

**第30条** 町長は、前条の規定による勧告を履行しない空き地等の所有者に対し、期限を定めて管理不良状態の改善を命令することができる。

## 第7章 雑則

(立入調査等)

**第31条** 町長は、この条例の施行に関し、必要な限度において指定した職員をして、次に掲げる行為をさせることができる。

- (1) 他人の土地に立入り、当該土地又は土地にある物件若しくは当該土地において行われている行為の状況を把握又は調査させ、若しくは関係者に対し必要な指示又は指導すること。
- (2) 関係者に対し、必要な報告を求め、又は事情を聴取すること。

(委任)

**第32条** この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める。

## 第8章 罰則

(罰則)

**第33条** 次の各号のいずれかに該当するものは5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第22条又は第24条の規定による命令に違反したもの
- (2) 第30条の規定による命令に違反したもの

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の芸北町環境保全に関する条例（平成12年芸北町条例第33号）又は千代田町環境美化条例（平成12年千代田町条例第26号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

**附 則**（平成18年6月29日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

**附 則**（平成27年3月24日条例第17号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## (2) 北広島町生物多様性の保全に関する条例

平成 22 年 3 月 26 日 条例第 1 号

北広島町生物多様性の保全に関する条例

### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この条例は、本町が豊かな自然環境を有し、町民及び事業者が、その自然環境を構成する多様な生態系や野生生物種からさまざまな恵沢を享受していることにかんがみ、北広島町環境保全に関する条例(平成 17 年条例第 148 号)の本旨にのっとり、町、町民及び事業者が一体となってこれを保全し、持続可能な方法で活用することにより、本町の生物多様性を町民共有の財産として次代に承継し、もって自然と共生する町民の健康で快適な生活を将来にわたって確保することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において「生物多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この条例において「希少野生生物」とは、町内に生息し、又は生育する野生生物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)又は地域個体群(地域的に孤立した個体群をいう。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) その存続に支障を来す程度にその個体の数が少ないもの
- (2) その個体の数が減少しつつあるもの
- (3) その個体の生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) その個体の生息又は生育の環境が悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その存続に支障を来す事情のあるもの

3 この条例において「指定希少野生生物」とは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「法」という。)第 4 条第 3 項の国内希少野生動植物種(以下「国内希少野生動植物種」という。)、法第 5 条第 1 項の緊急指定種、及び広島県野生生物の種の保護に関する条例(平成 6 年広島県条例第 1 号。以下「県条例」という。)第 6 条第 2 項の指定野生生物種(以下「県指定野生生物種」という。)を除く希少野生生物のうち、第 10 条第 1 項の規定により町長が指定するものをいう。

4 この条例において「生態系」とは、一定の区域に生息し、又は生育する野生生物、及びそれを取り巻く非生物環境の総体をいう。

5 この条例において「外来種」とは、野生生物が本来持つ移動能力を超えて人為により意図的又は非意図的に、過去又は現在の自然分布域以外の地域に導入された種をいう。

6 この条例において「維持・回復事業」とは、指定希少野生生物の生息又は生育、若しくは健全な生態系の成立に適した条件を積極的に整備することにより、指定希少野生生物、又は生態系の自然状態での安定的な存続を図るための事業をいう。

(財産権の尊重等)

**第 3 条** 町は、この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の向上に配慮し、並びに町土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(町の責務)

**第 4 条** 町は、野生生物が置かれている状況を常に把握するとともに、生物多様性の保全のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と協働して取り組むものとする。

3 町は、生物多様性の保全の必要性について、事業者及び町民（滞在者及び旅行者を含む。以下この章において同じ。）の理解を深めるため、普及啓発等適切な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

**第5条** 事業者は、野生生物が生態系の基本的構成要素であることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物多様性の保全に配慮した事業活動を行うこと等により、これに伴って生ずる希少野生生物の個体の生息又は生育環境への負荷に対し、回避、低減その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、町が実施する生物多様性の保全に関する施策に協力しなければならない。

（町民の責務）

**第6条** 町民は、生物多様性の重要性を認識し、希少野生生物の保護に自ら努めるとともに、町が実施する生物多様性の保全に関する施策に協力しなければならない。

（生物多様性審議会）

**第7条** 本町における生物多様性の保全に関する重要事項について、町長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について町長に対し、意見を述べるため、北広島町生物多様性審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（生物多様性きたひろ戦略）

**第8条** 町長は、生物多様性の保全と地域振興のための活用を総合的かつ計画的に推進するための基本戦略（以下「生物多様性きたひろ戦略」という。）を定めるものとする。

2 生物多様性きたひろ戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 生物多様性の重要性と理念
- (2) 町内における生物多様性の現状と課題
- (3) 生物多様性の保全に関する目標
- (4) 生物多様性の保全に関する基本構想
- (5) 指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項
- (6) 指定希少野生生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
- (7) 希少野生生物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- (8) 外来種対策に関する基本的な事項
- (9) 維持・回復事業に関する基本的な事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、生物多様性の保全と地域振興のための活用に関する重要事項
- (11) 行動計画

3 町長は、生物多様性きたひろ戦略を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、生物多様性きたひろ戦略を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、生物多様性きたひろ戦略の変更について準用する。

（開発行為における生物多様性への配慮）

**第9条** 町長は、生物多様性きたひろ戦略にのっとり、開発行為における生物多様性への配慮に関する指針を策定するものとする。

- 2 生物多様性に影響を及ぼすと認められる開発行為をしようとする者は、前項の指針に基づき、当該開発行為に伴って生ずる環境への負荷に対し、回避、低減その他の必要な措置を講じなければならない。

## 第2章 野生生物の種の取扱いに関する規制等

### 第1節 指定稀少野生生物の指定

(指定稀少野生生物の指定)

**第10条** 町長は、希少野生生物のうち特に保護を図る必要があると認めるものを、指定稀少野生生物として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、指定の案を告示しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があったときは、利害関係人は、その告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、町長に指定の案についての意見書を提出することができる。
- 5 町長は、指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 町長は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 町長は、指定稀少野生生物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 9 第2項から第7項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第9項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

(町内に住民票を有する者等からの提案)

**第11条** 町内に住民票を有する者及び町内に事務所又は事業所を有する法人は、規則で定めるところにより、理由を付して前条第1項の規定による指定及び同条第8項の規定による指定の解除の提案をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定の提案があった場合において、その提案に係る野生生物が、希少野生生物であつて、特に保護を図る必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を行うものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による指定の解除の提案があった場合において、その提案に係る指定稀少野生生物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるときは、前条第8項の規定による指定の解除を行わなければならない。
- 4 町長は、第1項の規定による提案があった場合において、第2項に規定する指定又は前項に規定する指定の解除を行う必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に対し通知するものとする。
- 5 町長は、第1項の規定による提案に係る第2項に規定する指定又は第3項に規定する指定の解除を行う必要があるか否かの判断を行うに当たって、必要があると認めるときは、野生生物に関する専門的な知識を有する者又は機関の意見を聴くことができる。



## 第2節 個体等の取扱いに関する所有者の義務等

(個体等の取扱いに関する所有者等の義務)

**第12条** 指定希少野生生物の個体及びその器官(規則で定めるものに限る。)並びにこれらの加工品(規則で定めるものに限る。)(以下「個体等」という。)の所有者又は占有者は、指定希少野生生物を保護することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うように努めなければならない。

(助言又は指導)

**第13条** 町長は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生生物の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

## 第3節 個体の捕獲等の禁止

(捕獲等の禁止)

**第14条** 指定希少野生生物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第16条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(所持等の禁止)

**第15条** 前条の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生生物の個体等は、所持、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

(捕獲等若しくは譲受け又は引取りの許可)

**第16条** 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生生物の生きている個体の捕獲等若しくは譲受け又は引取りをしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可の申請をしなければならない。

3 町長は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等若しくは譲受け又は引取りの目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等若しくは譲受け又は引取りによって指定希少野生生物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等若しくは譲受け又は引取りをする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等若しくは譲受け又は引取りに係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 町長は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。

5 町長は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、町長に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

7 第1項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第5項の許可証若しくは前項の従事者証を紛失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、町長に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

8 第1項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなければならない。

9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に收容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

**第17条** 町長は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 町長は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生生物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

**第18条** 町長は、この条例の施行に必要な限度において、第16条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生生物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生生物の個体の捕獲等に係る施設その他の必要な場所に立ち入り、指定希少野生生物の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第4節 土地の所有者の義務等

(土地の所有者等の義務)

**第19条** 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生生物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

**第20条** 町長は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

### 第3章 生態系の保全等に関する規制

(野生生物保護区)

**第21条** 町長は、野生生物の保護又は生態系の保全(以下「生態系の保全等」という。)のため重要と認める次の各号のいずれかに当てはまる区域を、野生生物保護区として指定することができる。ただし、法第36条第1項の規定により生息地等保護区又は県条例第19条第1項の規定により野生生物保護区に指定されている区域を、当該生息地等保護区に係る国内希少野生動植物種又は当該県指定野生生物種と同一の種を保護の対象とした野生生物保護区に指定することはできない。

(1) 指定希少野生生物、国内希少野生動植物種又は県指定野生生物種の保護のために必要があると認め、その個体の生息又は生育の状況等を勘案して当該野生生物の保護のため重要と認める区域

(2) 多種の希少野生生物が集中して生息し、又は生育する区域

(3) 地域の特徴を顕著に示す野生生物が生息し、又は生育する区域

(4) 町域、国内、又は国際的な生物多様性の保全上重要な区域

- 2 町長は、第1項第2号から第4号のいずれかに当てはまる野生生物保護区を指定しようとするときは、指定に係る区域内に生息又は生育する野生生物のうち、特に保護を図る必要のある複数の野生生物又はその生態系の維持のため配慮しなければならない複数の野生生物(以下これらを総称して「指定野生生物群」という。)を定めるものとする。
- 3 野生生物保護区の区域内には、生態系の保全等のため特にその保全を図る必要があると認める場所として、特別保護区を定めるものとする。
- 4 特別保護区の区域内で、生態系の保全等のため立ち入りを制限する必要があると認める場所を、立入制限地区として定めることができる。
- 5 野生生物保護区の区域内で、特別保護区及び当該野生生物保護区に係る指定希少野生生物、国内希少野生動植物種、県指定野生生物種又は指定野生生物群(以下これらを総称して「指定希少野生生物等」という。)への外部からの人為による影響を緩和するため必要があると認める区域を、緩衝地区として定めることができる。
- 6 町長は、第4項の規定による立入制限地区を定めようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。第16項において同じ。)の同意を得なければならない。
- 7 第1項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、次に掲げる事項を定めた野生生物保護区に係る指定計画(以下「指定計画」という。)を定めてするものとする。
  - (1) 指定の区域
  - (2) 指定に係る指定希少野生生物等
  - (3) 指定の区域内における特別保護区の区域(特別保護区の区域内に立入制限地区を定める場合はその区域)、緩衝地区の区域の区分(以下「指定区分」という。)
  - (4) 指定の区域に係る指定区分ごとの保護に関する指針
- 8 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係地域の意見を聴かなければならない。
- 9 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定計画に係る案(次項及び第11項において「指定計画案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 10 前項の規定による告示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、町長に指定計画案についての意見書を提出することができる。
- 11 町長は、指定計画案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 12 町長は、指定をするときは、その旨及び指定計画を告示しなければならない。
- 13 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 14 町長は、野生生物保護区に係る指定希少野生生物等の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 15 第8項、第12項及び第13項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第12項中「その旨及び指定計画」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第13項中「前項の規定による告示」とあるのは「第15項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 16 町長は、次の場合には、指定計画を変更しなければならない。

- (1) 第4項の規定による立入制限地区に係る土地の所有者又は占有者が正当な理由により立入制限の解除を求めたとき、又は立入制限地区を定める必要がなくなつたと認めるとき
  - (2) 野生生物保護区に係る指定希少野生生物等の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により第5項の規定による緩衝地区を定める必要がなくなつたと認めるとき又は緩衝地区を継続して定めることが適当でないとき
  - (3) その他、指定の地区の範囲を変更する必要があるとき
- 17 第12項及び第13項の規定は前項の規定による指定計画の変更について準用する。この場合において、第12項中「その旨及び指定計画」とあるのは、「その旨及び変更後の指定計画」と、同条第13項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第17項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 18 野生生物保護区の区域内において、次条第1項各号に掲げる行為をする者は、第7条第4項の指針に留意しつつ、生態系の保全等に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。  
(特別保護区の区域内における行為の規制)

**第22条** 特別保護区の区域内においては、次に掲げる行為(第10号から第14号までに掲げる行為については、町長が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、町長の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
  - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
  - (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
  - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - (6) 木竹を伐採すること。
  - (7) 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に必要なものとして町長が指定する野生生物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
  - (8) 野生生物保護区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて町長が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
  - (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の町長が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - (10) 第7号の規定により町長が指定した野生生物の個体その他の物以外の野生生物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
  - (11) 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある生物として町長が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
  - (12) 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして町長が指定する物質を散布すること。
  - (13) 火入れ又はたき火を行うこと。
  - (14) 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として町長が定める方法によりその個体を観察すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可の申請をしなければならない。

- 3 町長は、前項の申請に係る行為が前条第7項第4号の指針に適合しないものであるときは、第1項の許可をしないことができる。
- 4 町長は、生態系の保全等のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
- 5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に町長に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
  - (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
  - (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
  - (3) 木竹の伐採で、町長が野生生物保護区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの
- 7 前項第1号に掲げる行為であって第1項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して14日を経過する日までの間に町長にその旨を届け出なければならない。
- 8 前章第3節の規定は、特別保護区の区域内に限り、当該野生生物保護区に係る指定野生生物群について準用する。この場合において、同節の規定中「指定希少野生生物」とあるのは、「野生生物保護区に係る指定野生生物群」と読み替えるものとする。

(立入制限地区の区域内における規制)

**第23条** 何人も、町長が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
- (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

2 前条第2項及び第4項の規定は前項第3号の許可について準用する。

(緩衝地区の区域内における行為の規制)

**第24条** 緩衝地区の区域内において第22条第1項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、町長に規則で定める事項を届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があった場合において届出に係る行為が第21条第7項第4号の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して30日(30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で町長が定める期間)を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。
- 4 町長は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日(第3項の規定により町長が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、町長が指定希少野生生物等の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- (3) 前条第1項の規定による指定がされた時において既に着手している行為

7 前章第3節の規定は、緩衝地区の区域内に限り、当該野生生物保護区に係る指定野生生物群について準用する。この場合において、同節の規定中「指定希少野生生物」とあるのは、「野生生物保護区に係る指定野生生物群」と読み替えるものとする。

(措置命令等)

**第25条** 町長は、生態系の保全等のため必要があると認めるときは、特別保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をしている者又は緩衝地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 町長は、第22条第1項若しくは第23条第4項の規定に違反した者、第22条第4項(第23条第5項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生生物等の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、生態系の保全等のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、その違反行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、その他指定希少野生生物等の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

**第26条** 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特別保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者又は緩衝地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、野生生物保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が生態系の保全等に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(町内に住民票を有する者等からの提案)

**第27条** 町内に住民票を有する者及び町内に事務所又は事業所を有する法人は、規則で定めるところにより、理由を付して第21条第1項の規定による指定及び同条第14項の規定による指定の解除の提案をすることができる。

2 町長は、前項の規定による指定の提案に係る区域が、生態系の保全等のため重要と認めるときは、第21条第1項の規定による指定を行うものとする。

3 町長は、第1項の規定による指定の解除の提案があった場合において、野生生物保護区に係る指定希少野生生物等の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときは、第21条第9項の規定による指定の解除を行わなければならない。

4 町長は、第1項の規定による提案があった場合において、第2項に規定する指定又は前項に規定する指定の解除を行う必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に対し通知するものとする。

5 町長は、第1項の規定による提案に係る第2項に規定する指定又は第3項に規定する指定の解除を行う必要があるか否かの判断を行うに当たって、必要があると認めるときは、野生生物に関する専門的な知識を有する者又は機関の意見を聴くことができる。

(実地調査)

**第28条** 町長は、第21条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 町長は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。第4項において同じ。)にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

**第29条** 町は、第21条第1項による指定により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

#### 第4章 外来種対策

(侵略的外来種を放つこと等の禁止)

**第30条** 何人も、町内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しい影響を及ぼすおそれがある外来種(以下「侵略的外来種」という。)を、みだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(侵略的外来種からの希少野生生物の保護)

**第31条** 町は、侵略的外来種のうち希少野生生物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすものについて、その個体数の低減、生息地又は生育地の縮小その他希少野生生物の保護のために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

(外来種に関する情報の収集等)

**第32条** 町は、希少野生生物を保護するために、町内における外来種に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(外来種に関する情報の提供)

**第33条** 町は、外来種が希少野生生物の個体の生息又は生育に及ぼす影響について、町民及び事業者の理解が深まるよう、その情報の提供に努めるものとする。

#### 第5章 維持・回復事業

(維持・回復事業計画)

**第34条** 町長は、維持・回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、維持・回復事業計画を策定するものとする。

2 前項の維持・回復事業計画は、維持・回復を図るべき生態系ごとに、維持・回復事業の目標、維持・回復事業が行われるべき区域及び維持・回復事業の内容その他維持・回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

- 3 町長は、第1項の維持・回復事業計画を策定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、第1項の維持・回復事業計画を策定したときは、その概要を告示し、かつ、その維持・回復事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 第3項及び前項の規定は、第1項の維持・回復事業計画の変更について準用する。  
(町内に住民票を有する者等からの提案)

**第35条** 町内に住民票を有する者及び町内に事務所又は事業所を有する法人は、規則で定めるところにより、理由を付して前条第1項の維持・回復事業計画を提案することができる。

- 2 町長は、前項の規定による維持・回復事業計画の提案が、維持・回復事業の適正かつ効果的な実施に資するために重要と認めるときは、当該維持・回復事業計画の提案に基づき、前条第1項の規定による維持・回復事業計画の策定を行うものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による提案があった場合において、前項に規定する維持・回復事業計画の策定を行う必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に対し通知するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定による提案に係る第2項に規定する維持・回復事業計画の策定を行う必要があるか否かの判断を行うに当たって、必要があると認めるときは、野生生物に関する専門的な知識を有する者又は機関の意見を聴くことができる。  
(認定維持・回復事業等)

**第36条** 町は、指定希少野生生物又は指定生態系の保護のため必要があると認めるときは、維持・回復事業を行うものとする。

- 2 国、県及び町以外の地方公共団体は、その行う維持・回復事業であってその事業計画が第35条第1項の維持・回復事業計画に適合するものについて、町長のその旨の確認を受けることができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う維持・回復事業について、その者がその維持・回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその維持・回復事業の事業計画が第35条第1項の維持・回復事業計画に適合している旨の町長の認定を受けることができる。
- 4 町長は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。第39条第2項又は第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。
- 5 町は、第3項の認定を受けた維持・回復事業を行う者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めなければならない。

**第37条** 認定維持・回復事業等(町の維持・回復事業、前条第2項の確認を受けた維持・回復事業及び同条第3項の認定を受けた維持・回復事業をいう。以下この条において同じ。)は、第35条第1項の維持・回復事業計画に即して、かつ、第45条第1項の希少野生生物保護専門員、第46条の希少野生生物保護巡視員及び希少野生生物保護巡視団体並びに関係地域と密接に連携して行われなければならない。

- 2 認定維持・回復事業等として実施する行為については、第14条(第22条第8項及び第25条第7項において準用する場合を含む。)、第22条第1項及び第7項、第23条第4項、第25条第1項並びに第48条第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 3 野生生物保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定維持・回復事業等として実施される維持・回復事業のために必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。



4 町長は、前条第3項の認定を受けて維持・回復事業を行う者に対し、その維持・回復事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

**第38条** 第37条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて維持・回復事業を行う者は、その維持・回復事業を廃止したとき、又はその維持・回復事業を第35条第1項の維持・回復事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を町長に通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第37条第2項の確認又は同条第3項の認定を取り消すものとする。

3 町長は、第37条第3項の認定を受けた維持・回復事業が第35条第1項の維持・回復事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその維持・回復事業を行う者がその維持・回復事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第4項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

## 第6章 推進体制の整備等

(調査及び研究の推進)

**第39条** 町は、生物多様性の保全と地域振興のための活用に関する施策を策定し、及び推進するため、野生生物の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について、町民、事業者、民間団体及び関係機関の協力を得て、調査及び研究を推進するものとする。

(情報提供体制の整備)

**第40条** 町は、生物多様性の保全と地域振興のための活用を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮し、及び情報を提供することにより生ずる生物多様性への影響を考慮しつつ、前条の規定による調査及び研究の成果その他生物多様性に関する情報を適切に提供する体制を整備するものとする。

(生物多様性に関する教育及び学習の機会の充実等)

**第41条** 町は、民間団体及び関係機関と連携し、生物多様性の保全の重要性に対する町民及び事業者の理解を深めるため、生物多様性に関する教育及び学習の機会の充実、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民、事業者及び民間団体の自発的な活動への支援)

**第42条** 町は、町民、事業者及び民間団体が自発的に行う生物多様性の保全に関する活動について、助言等その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

**第43条** 町は、町民、事業者、民間団体及び関係機関に対し生物多様性に関する専門的な知識に基づく適切な助言を行う能力を有する人材の育成を図るため、民間団体及び関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(生物多様性専門員)

**第44条** 町長は、生物多様性の保全に関する啓発、調査、助言等を行わせるため、生物多様性専門員を置くものとする。

2 生物多様性専門員は、第11条第5項、第28条第5項及び第36条第4項の野生生物に関する専門的な知識を有する者として、町長に対し意見を述べることができる。

(生物多様性保全巡視員等)

**第45条** 町長は、希少野生生物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況の巡視等、若しくは野生生物保護区の巡視等を行う町民、事業者又は民間団体を、生物多様性保全巡視員又は生物多様性保全巡視団体として認定することができる。

(国・県及び他の地方公共団体との連携)

**第46条** 町は、町の区域を越えて移動を行う希少野生生物の保護その他の広域的な取組が必要とされる生物多様性の保全と活用に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、広島県及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

2 町は、国境を越えて移動を行う希少野生生物の保護その他の国際的な取組が必要とされる生物多様性の保全と活用に関し、国、広島県及び関係機関と連携し、その保護に関する国際協力の推進に努めるものとする。

## 第7章 雑則

(国等に関する特例)

**第47条** 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第13条、第14条(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)、第15条(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)、第20条、第22条第1項及び第7項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第14条第2号(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)に掲げる場合以外の場合に指定希少野生生物(第21条第1項第2号から第4号に当てはまる野生生物保護区の区域内にあつては、その指定に係る指定野生生物群及び指定希少野生生物)の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第22条第1項若しくは第23条第1項第3号の許可を受けべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ町長に協議しなければならない。

3 国の機関又は地方公共団体は、第22条第5項の規定により届出をして引き続き同条第1項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第7項若しくは第24条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、町長にその旨を通知しなければならない。

(規則への委任)

**第48条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

**第49条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)、第15条(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)又は第22条第1項の規定に違反した者

(2) 第17条第1項(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)又は第25条第2項の規定による命令に違反した者

**第50条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)又は第22条第4項の規定により付された条件に違反した者

(2) 第23条第1項の規定に違反した者

**第51条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 23 条第 2 項において準用する第 22 条第 4 項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第 24 条第 1 項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 24 条第 2 項の規定による命令に違反した者
- (4) 第 24 条第 5 項の規定に違反した者

**第 52 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 8 項(第 22 条第 8 項及び第 24 条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- (2) 第 18 条第 1 項(第 22 条第 8 項及び第 24 条第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第 26 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第 28 条第 4 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げたもの

**第 53 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 49 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### **附 則**

この条例は、公布の日から 6 か月後に施行する。ただし、第 1 条から第 8 条まで及び第 44 条第 1 項の規定は、公布の日から施行する。

## 資料 2. アンケート調査

### I. アンケート調査の概要

#### 1. 調査の目的

北広島町環境基本計画の策定にあたり、町民、事業者への意識調査を実施し、環境基本計画策定の基礎資料とします。

#### 2. 調査の項目

##### (1) 町民アンケート

アンケート項目	設問の内容
属性	性別・年齢・職業・居住年数
問 1～問 2 町の環境について	町の環境の変化、満足度
問 3 環境保全に関する取組	日常における環境保全活動の実施状況
問 4～問 5 環境保全活動について	環境保全活動への参加状況、取組意向
問 6～問 8 エネルギーの利用	エネルギーの利用状況、再生可能エネルギー等の活用
問 9～問 10 町の取組について	町が取り組むべき環境課題 環境教育、環境学習の進め方
問 11～問 12 将来の環境について	町の将来のイメージ 大切にすべき地域資源
問 13 自由意見	町の環境全般についての意見・要望など

##### (2) 事業者アンケート

アンケート項目	設問の内容
属性	業種、業務形態、従業員数
問 1～問 6 環境保全に関する取組について	事業活動と環境問題の関連 環境関連の部署の設置 環境マネジメントシステムの認証取得状況 環境保全に向けた取組の実施状況 環境対策へ取り組むことへの認識 環境対策へ取り組む上での問題・課題
問 7～問 11 エネルギーの利用について	エネルギーの使用、管理状況 再生可能エネルギー、省エネルギー設備等の利用
問 12～問 13 省エネルギー診断について	無料省エネ診断サービスの認識、意向
問 14 環境に関する情報について	情報の入手状況
問 15 町の取組について	環境保全のために町が取り組むべき課題
問 16 町民の協力について	町民の協力を求めたいこと
問 17 自由意見	町の環境全般についての意見・要望など

### 3. 調査の対象

#### (1) 町民アンケート

住民基本台帳をもとに、無作為に抽出した18歳以上の町民1,000人

#### (2) 事業所アンケート

北広島町商工会会員名簿等から無作為に抽出した町内の100事業所

### 4. 調査の実施方法

実施期間：平成28年6月8日（水）～6月24日（金）

配布及び回収：町民・事業者は、郵送配布、郵送回収

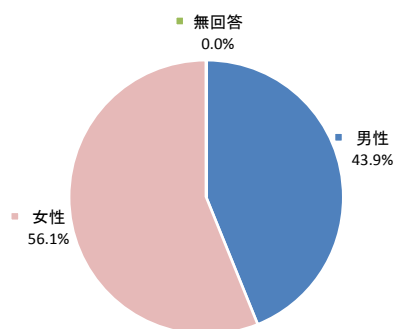
	送付数	回収数	回収率
町 民	1,000	440	44.0%
事業者	100	57	57.0%

## Ⅱ. アンケート調査結果

### ○属性

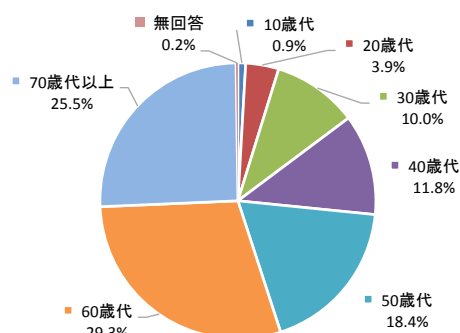
#### 1) 性別

男 性	193	43.9%
女 性	247	56.1%
無回答	0	0.0%
合 計	440	



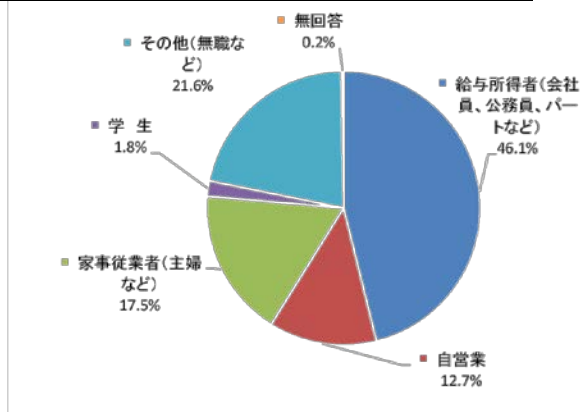
#### 2) 年齢

10 歳代	4	0.9%
20 歳代	17	3.9%
30 歳代	44	10.0%
40 歳代	52	11.8%
50 歳代	81	18.4%
60 歳代	129	29.3%
70 歳代以上	112	25.5%
無回答	1	0.2%
合 計	440	



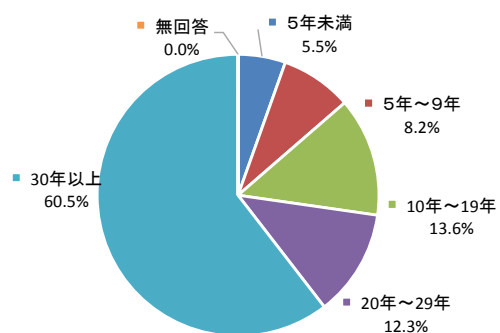
#### 3) 職業

給与所得者（会社員、公務員、パートなど）	203	46.1%
自営業	56	12.7%
家事従業者（主婦など）	77	17.5%
学 生	8	1.8%
その他（無職など）	95	21.6%
無回答	1	0.2%
合 計	440	



#### 4) 居住年数

5年未満	24	5.5%
5年～9年	36	8.2%
10年～19年	60	13.6%
20年～29年	54	12.3%
30年以上	266	60.5%
無回答	0	0.0%
合計	440	

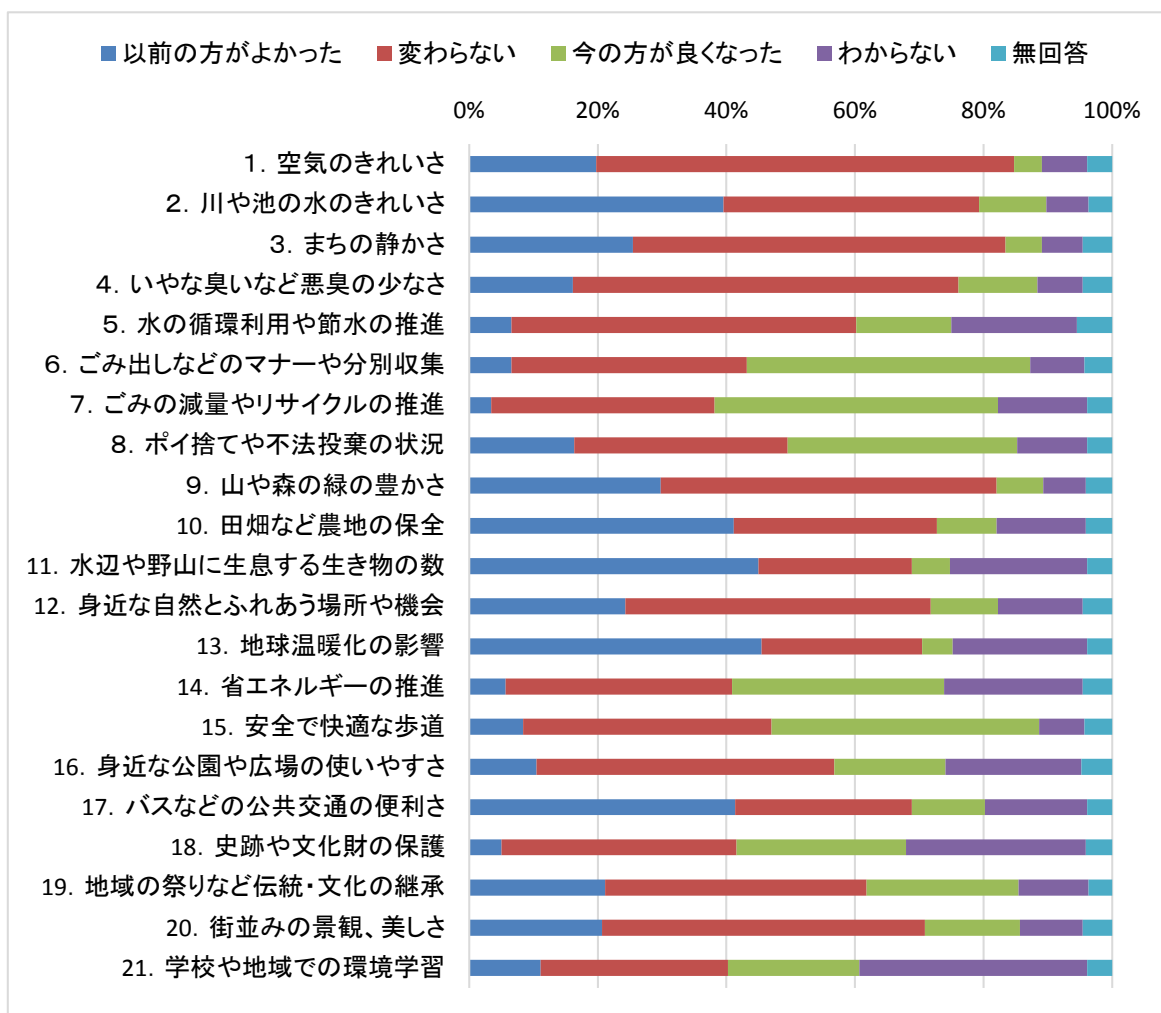


問1 あなたの住んでいる地域の環境の変化についてどのように感じていますか。  
次の項目のあてはまる欄の数字に○をつけてください。

- 1 以前の方がよかった 2 変わらない  
3 今の方が良くなった 4 わからない

本町の環境の変化について、「ごみの減量やリサイクルの推進」「ごみ出しなどのマナーや分別収集」「安全で快適な歩道」「省エネの推進」については今の方が良くなったと、改善度が高く評価されています。

一方、「地球温暖化の影響」「水辺や野山に生息する生き物の数」「田畑など農地の保全」など地球環境や自然環境の保全、また「バスなどの公共交通の便利さ」に関しては以前の方が良かったとする評価が多くなっています。



N = 440



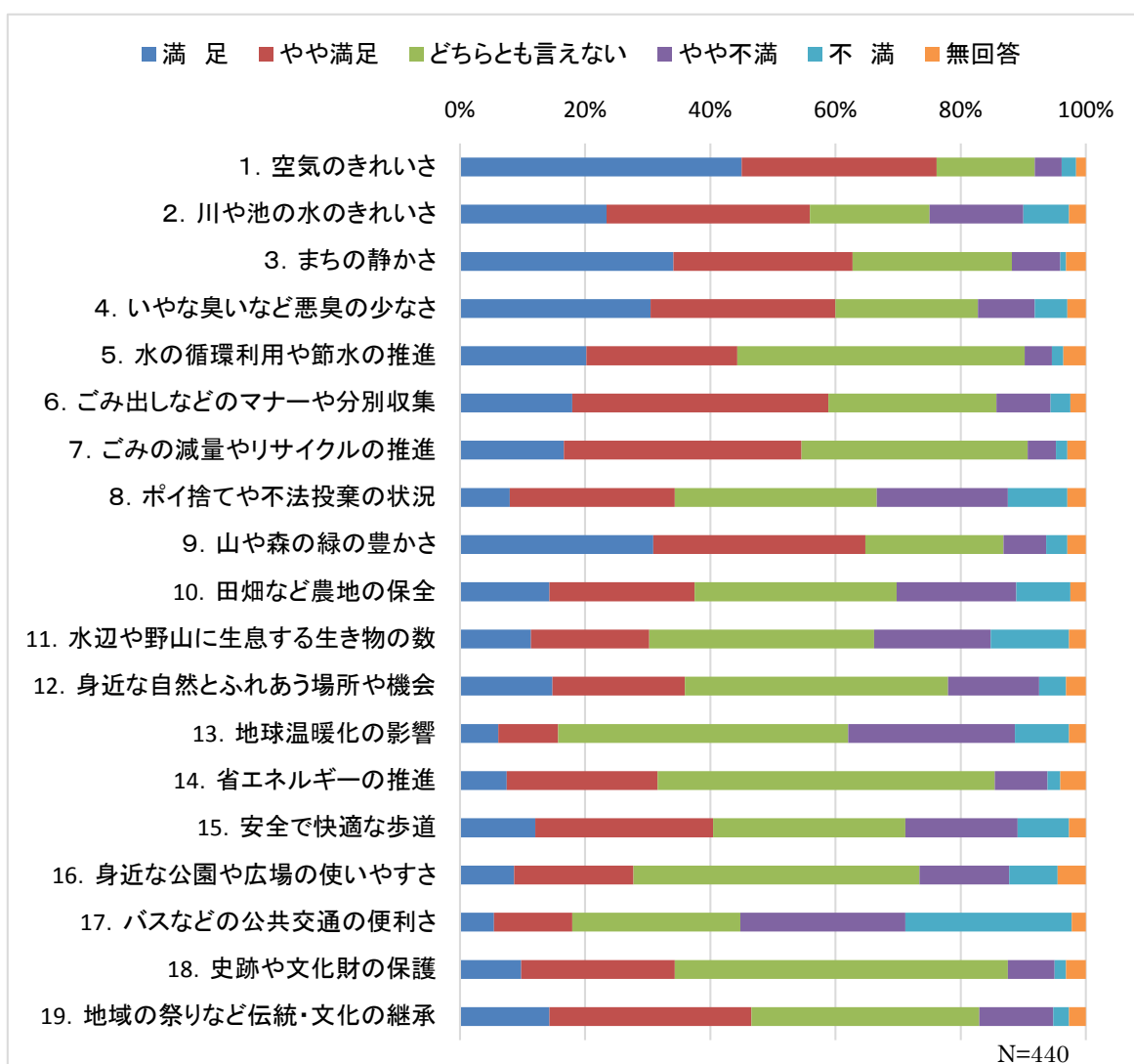
問2 あなたの住んでいる地域の環境にどの程度満足していますか。

次の項目のあてはまる欄の数字に○をつけてください。

- 1 満足      2 やや満足      3 どちらとも言えない  
3 やや不満      4 不満

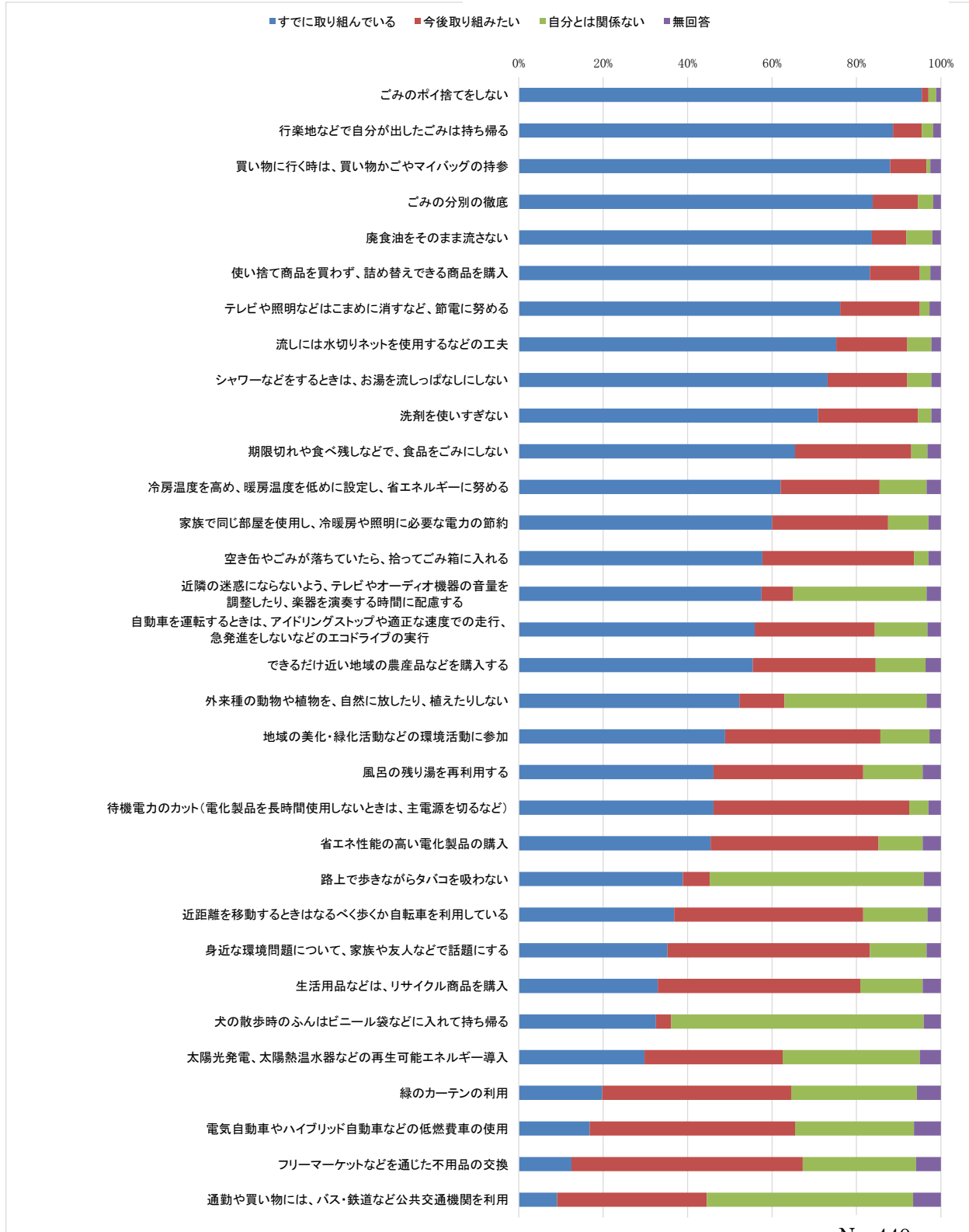
本町の環境の満足度については、「空気のきれいさ」「まちの静かさ」「山や森の緑の豊かさ」で満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が高い評価となっています。次いで、「いやな臭いなど悪臭の少なさ」「川や池の水のきれいさ」のほか改善度が高く評価されている「ごみの減量やリサイクルの推進」「ごみ出しなどのマナーや分別収集」も満足度は高く評価されています。

一方、「バスなどの公共交通の便利さ」は、最も満足度が低く評価されています。また、改善度が低く評価された「地球温暖化の影響」「水辺や野山に生息する生き物の数」の満足度も低い評価となっています。



問3 環境を良くするために、あなたがすでに取り組んでいること、現在取り組んでいないが今後取り組みたいと考えていること、自分とは関係ないことについて、次の項目のあてはまる欄の数字に○をつけてください。

「すでに取り組んでいる」の回答数降順並び替え



N=440

環境保全の取組は、ごみの取り扱いや処理に関わる取組について「すでに取り組んでいる」とする回答が多く、実施度が高くなっています。次いで家庭での省エネルギーの取組や、廃食油を流さないなどの水の環境負荷低減や節水に関する項目が高い実施度となっています。

「地域の美化・緑化活動などの環境活動に参加」から下位の14項目（32項目中）が「すでに取り組んでいる」の回答率が50%程度以下となっています。

50%以下の項目の中で、タバコやペットに関しては、タバコを吸わない人やペットを飼育していない人が「自分には関係ない」と回答しています。これらの項目に「今後取り組みたい」と回答した数%の人には、早急にマナー・ルールを守る行動を促すことが必要です。

その他の50%以下の項目には、「今後取り組みたい」との回答が多く、今後の実践が期待されます。

「今後取り組みたい」とする回答が多かった上位5項目（200件・45%以上）は、

「フリーマーケットなどを通じた不用品の交換」

「電気自動車やハイブリッド自動車などの低燃費車の使用」

「身近な環境問題について、家族や友人などで話題にする」

「生活用品などは、リサイクル商品を購入」

「待機電力のカット（電化製品を長時間使用しないときは、主電源を切るなど）」です。

これらは、認識はしているものの、なかなか実践できていない取組であり、実践を妨げる何かが存在していること、あるいは実践しづらい環境にあることが考えられます。「利用しやすいフリーマーケットの開催」や「低燃費車や次世代自動車の価格低下」「リサイクル商品の品揃えの増加」などの環境が整っていく中で町民の実践が徐々に高まることが期待されます。

問4 あなたは、環境に関わるセミナーや保全活動などに参加してみたいと思いますか。  
あてはまる項目の全ての番号に○をつけてください。

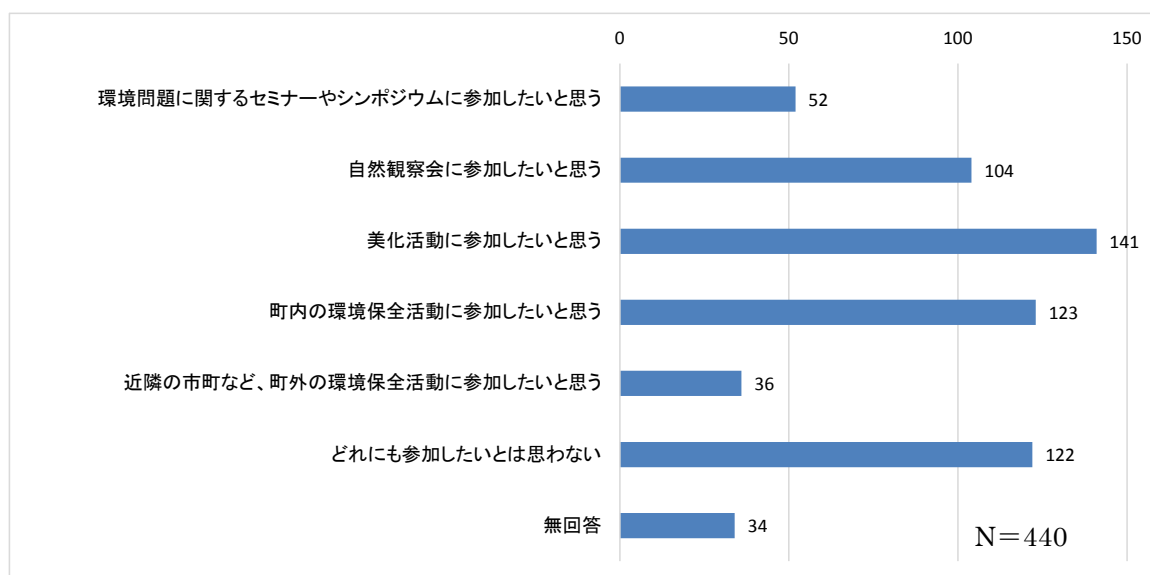
参加したい活動は、「美化活動」と「町内の環境保全活動」という身近な場所での参加しやすい、地域の美化や環境保全活動への参加が望まれていることがうかがわれます。

一方で、座学中心のセミナーやシンポジウム、町外の環境保全活動への参加意向は比較的低い結果となっています。

「どれにも参加したいとは思わない」の27.7%の人にも、参加を促すきっかけとなるような活動や学習機会の創出が望まれます。

複数回答

環境問題に関するセミナーやシンポジウムに参加したいと思う	52	11.8%
自然観察会に参加したいと思う	104	23.6%
美化活動に参加したいと思う	141	32.0%
町内の環境保全活動に参加したいと思う	123	28.0%
近隣の市町など、町外の環境保全活動に参加したいと思う	36	8.2%
どれにも参加したいとは思わない	122	27.7%
無回答	34	7.7%
合 計	440	

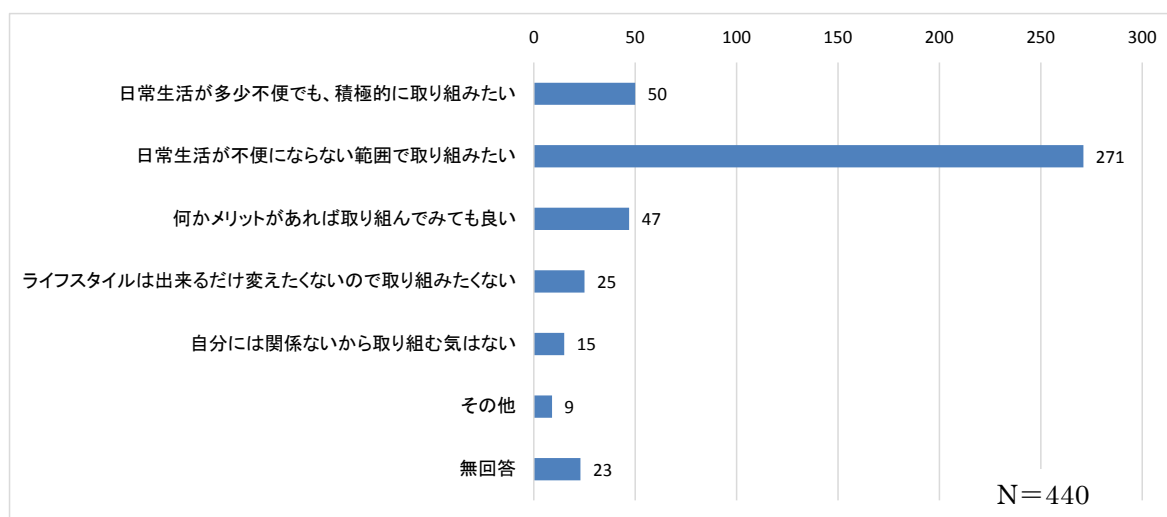


問5 あなたは、環境保全に向けた取り組みについてどのようにお考えですか。あてはまる項目の番号の1つに○をつけてください。

「日常生活が不便にならない範囲で取り組みたい」との回答が61.6%と大半を占める結果となっています。

環境に対する意識は高まっています。子どもでも高齢者でも、それぞれの状況に応じた環境保全活動の着実な実践を促していくことが求められます。

日常生活が多少不便でも、積極的に取り組みたい	50	11.4%
日常生活が不便にならない範囲で取り組みたい	271	61.6%
何かメリットがあれば取り組んでみても良い	47	10.7%
ライフスタイルはできるだけ変えたくないので取り組みたくない	25	5.7%
自分には関係ないから取り組む気はない	15	3.4%
その他	9	2.0%
無回答	23	5.2%
合計	440	

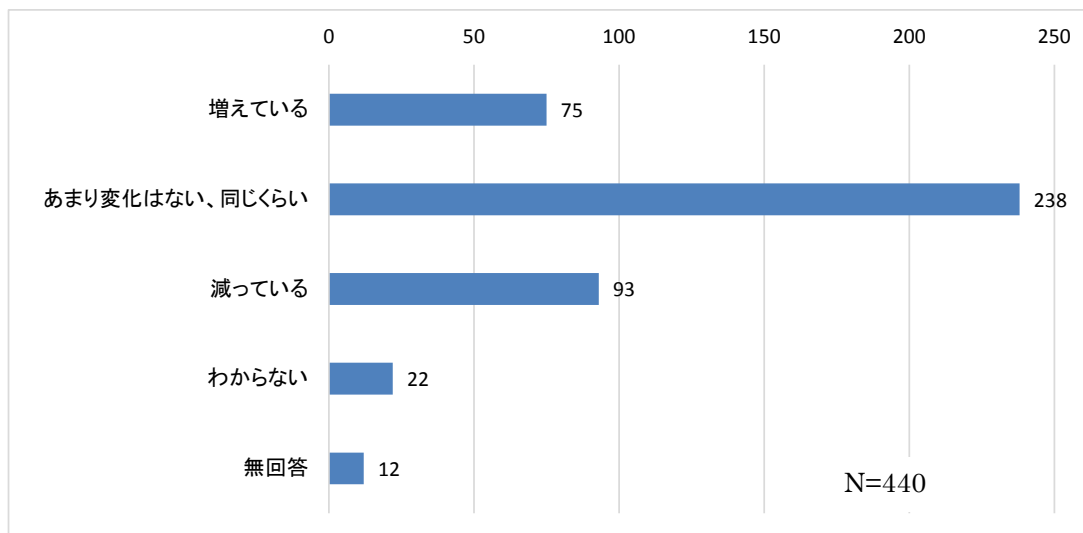


問6 あなたのご家庭では、ここ数年でエネルギーの使用量（電気・ガス・燃料など）が変化していますか。あてはまる項目を1つ選んで番号に○をつけてください。

「同じくらい」の回答が54.1%あり、「増えている」の17.0%よりも「減っている」が21.1%と多いものの、その差はわずか4.1%です。

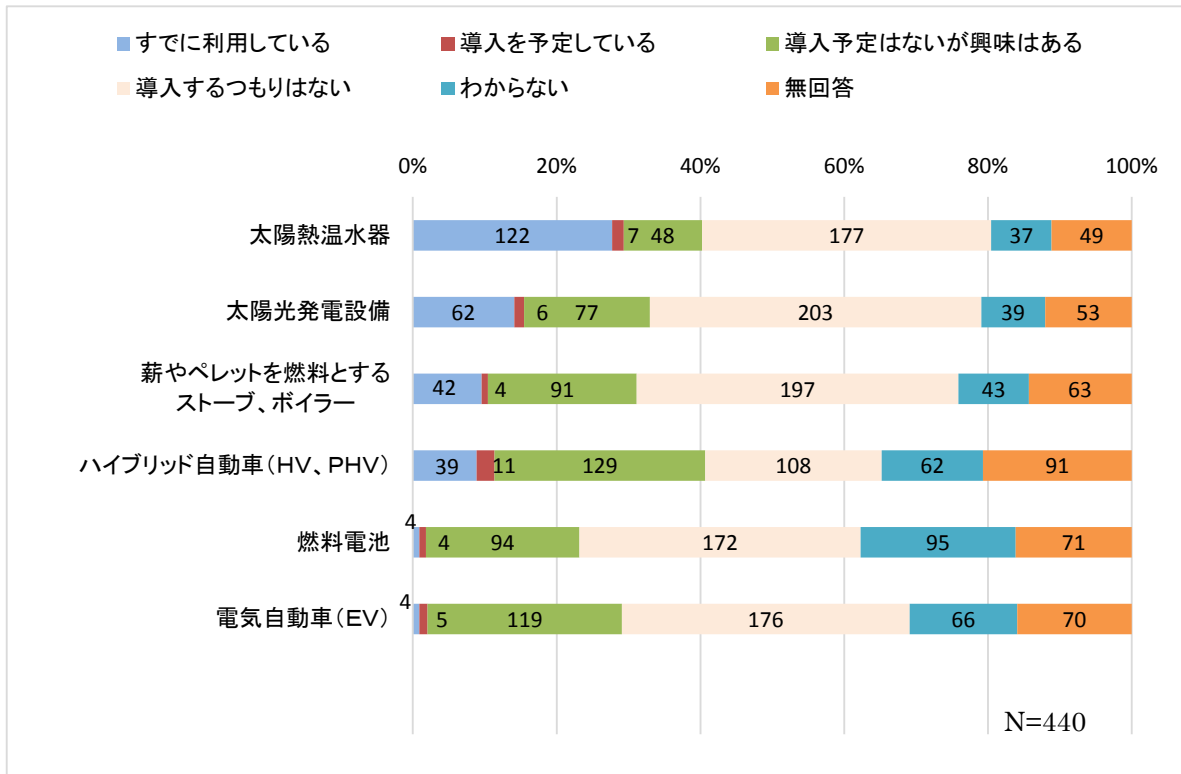
町民の省エネルギー行動の意識はあるものの、削減の結果は実感していないことがうかがわれます。

増えている	75	17.0%
あまり変化はない、同じくらい	238	54.1%
減っている	93	21.1%
わからない	22	5.0%
無回答	12	2.7%
合計	440	



問7あなたのご家庭では、再生可能エネルギーを利用する設備や省エネルギー機器を利用していますか。あてはまる項目の欄に○をつけてください。

太陽熱温水器以外の設備等では、導入数以上に、「導入を予定している」と「導入予定はないが興味はある」とする回答が多くあります。今後の普及が期待されるところです。



#### その他の記入回答

オール電化	4
木炭	1
LED	1
二重サッシ	1
エコキュート	2
電動アシスト自転車	1
導入する資金がない	1

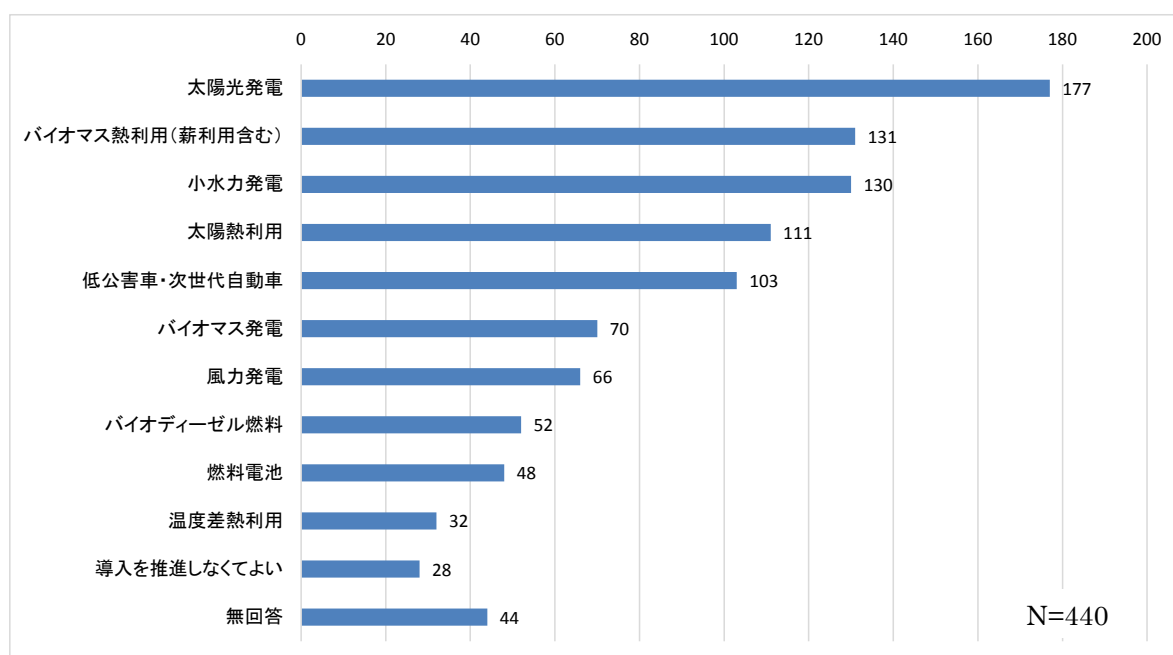
問8 北広島町で導入を推進すべき再生可能エネルギーなどの設備はどれだと思いますか。あてはまる項目の番号の欄すべてに○をつけてください。

「太陽光発電」が177件(40.2%)と最も多く、次いで「バイオマス熱利用(薪利用含む)」「小水力発電」「太陽熱利用」「低公害車・次世代自動車」という回答になっています。

「導入を推進しなくてよい」とする回答も6.4%あります。

複数回答・回答数降順並び替え

太陽光発電	177	40.2%
バイオマス熱利用(薪利用含む)	131	29.8%
小水力発電	130	29.5%
太陽熱利用	111	25.2%
低公害車・次世代自動車	103	23.4%
バイオマス発電	70	15.9%
風力発電	66	15.0%
バイオディーゼル燃料	52	11.8%
燃料電池	48	10.9%
温度差熱利用	32	7.3%
導入を推進しなくてよい	28	6.4%
無回答	44	10.0%
合計	440	



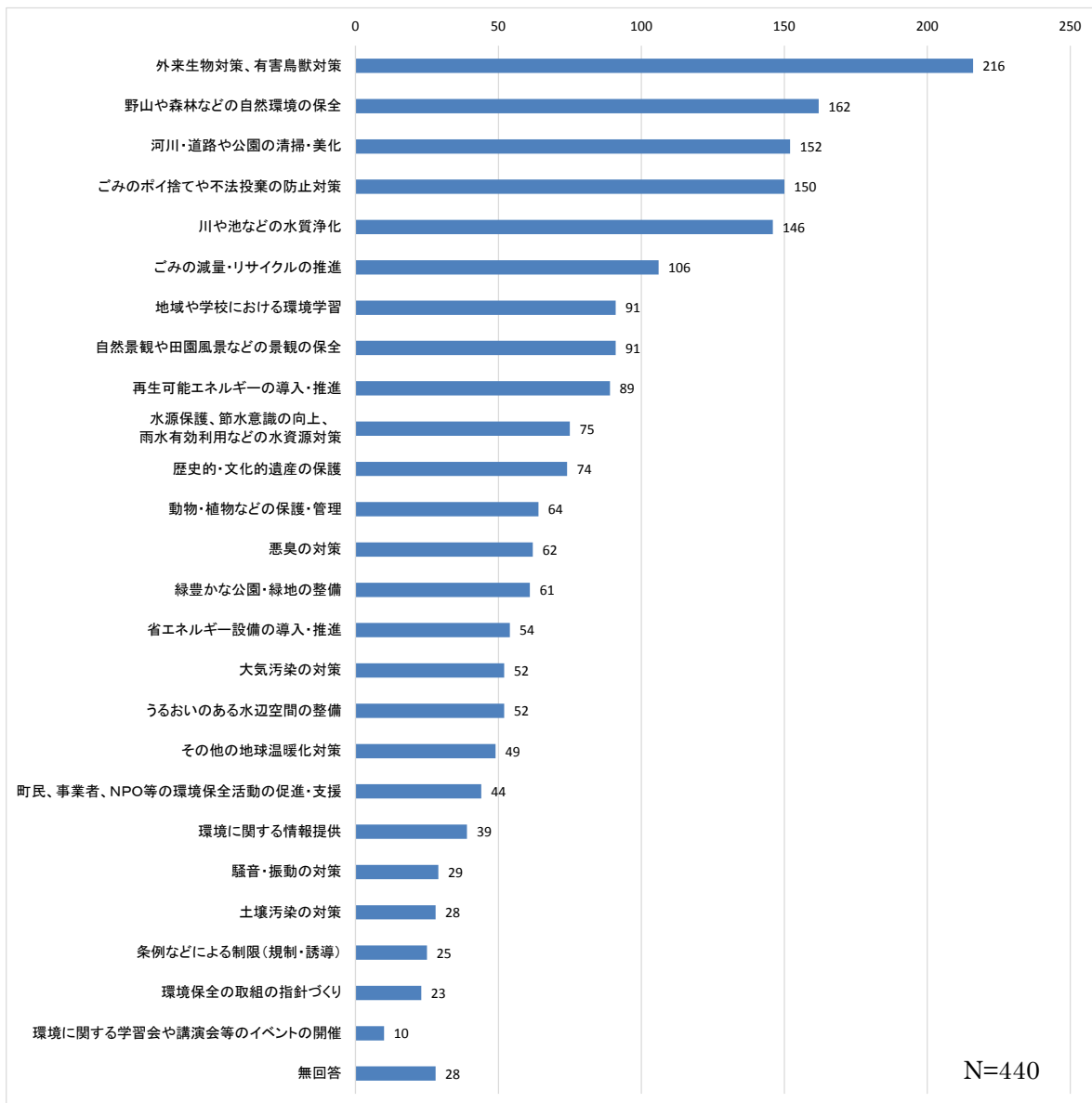


問9 より良い環境づくりを進めるために、北広島町は今後どのようなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか。5つを選んで番号に○をつけてください。

「外来生物対策・有害鳥獣対策」が216件（49.1%）とほぼ半数の回答となっており、地域の課題の大きさがうかがえます。次いで「野山や森林などの自然環境の保全」「河川・道路や公園の清掃・美化」「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」があがっています。

「環境に関する学習会や講演会等のイベントの開催」は、10件（2.3%）と最も少ない回答となっています。

複数回答・回答数降順並び替え

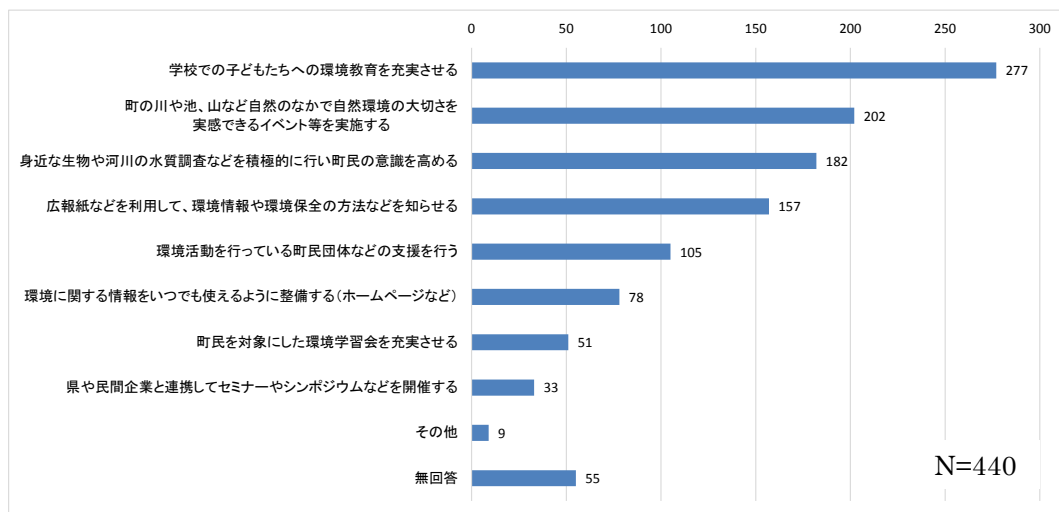


問 10 環境教育や環境学習について、北広島町はどのように進めて行けば良いと思いますか。次の項目から3つを選んで番号に○をつけてください。

「子どもたちへの環境教育」が 277 件（63.0%）と要望が高い回答となっています。次いで「自然環境のなかでのイベント」があがっています。

複数回答・回答数降順並び替え

学校での子どもたちへの環境教育を充実させる	277	63.0%
町の川や池、山など自然のなかで自然環境の大切さを実感できるイベント等を実施する	202	45.9%
身近な生物や河川の水質調査などを積極的に行い町民の意識を高める	182	41.4%
広報紙などを利用して、環境情報や環境保全の方法などを知らせる	157	35.7%
環境活動を行っている町民団体などの支援を行う	105	23.9%
環境に関する情報をいつでも使えるように整備する（ホームページなど）	78	17.7%
町民を対象にした環境学習会を充実させる	51	11.6%
県や民間企業と連携してセミナーやシンポジウムなどを開催する	33	7.5%
その他	9	2.0%
無回答	55	12.5%
合計	440	



#### その他の記入回答

日ごろから楽しめる環境を作る
ゴミ出しを細かく表示した冊子を配布希望
コンビニ業界に環境教育をさせる
環境による取り組みを視える化、評価し、ポイントをためると何かいいことがある
教育・学習については今も行っている。人が住める対策が必要
川の清掃
月の配布物を少なくする

問 11 将来のまちの環境は、どうなっていたら良いと思いますか。あなたが住みたいと思う「北広島町のイメージ」を言葉で表してください。簡単なキーワードでも、短い文章でもかまいません。自由に記入してください。

※一部抜粋

自然 緑
自然と暮らしの調和した町
自然豊かな北広島町
手つかずの自然(整備されていない川、歩道の雑草)をそのままにしておくのではなく少しずつでも手入れして整えた自然にしていくのが良いと思う。
緑豊かなまち、自然の美しいまち
山や森の緑の豊かさ、空気のきれいなまち
里山 景観
美しい田舎風景の中に都会の人が来ることができる施設があり交流があるまち
美しい里山に賑わいのあるまち
空気 水 川 公害 きれいなまち
空気のおいしい北広島町の朝
空気のきれいなまち、ホテルのいる町
上空の青さをいつまでも
蛍がいつまでも見れるように川をきれいに保ってほしい
ごみのない きれいなまち ポイ捨て 不法投棄
学生・子供が増えてほしい。ゴミを町に捨てない、美化活動がゴミ拾いでなく草抜きのみとなる。
道路へごみのポイ捨てをなくす
安全・安心 子ども 高齢者 暮らしやすい やさしい
安全、安心なまち
いつも心の片隅にあるまち
子育て環境が今のように充実していると良いなと思います。今はまだ小さな子供たちが大きくなって『帰ってきたい』と思えるようなまちになってくれたらと思う。
子供と取り組みある活動。外で子供の声が沢山聞こえるまち。緑の多いまち。
地域の人とのつながりがより一層良くなるように。特に一人暮らしの人のために。
隣近所が仲良く助け合って暮らす町。各地域ができる限り自立し、難しいところを行政の助けを借りる。美しい緑に映える赤い屋根の連なる風景を守る。
人にやさしい、環境にやさしい、人と人とのつながりを大切にする町づくり
元気 活気 仕事 農業 地域振興
笑顔あふれる活気に満ちたまちづくり
環境は良いが、働くところがない。どんなに環境が良くても住めないのはダメ。

耕作放棄地が増えていく可能性があり、それが荒野にならないようにならないか心配
自給自足
仕事のある北広島町
質素でも健全
昭和のころの活気ある町
農業がほとんどで後継者をいかにして定住させるかが問題
農は農、商は商、工は工、独立独歩。地域雇用の回転(循環)。帰住、定住の安定増加による集落機能の維持
広島のみどころとして田畑が多い環境
町全体が近代的でスマートに変化してほしい。交通並びにショッピングモールの計画。若い人を増やしたいならお洒落がすべてのキーワード
緑と空気がきれいで明るいまち(元気なまち)
若者が定住できる社会環境づくり
まちづくり 空き家
空き地や放棄地の整備→美観に繋がる
買い物に行くのに車がないので便利が悪い。交通機関がしっかりしてほしい
素晴らしい自然があるにもかかわらず住宅地に酪農家があり、川の臭いで困っている。近所なので言うこともできない。個人の自由ではあるが離れた所へまとめたりしてほしい。
医療の充実
購買の便利性
現在の風景や川・水などのきれいさを保ちつつ公共の乗り物や近くでの買い物をできる場所を増やして行けたらよいと思う。
リサイクル 循環型社会 エネルギー
リサイクルできる木材の有効活用(建築・発電)。山、森林の利用。個人→公的(計画的推進)
エネルギーや電気に頼るだけでなく既存の小さなエネルギーを利用した分散型のシステムを構築し災害に強い住宅を増やすこと
このまま 現状維持 変わらない
現状の道路の維持管理
無理な背伸びはせず現状に近い状態のまま
昔の良いところを残しながら近代化する
中途半端に都会化しない方がよい。公共の建物も近代化しすぎると町とアンマッチしてなじめなくなる。

問 12 あなたがずっと大切にしたい、北広島町に残しておきたいと思う場所や施設、風景、伝統行事などを3つ教えてください。

神楽	118	スキー場	13
花田植	72	秋祭り	10
田園風景 田んぼ 田畑	31	田楽	9
壬生の花田植	24	八重管弦祭	9
大朝のテングシデ群落	24	夏祭り・盆踊り	7
自然風景 緑	22	龍頭山 山頂からの風景	7
道の駅	22	とんど	6
古保利薬師	20	吉川遺跡	6
八幡湿原	18	花火	5
豊平どんぐり村	16	芸北高原の緑豊かな自然・風景	5
蛍 ホタルが舞う川	13	雲月山	5

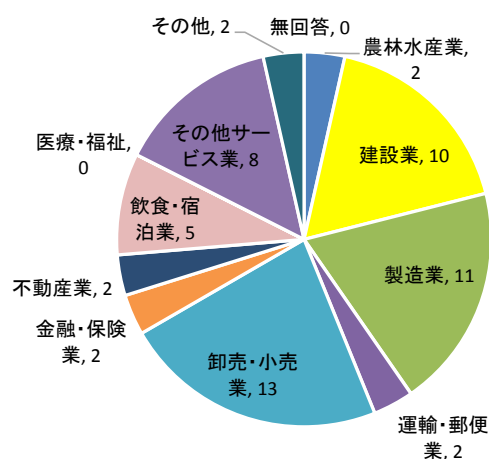
そば祭り	自然の景観
花笠踊り	自然のままの河川
新庄夜市	360度の自然
乙九日炎の祭典	手つかずの自然
運動公園	こぶし城
田原温泉（元小学校の校舎での営業）	小倉城
老人ホーム、病院	有田城
鳴滝の花田植と飾り牛	戦国時代の史跡
万燈祭	壬生神社
旧舞の神楽	壬生の城山
ブナの原生林	有田神社
万代池	山焼き
生物や植物が豊かな整備された森林	雪景色
壬生城跡	オオサンショウウオが住む川（志路原川）
文化遺産	こぶしの花
オークガーデン	魚が釣れる河川
寒びきスキー場	桜の名所（地久院、長沢、円立寺）
公民館	ポプラ並木田原灰谷
サンクス	他町村から人々が来て集える場（温泉、食事処）
集会所	稲作、田植え後の稲が少し大きくなった緑のジュータン
千代田 IC	講中組織
鳴滝温泉	など
万徳院	
きれいな山・川・水・空気・自然	

## 2. 事業者アンケート

### ○属性

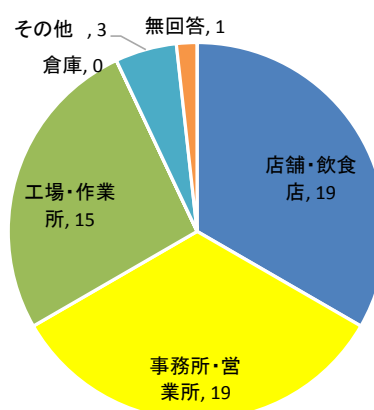
#### 1 業種

農林水産業	2	3.5%
建設業	10	17.5%
製造業	11	19.3%
運輸・郵便業	2	3.5%
卸売・小売業	13	22.8%
金融・保険業	2	3.5%
不動産業	2	3.5%
飲食・宿泊業	5	8.8%
医療・福祉	0	0.0%
その他サービス業	8	14.0%
その他	2	3.5%
合計	57	



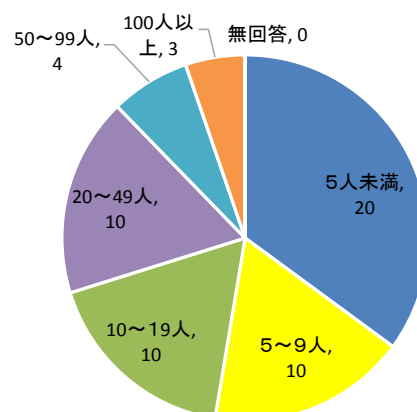
#### 2 業務形態

店舗・飲食店	19	33.3%
事務所・営業所	19	33.3%
工場・作業所	15	26.3%
倉庫	0	0.0%
その他	3	5.3%
無回答	1	1.8%
合計	57	



#### 3 従業員数

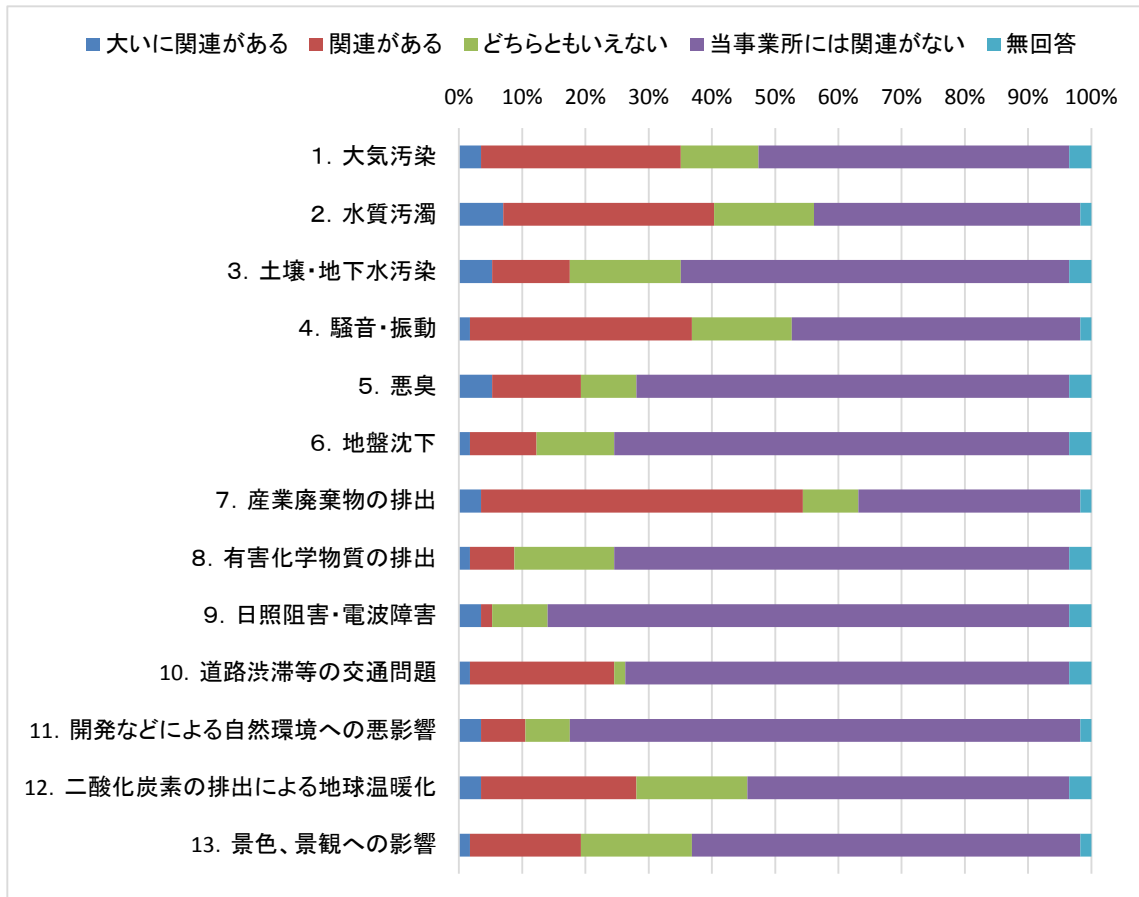
5人未満	20	35.1%
5～9人	10	17.5%
10～19人	10	17.5%
20～49人	10	17.5%
50～99人	4	7.0%
100人以上	3	5.3%
無回答	0	0.0%
合計	57	



問1 貴事業所の事業活動（製造、販売、使用、廃棄など）と、次の環境問題と関連していると思いますか。

事業活動が「産業廃棄物の排出」に関連するという回答が54.3%と最も多く、次いで「水質汚濁」が40.4%の回答です。

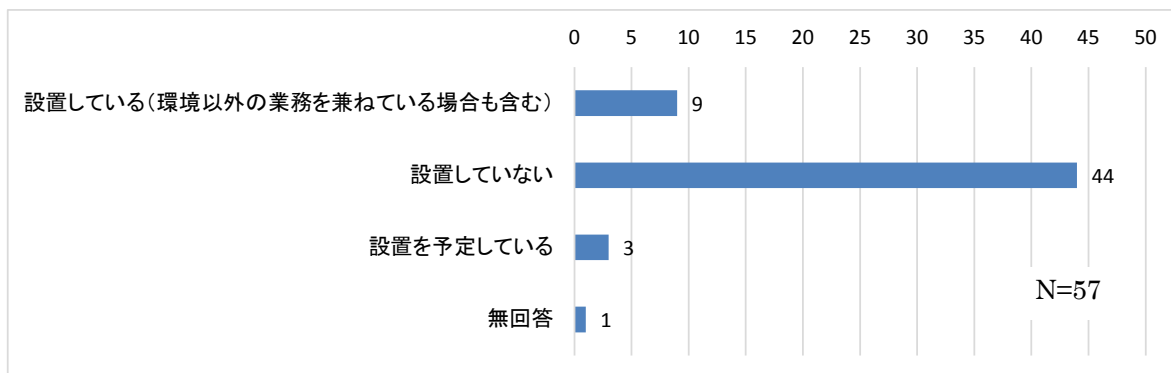
「二酸化炭素の排出による地球温暖化」については、「当事業所には関連がない」の回答が50.9%あり、二酸化炭素排出に対する意識が低いように思われます。



N=57

問2 貴事業所では、環境関連の業務や作業を取り扱う部署を設置されていますか。

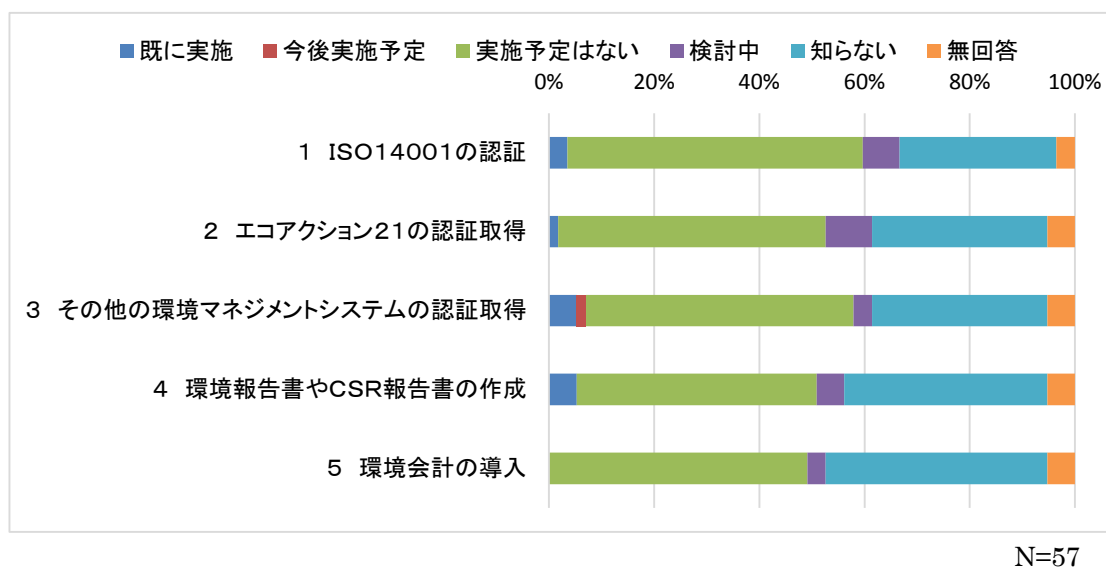
環境関連の部署を設置している事業所は9件（15.8%）です。業種は、建設業1件、製造業2件、卸・小売業3件、その他サービス業3件（ゴルフ場ほか）となっています。



問3 貴事業所では環境に配慮した経営管理手法の導入について、各項目のあてはまる番号に○をつけてください。

ISO14001、エコアクション21、またその他の環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所は計9件（15.8%）あります。このうち問2で環境関連部署を設置している企業は2件です。

各項目について「知らない」とする回答が30~50%近くあり、情報提供や啓発の必要性がうかがわれます。



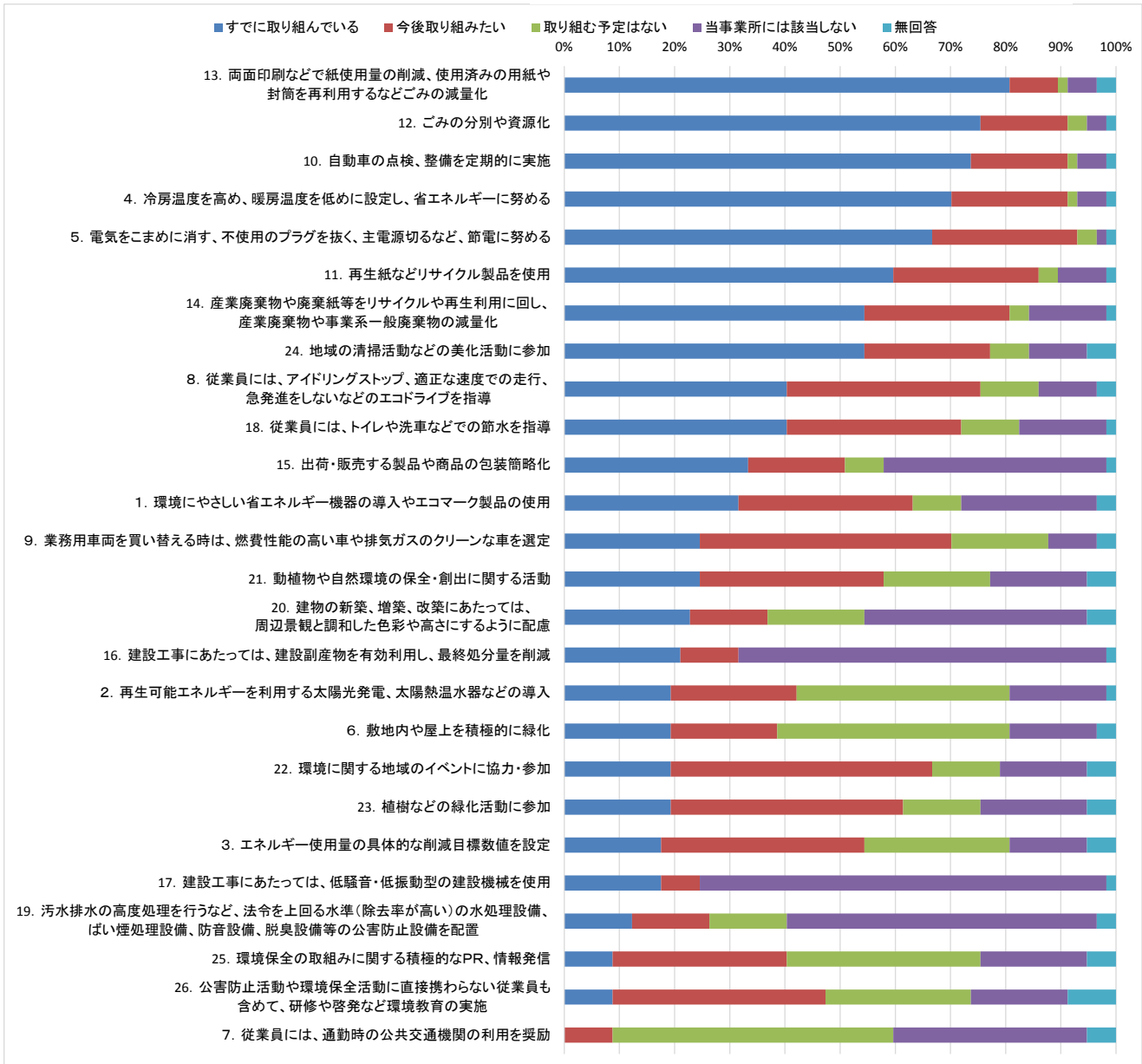


問4 次の環境保全に向けた行動に関して、貴事業所の現状や、今後のお考えについて各項目のあてはまる番号に○をつけてください。

「両面印刷などで紙使用量の削減、使用済みの用紙や封筒を再利用するなどごみの減量化」は80%以上が実施しており、「ごみの分別や資源化」「リサイクル」「省エネルギー」などの取組に対して50%以上が実施していると回答しています。

また、50%以上の中に「地域の清掃活動などの美化活動に参加」も入っており、「今後取り組みたい」との回答も20%以上あることから、地域が連携した環境保全活動の広がりが期待されます。

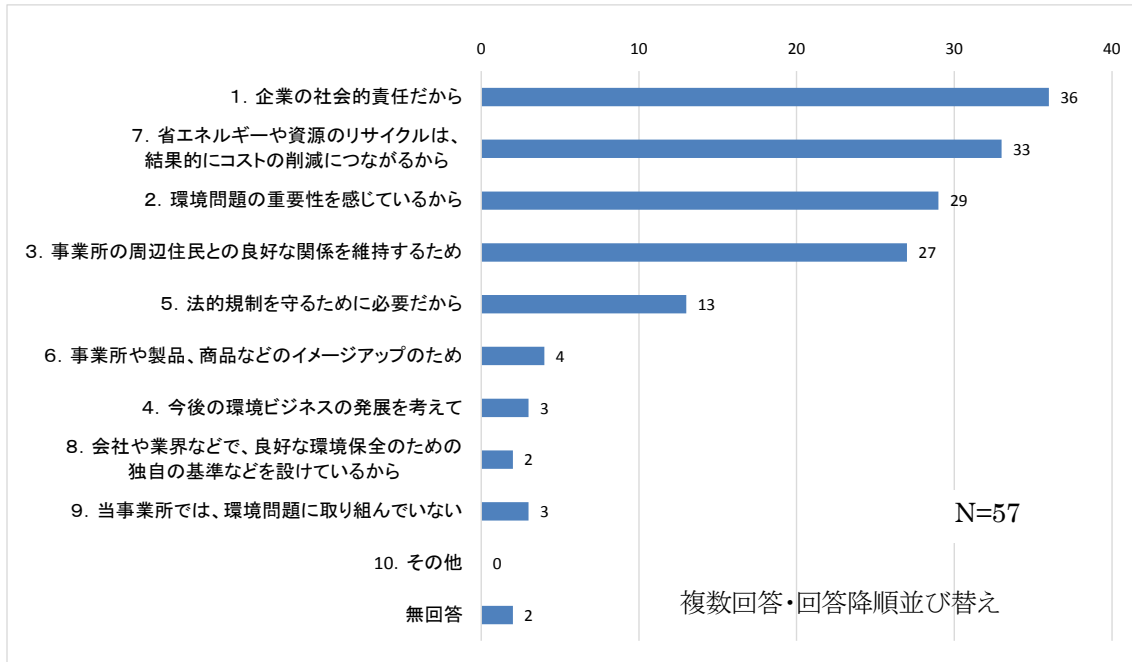
「すでに取り組んでいる」の回答数降順並び替え



N=57

問5 貴事業所の環境保全への取組みの理由について、次の項目から3つまで選んで○をつけてください。

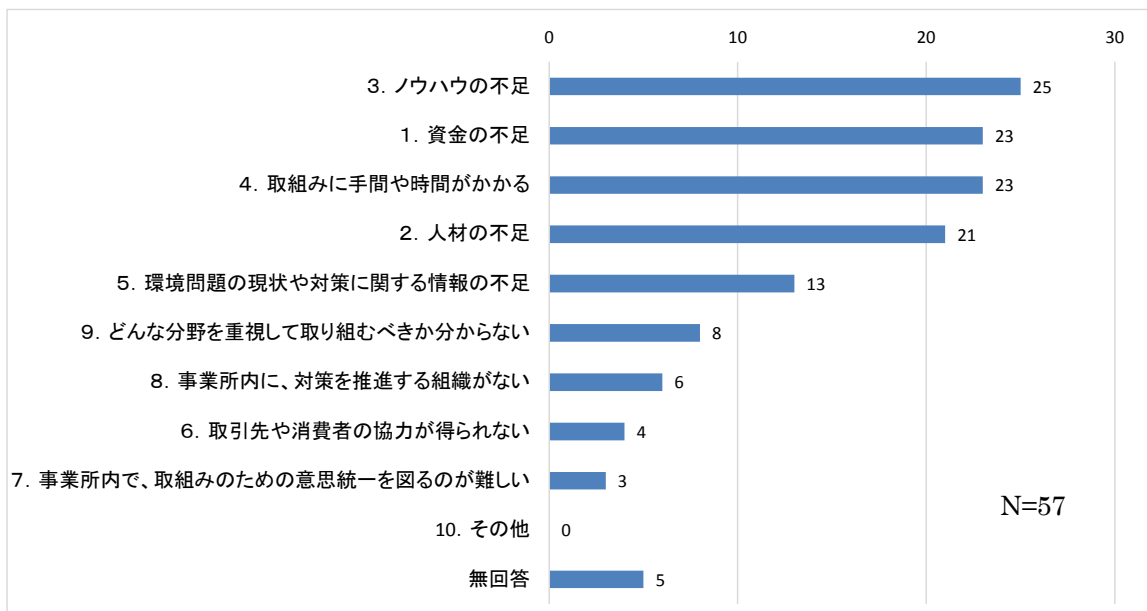
環境対策に取り組む理由については、「企業の社会的責任」が36件（63.2%）と、大半の事業者が社会的責任を意識しています。また、事業活動中での「コスト削減」の意識も高く、「環境ビジネスの発展性」や「イメージアップ」の考えとは大きな差が表れています。



問6 環境保全に向けた取組を進める上での問題・課題で特に重要と思われることについて、次の項目から3つまで選んで○をつけてください。

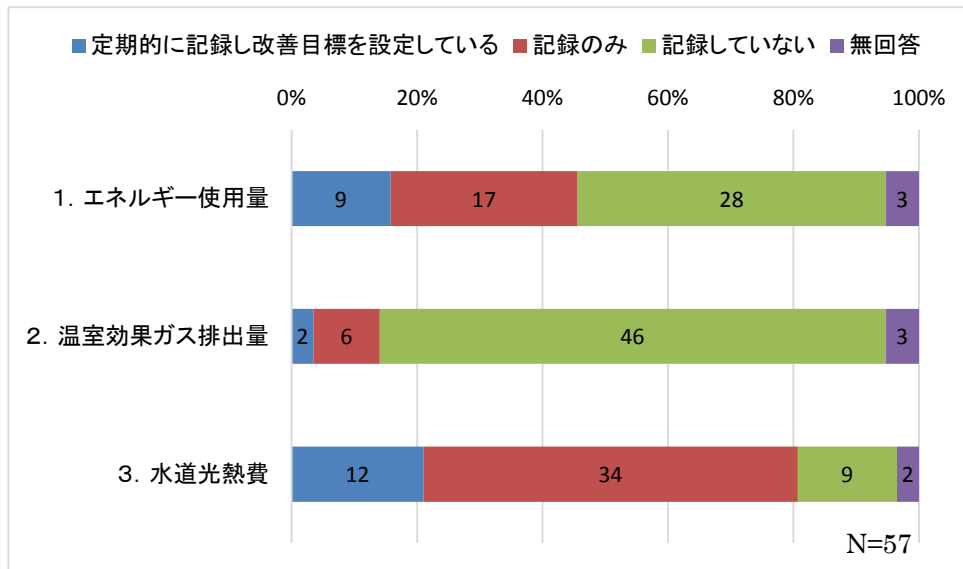
「ノウハウ」「資金」「手間や時間」「人材」は、EMSを導入している事業所もあがるような環境保全の取組の共通の問題・課題となっています。しかし、これらの資源の不足を理由にしているとしても、最も欠けているのは環境に対する「意識」であることも考えられるため、継続した啓発が求められます。

複数回答・回答降順並び替え



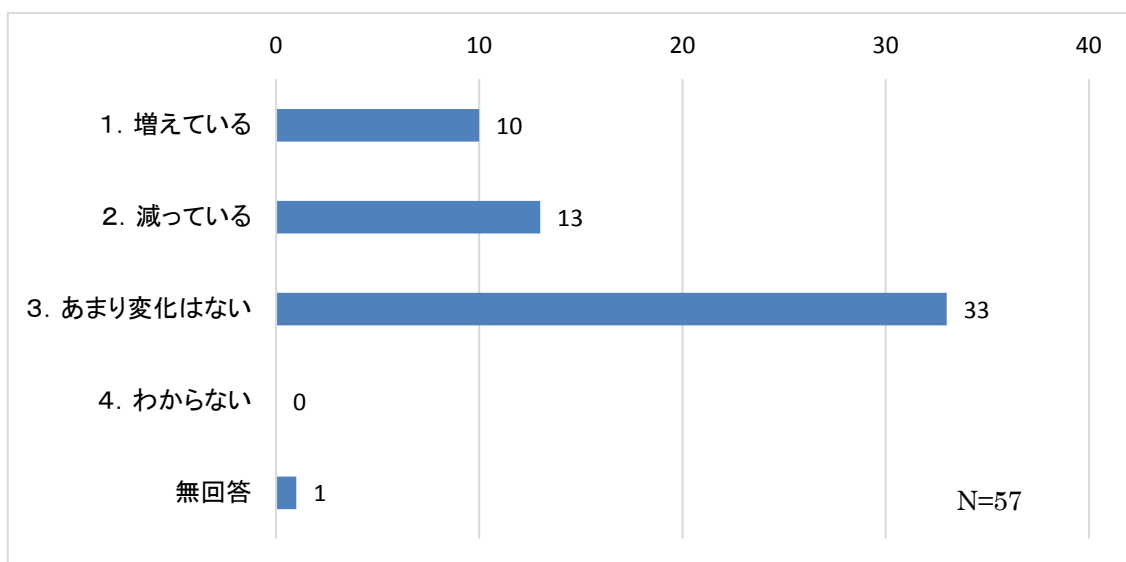
問7 貴事業所におけるエネルギー使用量、温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>のみでも可）、水道光熱費についてどのように把握していますか。

「エネルギー使用量」「水道光熱費」と比較して、経理上の記録が残らない「温室効果ガス排出量」の把握は少なく8件（14.0%）です。エネルギー使用量や水道光熱費は何らかの記録が残るため、「記録していない」という回答については、「環境を意識して記録をしていない」という意味に置き換えて理解します。



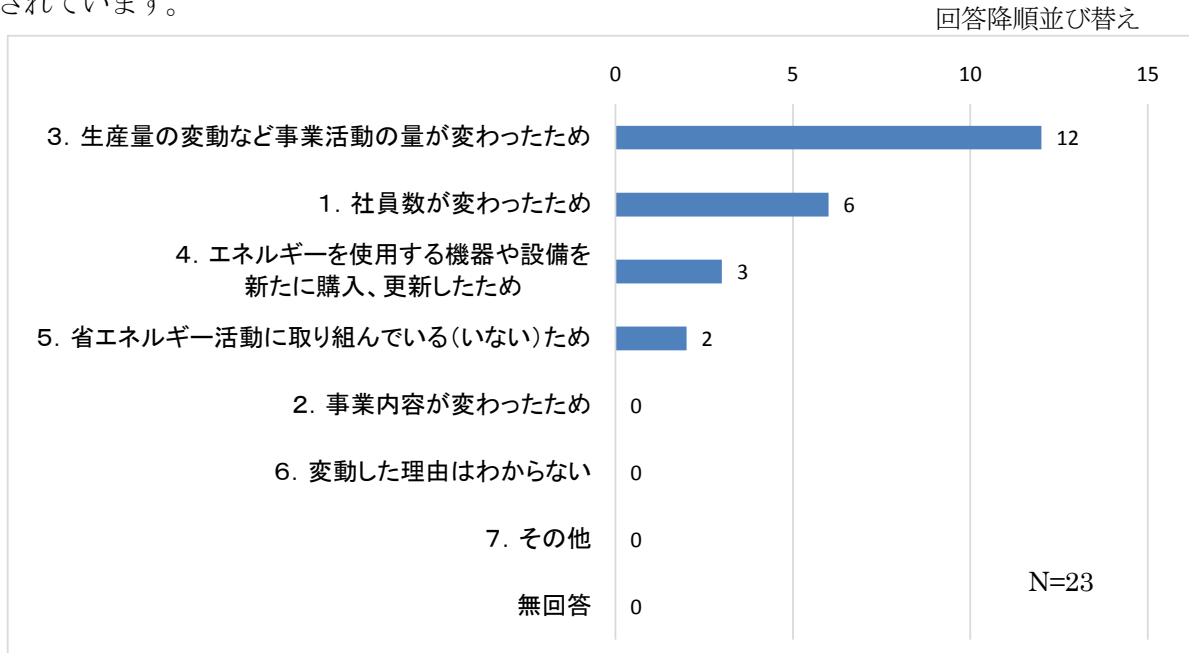
問8 貴事業所で消費するエネルギー（電力・ガス・灯油、自動車のガソリン等）の使用量は、ここ数年間で変化していますか。

エネルギー消費量は「増えている」の10件（17.5%）に比べて、「減っている」が13件（22.8%）と多い回答となっています。



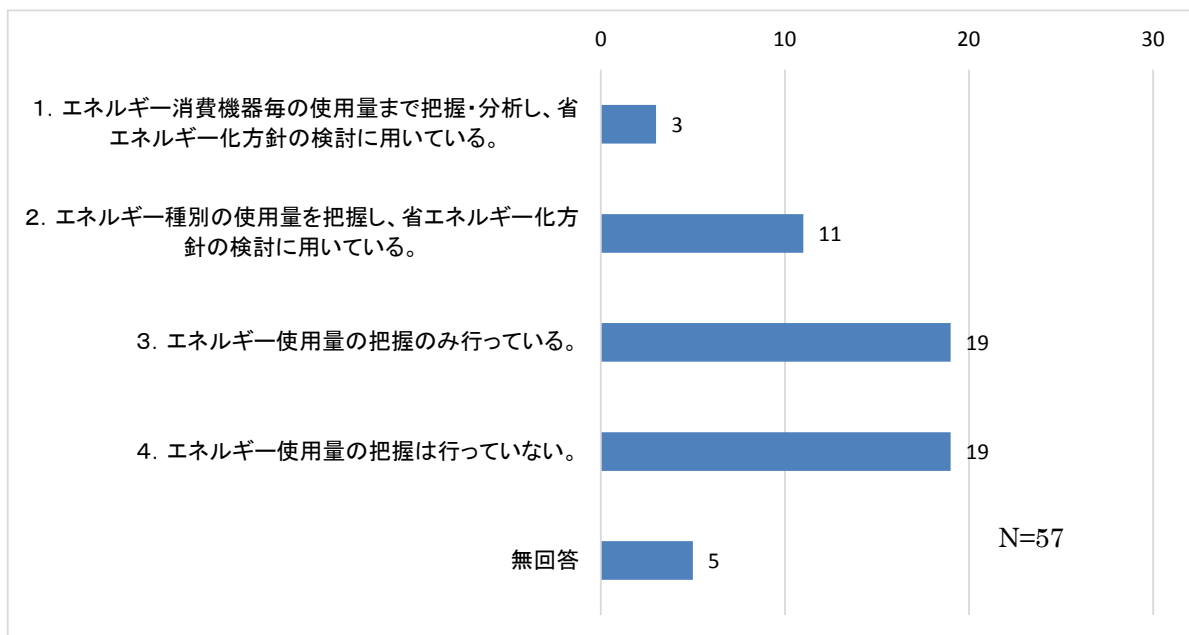
問9 問8で「1. 増えている」、「2. 減っている」と答えた方にお聞きします。変化の理由として思い当たることはありますか。

問8の変化の要因は、「生産量の変動など事業活動の量が変わったため」ことが大きいと認識されています。



問10 貴事業所では把握したエネルギー使用量等をもとに省エネルギー化などの検討を行っていますか。

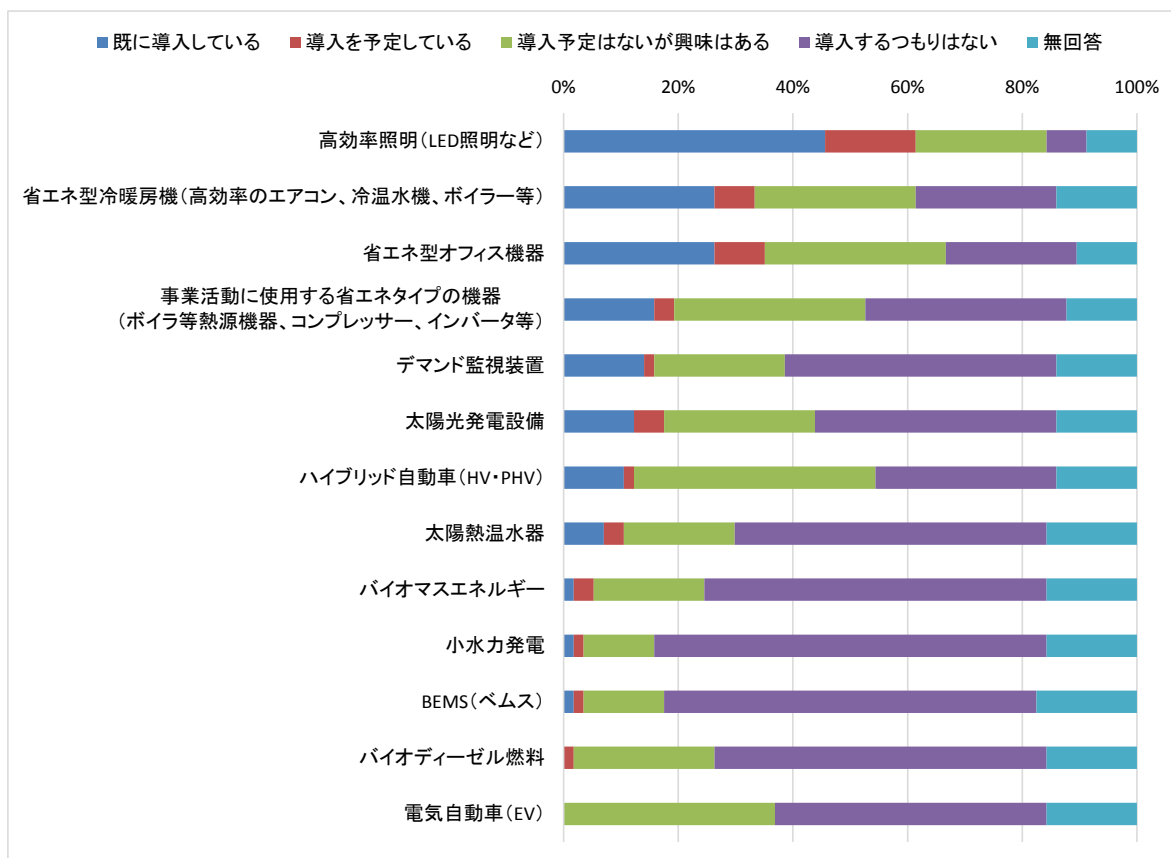
エネルギー機器毎、エネルギー種別の使用量を把握して「省エネルギー化の方針を検討している」とする回答は計14件(24.6%)となっています。



問 11 貴事業所では、再生可能エネルギー、省エネルギー機器を利用していますか。

事業所では、省エネルギー機器の活用が多い回答となっています。特に「高効率照明（LED照明など）」は26件（45.6%）が導入済みであり、さらに導入予定も9件（15.8%）と多く、今後の普及が期待されます。

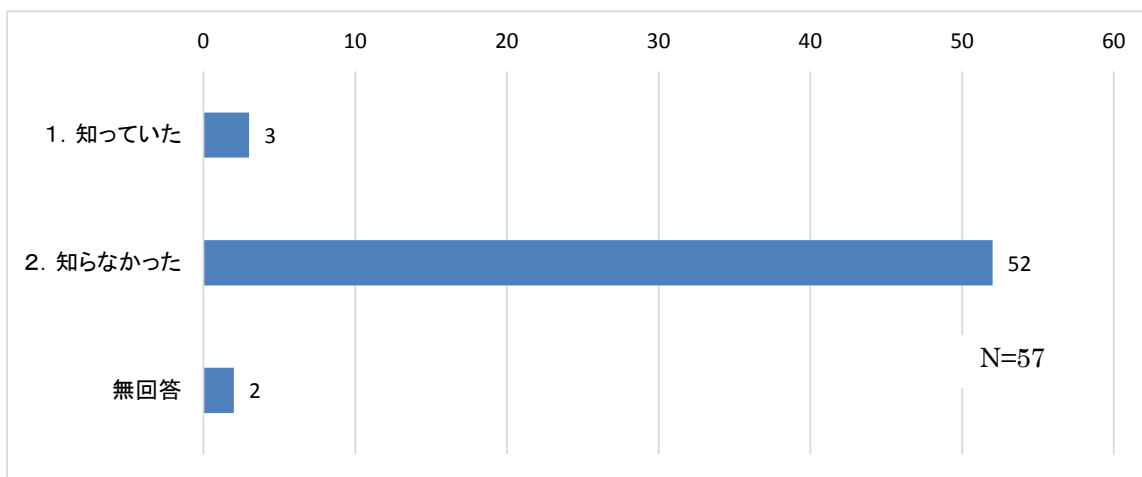
「既に導入している」の回答数降順並び替え



N=57

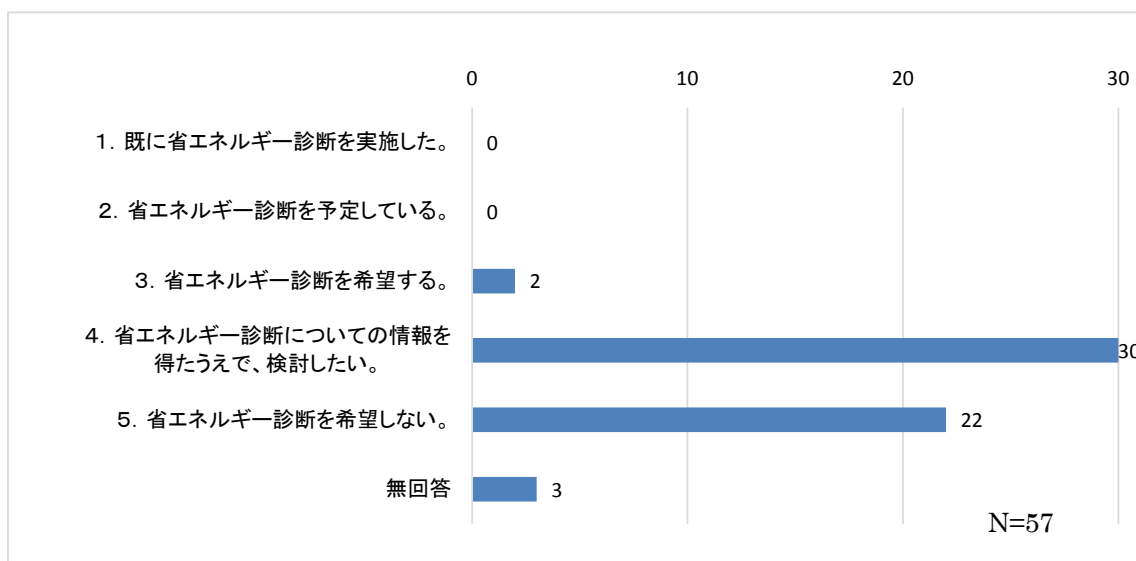
問 12 (一財) 省エネルギーセンターが実施している「無料省エネ診断サービス」をご存知ですか。

「知っている」はわずかに3件(5.2%)です。



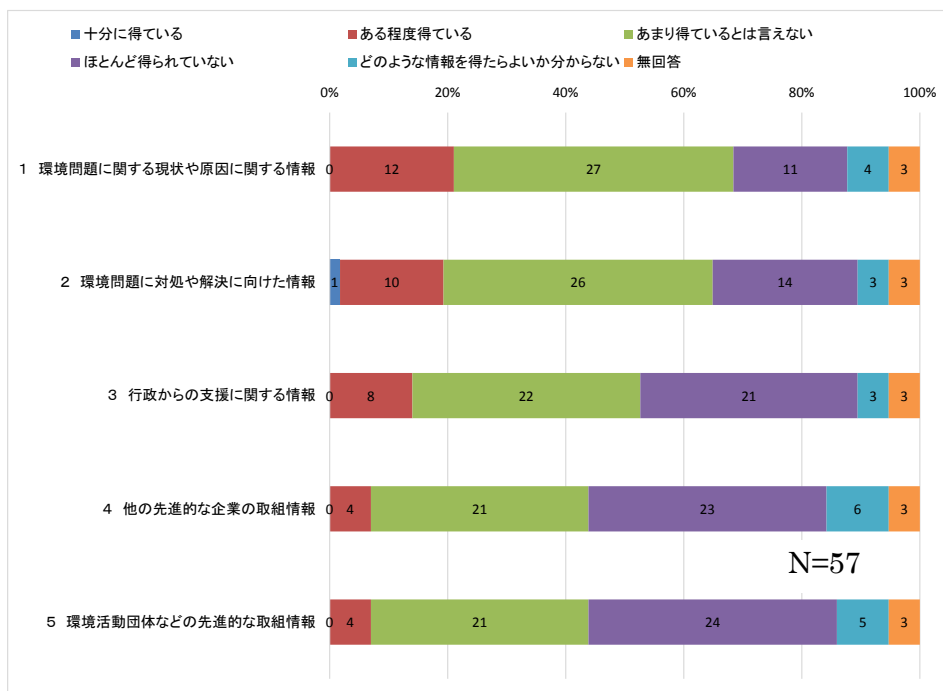
問 13 「無料省エネ診断サービス」を実施したいと思いますか。

「情報を得たうえで検討したい」が30件(52.6%)の回答となっています。  
「診断を希望する」事業所は0件です。



問 14 貴事業所では、環境保全等に関する情報を十分に得ていると思いますか。

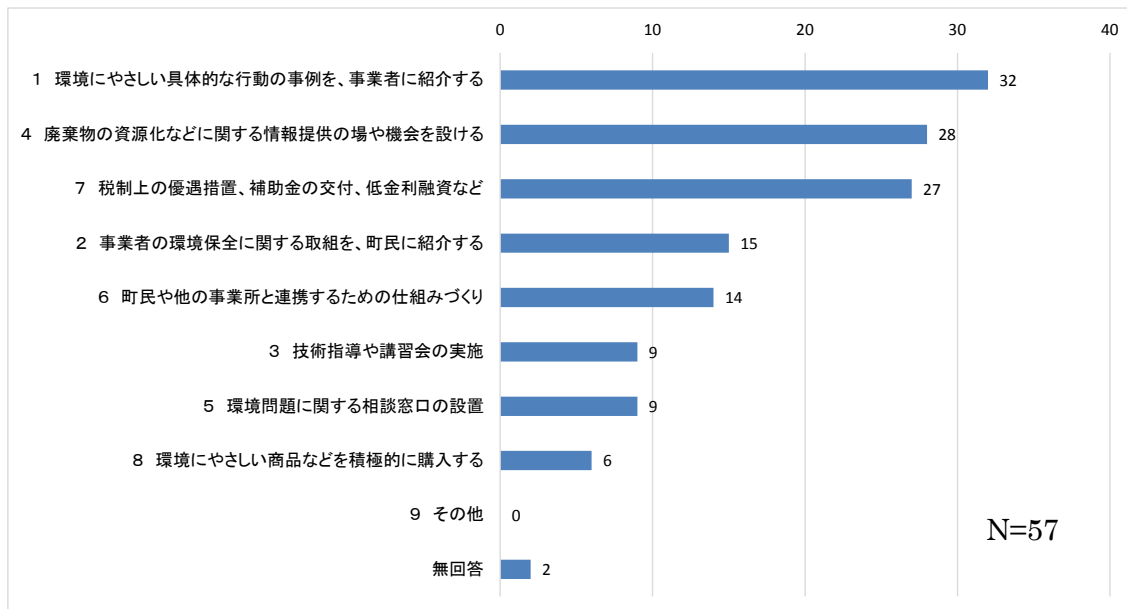
「環境問題に関する情報」を「得ている」と回答しているのは20%程度の事業所です。「十分に得ている」とした回答は、「環境問題に対処や解決に向けた情報」の1件のみです。



問 15 環境保全に向けた取組を進める上で、北広島町は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

「環境にやさしい具体的な行動の事例を、事業者で紹介する」32件(56.1%)、「廃棄物の資源化などに関する情報提供の場や機会を設ける」28件(49.1%)、「税制上の優遇措置、補助金の交付、低金利融資など」27件(47.4%)の3項目について、半数程度の事業者が要望しています。

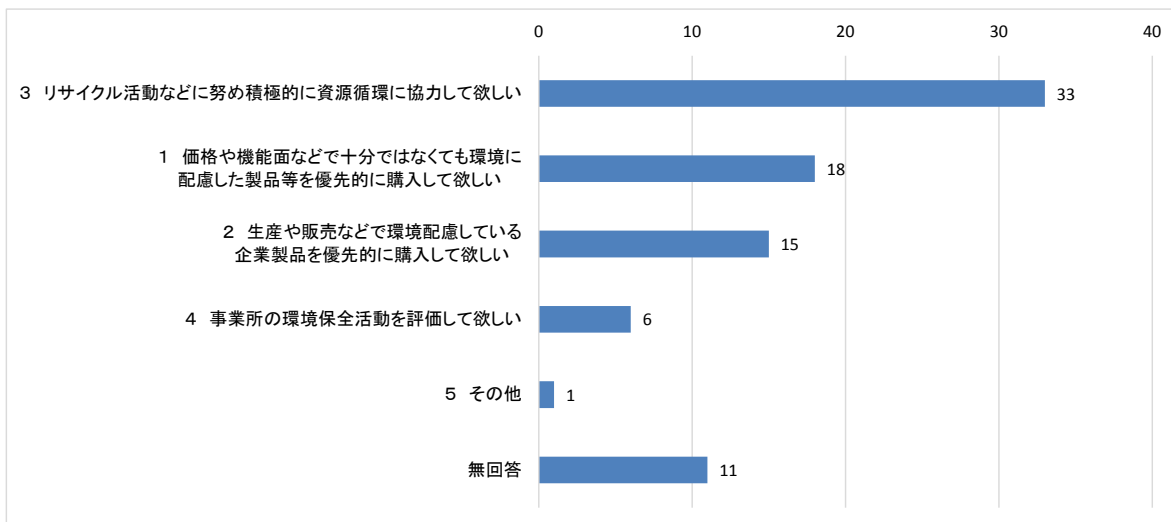
複数回答・回答降順並び替え



問 16 環境保全を進めるため、町民に協力を求めたいことはありますか。

町民には、環境に配慮している製品の選択以上に、「リサイクル活動、資源循環」への協力を求めている結果となっています。

複数回答・並び換え





### 資料3. 策定の経緯

#### (1) 委員会の開催

平成28年 5月10日	第1回 環境審議会	(1) 北広島町環境基本計画について (2) アンケート調査について ・目的、対象の抽出等 ・町民・事業者調査票 (3) その他
平成28年 7月12日	第2回 環境審議会	(1) 北広島町環境基本計画について ・北広島町の概況 ・北広島町の環境の現況 ・環境保全活動事例 「せどやま再生事業」について (2) アンケート調査について ・実施状況 ・町民アンケート中間集計 (3) その他
平成28年 11月22日	第3回 環境審議会	(1) アンケート調査報告について (2) 北広島町環境基本計画案について ・将来の環境像について ・環境づくりの取組について (3) その他
平成29年 2月8日	第4回 環境審議会	(1) 北広島町環境基本計画案について ・パブリックコメントについて ・環境づくりの取組について ・計画の推進について (2) その他

#### (2) 委員名簿

所 属	委員氏名	役 職
広島大学大学院工学研究院 教授	松村 幸彦	委員長
広島県西部厚生環境事務所広島支所 衛生課長	渡邊 哲也	委員
北広島町女性会 理事	小里 博子	委員
北広島町公衆衛生推進協議会 会長	住田 寛美	委員
北広島町商工会 理事	中川 裕次	委員
広島北部農業協同組合千代田支店 支店長	前田 冬樹	委員
広島市農業協同組合豊平支店 支店長	竹久 敬治	委員
安芸北森林組合北広島支所 支所長	鍊山 幸二	委員
太田川森林組合芸北支所 支所長	川口 忍	委員
芸北広域環境施設組合 局長	児玉 一朗	委員



第4回北広島町環境審議会

## 資料 4. 関連用語集

### あ 行

---

#### ■ ISO 14001

組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境活動の改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムを構築するために要求される規格。

#### ■ 悪臭防止法

悪臭防止法は、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。

#### ■ EA 21

中小企業、学校、公共機関等に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度。

#### ■ 一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、法で特定した 20 品目の産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（家庭系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。発生源別に、生活系と事業系の 2 つに区分される。

#### ■ オゾン層

地上から 10～50km の高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。

オゾンは生物に有害な波長をもつ紫外線を吸収するが、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

そのため、オゾン層の保護等に取り組むことを目的に特定フロン、代替フロンへの移行が進んでおり、さらにフロンの生産、管理、回収、処分を適正に行うため、フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）が平成 27（2015）年 4 月に施行された。

#### ■ 温室効果ガス

大気中には、太陽から地球へ降り注ぐ光のエネルギーを通し、地面から放射される赤外線熱を吸収するガスがある。こうした性質をもつガスは、地球の平均気温を温室のように一定に保つ役割を果たして「温室効果ガス」と呼ばれる。

主な温室効果ガスには二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、フロン類などがある。人間の活動によって、大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球温暖化の原因となっている。

### ■環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下の3つを除いた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて環境基準が定められている。

### ■環境基本法

公害対策基本法で公害対策を、自然環境保全法で自然環境対策を行っていたが、複雑化・地球規模化する環境問題への対応に限界があるとの認識から、環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、平成5（1993）年に制定された。

基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

### ■環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

### ■環境保全型農業

「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のこと。食料農業農村基本法においても、国全体として適切な農業生産活動を通じて国土環境保全に資するという観点から、環境保全型農業の確立を目指している。

### ■環境マネジメントシステム（環境管理システム）

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。平成4年（1992年）の「地球サミット」を契機に、国際標準化機構本部に環境管理に関する専門委員会が設置され、平成8年（1996年）9月に環境マネジメントの国際規格「ISO14001」などが定められた。

### ■景観

風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。（広辞苑）

人間の視覚によってとらえられる地表面の認識像。山川・植物などの自然景観と、耕地・交通路・市街地などの文化景観に分けられる。（大辞林）

### ■5R（ゴール）

「過剰包装などを受け取らない」「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「修理して使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ（Refuse＝受取拒否）」「リデュース（Reduce＝ごみの

発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リペア (Repair=修理)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

#### ■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質。日ざしの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。光化学スモッグの原因物質の一つ。光化学オキシダント注意報は、1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められる時発令される。

## さ 行

---

#### ■再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

#### ■再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT 制度)

再生可能エネルギー源 (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス) を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者が調達を原則義務づける制度。平成24 (2012) 年7月1日開始。

電気事業者が再生可能エネルギーに起因する電気の買い取りに要した費用は、電気料金の一部として、賦課金という形で利用者の負担となる。

#### ■酸性雨

二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) や窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。(気象庁：酸性雨に関する基礎的な知識)

#### ■循環型社会

ごみをなるべく出さず、ごみをできるだけ資源として使い循環させ、使えないごみはきちんと処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

#### ■食育

生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができる人間を育てること。(食育基本法)

#### ■振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい振動を発生する施設 (「特定施設」

という)を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。

#### ■生物多様性

地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化をくり返し、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることをいう。

生物の多様性に関する条約(平成5年(1993)年12月発効)では、生物多様性を「すべての生物に違いがあること」と定義しており、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあるとしている。

#### ■騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい騒音を発生する施設(「特定施設」という)を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずる必要がある。

## た 行

---

#### ■大気汚染防止法

この法律は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1)工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2)有害大気汚染物質対策の推進、(3)自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。

#### ■地産地消

地域で生産された農林水産物などを、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。

## な 行

---

#### ■燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素を化学反応させて発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。走行時には、水蒸気しか発生せず、大気汚染の原因となる窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)や地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を排出しない。

## は 行

---

#### ■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

## ■ P R T R 制度

P R T Rは、Pollutant Release and Transfer Register の略称。

化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

## ■ 微小粒子状物質 (PM2.5)

粒径が  $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$  (マイクロメートル) =  $1\text{mm}$  の千分の 1) 以下の粒子状物質。PMは、「Particulate Matter (粒子状物質)」の頭文字。肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられている。

## ■ 浮遊粒子状物質

略称はS P M。浮遊粉じんのうち粒径が  $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$  (マイクロメートル) =  $1\text{mm}$  の千分の 1) 以下の粒子をいう。 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。略称のS P Mは、「Suspended Particulate Matter (浮遊粒子状物質)」の頭文字。

## ■ フロンガス

炭化水素の水素原子のいくつかを、塩素原子やフッ素原子で置き換えたものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもっており、クーラーや冷蔵庫等のほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、オゾン層破壊効果と温室効果が問題視され、先進国では 20 世紀中に生産が中止された (2020 年までに全廃される)。

## ま 行

---

### ■ 緑のカーテン

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

窓から入る直射日光をさえぎるので、室内温度の上昇を抑えとともに、植物が根から吸った水分を葉から蒸発させ周りの温度を下げる「蒸散作用」効果がある。

## や 行

---

### ■ 有害化学物質

有害化学物質は、環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

## ら 行

---

### ■ リサイクル率

リサイクル率 (%) = 総資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100

# 北広島町環境基本計画

発行日／平成29(2017)年3月

発行・編集／北広島町町民課



町花 ササユリ



町木 テングシデ

## 北広島町 町民課

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地

TEL (0826) 72-2111 (代表)

FAX (0826) 72-5242

URL<http://www.town.kitahiroshima.lg.jp>